資料3

日本一の健康長寿県構想

県民が健やかで心豊かに、支え合いながら生き生きと暮らすために

平成25年度
第3回　日本一の健康長寿県構想推進会議
（H26.1.10）

日本一の健康長寿県構想の推進によって
実現を目指す本県の姿

保健分野（1～6ページ）
医療分野（7～10ページ）
福祉分野（11～31ページ）
福祉保健所チャレンジプラン（32～36ページ）

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅰ　県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 ［枠］はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
１　周産期死亡率・乳児死亡率の改善	１．母体管理の徹底 ①思春期から出産までの母体管理意識の啓発 ★・思春期ハンドブックの配布 ・思春期講座、性に関する講師派遣 ★・妊娠相談窓口カードの作成 ・妊婦健康診査費用の助成 ・妊婦健診受診勧奨チラシ等の配布、広報 ★・高知県版母子健康手帳別冊の配布 ②ハイリスク妊婦に対する支援体制の強化 ・助産師等による訪問指導の充実 ・福祉保健所主体のケース会議開催 ・母子保健指導者等に対する研修の実施 ★③早産予防を目的とした妊婦健診検査項目の拡大 ・超音波検査による子宮頸管長の測定開始 ・評価検討会の開催 周産期死亡率；出産1,000に対する妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の死亡を合わせた数 乳児死亡率；出生1，000に対する生後１年未満の死亡数 低出生体重児の割合；出生に占める2,500g未満の児の割合	■周産期死亡率 H22；3．4（全国4．2） ※ほぼ全国水準で推移 ■乳児死亡率 H22；2．7（全国2．3） ※減少傾向にあるものの全国値を上回って推移 ■低出生体重児の割合 H22；10．5％ （全国9．6％） ■1500ｇ未満の出生児数 (うち1000ｇ未満の出生児) H22；46人（うち19人） ■満20週以降に妊娠届出のあった妊婦の存在 H21年度106人 （うち分娩後6人） H22年度105人 （うち分娩後8人） ■妊婦健康診査受診状況 妊婦健診受診券平均使用枚数11．3枚（全数14枚）	１．母体管理の徹底 ①思春期から出産までの母体管理意識の啓発 ・思春期ハンドブックの配布 ・思春期講座、性に関する講師派遣 ・妊婦健診受診勧奨リーフレット等の配布、広報 ★・フォーラム開催 ②ハイリスク妊産婦、要支援妊産婦への支援強化 ・母子健康手帳交付時等のハイリスク妊婦の把握を強化 ・助産師等による保健指導の充実 ★・広域での妊婦教室の開催 ★・要支援産婦への継続支援 ★③早産予防を目的とした妊婦健診検査項目の拡大 ・膣分泌物の細菌検査の導入 ・子宮頸管長測定導入等による早産防止対策の評価 ★④早産予防のための妊婦医学的管理の標準化 ・高知県標準妊婦健康診査手引書の作成 ・高知県母体・新生児搬送マニュアルの改訂	①妊婦健診の受診勧奨と早産防止を目的とした医学的管理の徹底により、超低出生体重児（1000ｇ未満）の出生が抑制される ②市町村において、ハイリスク及び要支援妊産婦の把握数が増加し、妊産婦に対する訪問指導や保健指導が強化される	◇妊婦健診における医学的管理の徹底により、早産リスクの早期発見と対応が可能な症例が増えた ※導入した医学的管理と早産防止効果との関連の分析 ◇対応すべきハイリスク妊産婦の基準について、協議検討を行い、支援の対象を明確にした ※地域におけるハイリスク妊産婦把握の強化	［枠］≪周産期死亡率の直近5年間の平均が全国水準よりも良い値となっている≫ ≪乳児死亡率の直近5年間の平均が全国水準となっている≫ ◆周産期死亡率と乳児死亡率の直近３年間の平均が全国水準に概ね近づいている。 ◆出生数に占める低出生体重児の割合10％未満 ◆妊婦健康診査を未受診のまま分娩に至る産婦の数をゼロに近づける ◆早産の占める割合が全国水準に近づいている
	２．周産期医療体制の確保 ★①ＮＩＣＵ病床確保対策 ・NICUを整備する医療機関への支援 ・NICU長期入院児の在宅療養への移行を支援するNICU入院児支援コーディネーターの配置 ②周産期医療体制の確保対策 ・産婦人科医、NICU新生児担当医の処遇改善のための手当を支給する医療機関への助成 ・総合周産期母子医療センターの運営支援 ★③周産期医療提供体制の再構築 ・周産期医療体制整備計画の見直し ・分娩取扱診療所の存続に向けた支援策の検討 ・機能強化・連携体制の強化	○NICU病床数 18床（H24．2月） ○NICU稼働率 H22年 92．6％	２．周産期医療体制の再構築 ①ＮＩＣＵの空床確保 ・NICU・GCUの整備　NICU：21床→24床 ★GCU：23床→27床 ・NICU長期入院児の在宅療養への移行を支援するNICU入院児支援コーディネーターの配置 H24年度；看護協会→★H25年度；高知医療センター ②分娩取扱施設・分娩取扱数の確保 ★・産科病床等の整備　17床増床 ・産婦人科医、NICU新生児担当医の処遇改善のための手当を支給する医療機関への助成 ・総合周産期母子医療センターの運営支援 ・分娩取扱診療所の存続に向けた支援策の検討 ・機能強化・連携体制の強化 ③周産期医療従事者の確保 ・周産期医療施設等の医師、助産師、看護師等への研修 ・院内助産所等開設促進のための研修 ★・新人助産師合同研修 ・医師養成奨学貸付金 ・特定科目臨床研修奨励貸付金 ★・助産師緊急確保対策奨学金条例の延長	①高次の周産期医療を提供する総合周産期母子医療センター（高知医療センター）、高知大学医学部附属病院の周産期病床の増床及び整備が計画通りに進んでいる ②専門性の高いスキルの修得や連携体制の強化につながる研修の実施により、周産期医療従事者等の資質の向上が図られる	◇周産期病床の増床及び整備について、事前協議が終了し、予定通り進んでいる 高知医療ｾﾝﾀｰ：GCU後方病床３床、産科病床８床 高知大学医学部附属病院：NICU３床、GCU４床、産科利用病床６床 ※予定通りの開設に向けて、医師等の人材確保が課題 ◇周産期医療関係者に対する研修会の実施 ５回実施（延べ243人参加） ※研修実施の評価方法についての検討	・県内で安全・安心な出産ができる周産期医療体制が確保されている。 ◆ＮＩＣＵ平均空床数３床以上 ◆ＮＩＣＵ満床を理由とした県外緊急搬送例ゼロ ◆県内の分娩予測数をカバーする分娩機能が維持できている
	３．健やかな子どもの成長・発達への支援 ・母子保健ワーキング会議（H22～23） ★・母子保健行政ワーキング会議（H24～） ・母子保健指導者研修会 ・未熟児防止対策事業 ・乳幼児フォローアップ事業	○乳幼児健診受診率 ・1歳6か月児健診 H22年度 本県83．6％ （全国94．0％） ・3歳児健診 H22年度 本県79．5％ （全国91．3％）	★３．健やかな子どもの成長・発達への支援 ①乳幼児健診の標準化・見直し ・乳幼児健診受診状況実態調査 ・カルテ様式、健診実施方法の見直し ・乳幼児健診実施の手引書等の作成 ・受診率向上につながる魅力のある健診の検討 ②乳幼児養育フォローアップ事業 ・乳幼児健診の要観察児のフォローアップ ・低出生体重児・養育医療対象児のフォローアップ ③母子保健指導者を対象とした体系的な研修の実施 ・母子保健指導者基本研修 ・母子保健指導者フォローアップ研修 ・母子保健行政ワーキング会議 ④啓発活動・乳幼児健診未受診者対応 ・保育所、幼稚園との連携 ・エコチル調査との連携による啓発 ・乳幼児健診受診率向上のためのキャンペーン展開 ・乳幼児健診受診促進事業の実施 ・未受診児対象の広域健診の実施	①乳幼児健診の受診勧奨と未受診児対象の広域健診の実施により、乳幼児健診の受診率が改善する （1歳6か月児健診受診率：85.0%→90%） （3歳児健診受診率：80.1%→85%） ②各市町村において、ポピュレーションアプローチの強化とハイリスクアプローチの拡大が図られ、総合的な母子保健サービスの提供体制が強化される	◇実態調査や市町村からの聞き取りにより、乳幼児健診の現状や課題、ニーズが明確となった ◇健診の意義、必要性の広報及び受診勧奨などの啓発活動を行った ◇広域健診の実施により、本来の未受診児が受診につながっている ※市町村の乳幼児健診実施態勢や未受診児対策にばらつきがある ※広域健診の実施方法の検討 ◇母子保健指導者に対する研修会の実施 基本研修Ⅰ、Ⅱ　2回実施（延べ219人参加） フォローアップ研修(福祉保健所管内ごと)に実施 ※基本的な支援技術の強化	◆全市町村で新生児期の訪問指導体制が構築できている。 ◆低出生体重児（2500ｇ未満の児）については、全例に専門職による新生児期の訪問が実施できている。 ◆未熟児（未熟児養育医療の対象児）に対しては、全例に退院後１か月以内の訪問ができている。 ◆1歳6か月児及び3歳児健診の受診率が全国水準に達している。 ・未熟児に対する継続的なフォローアップができている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅰ　県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
2　壮年期の死亡率の改善 自殺・うつ病対策は、「ともに支え合う地域づくり」の項参照	1．がん対策の推進 (1) がん予防の推進 ①子宮頸がんへの罹患予防対策 ・ワクチン接種経費の補助 ・広報の徹底 ②ウイルス性肝炎対策 感染者の早期発見 ・広報の徹底 ・検査機会の提供 感染者の治療へのつなぎ ・周囲からの治療の勧め ・標準治療の普及 ・医療費の助成 ★死亡率の高い地域での取組強化	○子宮頸がん予防 ・中1接種率 H23年度　78.6% ・20歳代検診受診率 H22年度　18.5% ・40-50代検診受診率 H22年度　41.6% ○ウイルス性肝炎対策 ・肝炎の認知度 H23年度　78.2%	1．がん対策の推進 (1) がん予防の推進 ①子宮頸がんへの罹患予防対策 ★法定接種としてワクチン接種を実施 （市町村による経費の補助） ・広報の徹底 （定期接種としての周知、親世代への検診の啓発） ②ウイルス性肝炎対策 感染者の早期発見 ・広報の徹底 ・検査機会の提供 （医療機関での無料検査はH25限り） 感染者の治療へのつなぎ ・周囲からの治療の勧め ・標準治療の普及 ・医療費の助成	1．がん対策の推進 (1) がん予防の推進 ①子宮頸がんへの罹患予防対策 （法定接種として各市町村で実施） ◆中3生（H23中1）の接種率85％以上 ②ウイルス性肝炎対策 ◆肝炎の認知度100%	1．がん対策の推進 (1) がん予防の推進 ①子宮頸がんへの罹患予防対策 （法定接種として各市町村で実施） ○H25.4より予防接種法に基づく定期接種として小学6年から高校1年相当年齢に実施していたが、副反応等の問題で、H25.6より積極的な接種勧奨が行われていない。 再開の目処がたっていないため、状況を注視して、目標等の変更が必要。 ②ウイルス性肝炎対策 ◆肝炎の認知度　79.1%（H25イベント時調査）	**≪壮年期の過剰死亡が下がり、全国平均以下となる≫ ≪壮年期の世代が、健診の受診など自分の健康管理を意識した行動をとる。また、家庭や地域、職場においても健康管理を呼びかける気運が醸成されている≫** 1．がん対策の推進 (1) がん予防の推進 ①子宮頸がんへの罹患予防対策 ・中1相当年齢に対するワクチン接種が毎年全市町村で実施される。 （法定接種として各市町村で実施） ◆接種率90％以上 ・子宮頸がん予防の意識が向上し、親世代とワクチン接種世代で子宮頸がん検診を受ける者が増える。 ◆20歳代受診率30%以上（H22年度18.5%） ◆40-50歳代受診率50%以上（H22年度41.6%） ②ウイルス性肝炎対策 ・肝炎の認知度が上がり、住民が自らの感染の有無について自覚し、陽性者は医療機関で治療を受けている。 ◆肝炎の認知度100%（H23年度78.2%） ◆陽性者の精密検査受診率90%以上 ・地域での専門医とかかりつけ医の連携により、検査で陽性となった者が、全ての地域で適切な治療が受けられるようになる。
	(2) がん検診の受診促進 ①受診勧奨 ・市町村から住民への受診勧奨 ★事業主から従業員等への受診勧奨 ・協会けんぽの協力による被扶養者向けがん検診の受診勧奨 ②利便性向上 ・検診日（平日・土日）の拡大 ★集団検診のセット化の促進 ★医療機関での受診機会の拡大検討	○がん検診受診率 (40～50歳代，市町村検診＋職域検診) H22年度 肺がん　：45.5% 胃がん　：34.5% 大腸がん：32.8% 子宮がん：41.7% 乳がん　：47.3%	(2) がん検診の受診促進 ①受診勧奨 ・市町村から住民への受診勧奨 ・事業主から従業員等への受診勧奨 ・協会けんぽの協力による被扶養者向けがん検診の受診勧奨 ★大腸がん検診啓発イベントの開催 ②利便性向上 ・検診日（平日・土日）の拡大 ・集団検診のセット化の促進（★受付要員の支援） ・医療機関での受診機会の拡大（★事務処理要員の支援） ★大腸がん検診の郵送による検体回収の実証試験 ★集団検診によるがん検診の広域化の試行	(2) がん検診の受診促進 ・居住地以外の市町村でがん検診が受診できる体制を構築できるよう実証事業を行い、受診率向上を目指す。 （26年度は、25年度実証事業での課題を抽出し、実施体制を見直し再度実証事業を行い、27年度の本格実施を目指す。） ・大腸がん検診の検体郵送回収体制を構築できるよう実証事業を行い、最も受診率が低い大腸がん検診の受診率を上昇させる。	(2) がん検診の受診促進 ・H24がん検診受診率（40～59歳・速報値） 肺　:48.9%　胃:37.7%　大腸:37.4% 子宮:44.1%　乳:48.7% ・広域検診事業（検診日:2/18～3/20　22会場） 12/9受付開始 ・大腸郵送検診（募集:12/16～2/14　定員3000人）	(2) がん検診の受診促進 ①がん検診の意義重要性が浸透し受診行動に結びついている。 ②がん検診の利便性が向上している。 ◆40-50歳代のがん検診受診率50％以上 （胃・肺・大腸・乳・子宮がん） （市町村検診・職域検診の合計値）
	(3) がん医療の推進 ①医療水準の向上 ・がん診療連携拠点病院の機能強化 （★機器整備・人材育成） ・がん登録の推進（患者情報の把握・分析） ②緩和ケア・在宅医療の推進 ・理解促進⇒医療従事者や県民向けの研修会の実施 ・在宅緩和ケア体制の整備 ③患者や家族への支援 ・がん相談体制の強化	○75歳未満年齢調整死亡率 (H20-22平均) ・88.6（全国85.3） ○自宅看取率（H22） ・7.4%（全国7.8%）	(3) がん医療の推進 ①医療水準の向上 ・がん診療連携拠点病院の機能強化 （機器整備・人材育成） ・がん登録の推進（患者情報の把握・分析） ②緩和ケア・在宅医療の推進 ・理解促進⇒医療従事者や県民向けの研修会の実施 ・在宅緩和ケア体制の整備 ③患者や家族への支援 ・がん相談体制の強化 ★心のケア相談員の養成 ★患者満足度調査及び就労実態調査の実施	(3) がん医療の推進 ・患者の希望に沿った療養生活ができるよう在宅緩和ケア体制を充実させる （がん患者の自宅看取り率　7.7%） ・就労実態調査を実施し、がん患者の就労実態を把握し今後の支援策を検討する	(3) がん医療の推進 ・がんの年齢調整死亡率（75歳未満） H22～24：84.4 ・がん患者の自宅看取率 H24:7.1%	(3) がん医療の推進 ・がんの年齢調整死亡率が改善されている ◆がんの年齢調整死亡率（人口10万対）73.1 （高知県がん対策推進計画の目標値・H25-27平均） （H15-17:91.4　H20-22:88.6） ・緩和ケア・在宅医療の理解が進んでいる ◆がん患者の在宅看取り率10％以上 （H17：3.7%　H22：7.4%） ・患者満足度が向上している （患者満足度調査の各項目の満足度が前回調査に比べ向上している　⇒患者の不満が改善されつつある）
	2．心疾患・脳血管疾患対策 ①特定健診の受診促進 ・最も受診率の低い市町村国保への対策 ★医療機関での受診の促進（県医師会等との連携） ★社会保険加入者のうち受診率の低い被扶養者への対策（各保険者との連携） ②地域の健康づくり団体の育成 ・団体の育成に取り組む市町村への助成 ③★慢性腎臓病への対策 ・県民への慢性腎臓病に関する知識の普及啓発 ・適切な保健指導や治療に繋げるための体制づくり 専門医、かかりつけ医、保健師、栄養士等への研修の実施 慢性腎臓病治療連携システムの構築	○特定健診受診率 ・市町村国保 H21全国31.4% 本県24.6% ・協会けんぽ (被扶養者) H21全国12.2% 本県12.4%	2．心疾患・脳血管疾患対策 ①特定健診の受診促進 ・最も受診率の低い市町村国保への対策 （★国保調整交付金の活用） ・医療機関での受診の促進（県医師会等との連携） ・社会保険加入者のうち受診率の低い被扶養者への対策 （各保険者との連携） ②地域の健康づくり団体の育成 ・団体の育成に取り組む市町村への助成 ③慢性腎臓病への対策 ・県民への慢性腎臓病に関する知識の普及啓発 ・適切な保健指導や治療に繋げるための体制づくり 専門医、かかりつけ医、保健師、栄養士等への研修の実施 慢性腎臓病治療連携システムの構築 ★④高血圧対策の推進 ・これからの血圧対策を担う人材育成 ・潜在高血圧者、高血圧治療者への対策 ・高血圧対策を地域全体で推進する体制づくり	2．心疾患・脳血管疾患対策 ①・市町村国保の受診率 全国平均に到達 ・協会けんぽの特定健診と高知市のがん検診の拡充 ・「特定健診ヒント集」の全健診実施機関への周知 ②補助金を活用して団体育成に取組む市町村数 20市町村以上 ③・「どんな病気か知っている」県民　40% ・特定健診要精密者の紹介状作成市町村数 30市町村 ・保健指導ガイドラインをもとにH26から保健指導実施意向を示す市町村　30市町村 ④・６月までに医師会等の職能団体や協会けんぽ等の保険者、健診機関に対し、対策の協力依頼等を終了させ、官民の推進体制を構築。７月から研修等により対策を担う人材を育成し、高血圧者への指導に取組む。 ・高血圧者への指導体制が整ったうえで、県民への広報を開始（9月以降予定）	2．心疾患・脳血管疾患対策 ①市町村国保の受診率 ・H24受診率33.2% ②これまでに補助金を活用して団体育成に取組んだ市町村数 ・19市町村 ・未活用市町村の課題 団体が無い･休止中（8）、今以上の活動は困難（4）等 ③県民への普及啓発　イベント3か所 ・「どんな病気か知っている」県民18.9%（10代除） 保健指導、医療連携の体制づくり ・医療連携研修3回（延114名）、保健指導研修4回（延480名）を開催。医療連携の主となるかかりつけ医の参加が少ない。 県開発の紹介状システム配布　30市町村 （独自システム3市町） 保健指導実施市町村　年度末把握 ④人材育成、高血圧者への指導、県民への広報 ・職能団体や保険者、健診機関と官民協働の取組を共通認識 ・7-9月にかけて人材育成研修（述べ410名） ・8月から医療機関、健診機関において指導教材を使った高血圧者に対する指導を実施 （医療機関440機関、健診機関14機関、薬局388機関） ・研修では、治療のキーマンとなる医師、薬剤師の参加が少ない課題が残った。 ・県民への広報は、サポーター企業は薬局を中心に年間目標の100社を上回る127社が認定され、高血圧予防のPRを官民協働で展開できた。	2．心疾患・脳血管疾患対策 ①②特定健診の受診について、保険者、かかりつけ医、健康づくり団体等による官民協働の受診勧奨の取組が活発となっている。 ◆受診率目標：全国平均以上 最も受診率の低い市町村国保と社会保険加入者の被扶養者（特に協会けんぽ）に注力 ・国保：H21全国31.4%、本県24.6% ・協会けんぽ：H21全国12.2%、本県12.4% ③慢性腎臓病への対策において、病診連携及び保健と医療の連携体制が整備されている。 ◆一般県民の認知度が高まる。医療関係者の正しい理解が進む。 医師の認知度：100% ◆全市町村が保健指導を実施し保健と医療連携が進む。 保健指導を実施する市町村：100% ◆医療機関に紹介状を出す市町村が増える。 紹介状を出す市町村：80% ・病診連携体制が進みかかりつけ医と専門医の紹介件数が増える ★④日本高血圧学会治療ガイドラインによる家庭血圧を参考とした治療や服薬指導が実施されている。県民の家庭血圧測定についての認識が高まっている。 ◆家庭血圧の測定頻度が週に1回以上の割合25.5%→33% ◆週3回以上測定した家庭血圧値を医師に伝えている割合 H727.8%→38% ◆サポーター企業の認定事業所数0社→300社

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅰ　県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 ［枠囲み］はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
3「よさこい健康プラン21」の推進	［重点］～［分野ごと］の 着 実 な 実 施 ○子どもの現状（H23年度） ・朝食を必ず食べる児童の割合　　小学5年生92% ・運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 　小学5年生　男子 53.4%　女子 30.6% ・中等度・高度肥満傾向児の割合 　小学5年　　男子5.9%　　女子3.3% ○県民の血圧の現状（H23年） ・収縮期血圧の平均　　男性135mmHg　女性134mmHg ・収縮期血圧130mmHg以上の人の割合 　男性58.1%　女性59.7% ○県民の喫煙率、禁煙分煙施設の現状（平成23年度） ・喫煙率　　男性：32.1%、女性：9.2% ・非喫煙率（H22年国民生活基礎調査） 　男性：全国15位、女性：全国24位 ・「多くの人が利用する施設」の禁煙・分煙の実施割合　59.1% 　（H23年度高知県禁煙・分煙実態調査） ・「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は（この1ヶ月間は）吸っていない」人のうち、この1ヶ月に受動喫煙の機会を有する者の割合 　家庭（ほぼ毎日）9.2% 　飲食店（1回以上）43.0% 　職場（1回以上）33.1% ○県民の歯と口の現状（平成23年度） ・子供（12歳）の1人平均むし歯本数　1.5本 ・40歳代の歯周病罹患率　　34.6% ・「8020」達成者の割合　　25.9%		［重点］～［分野ごと］の 着 実 な 実 施 それぞれの取組参照			≪県民一人ひとりが、自らの健康状態を十分に把握し、生活習慣病の予防に取り組むことで、各種健康指標が改善している≫ ◆子どもの状況 ・朝食を必ず食べる児童の割合　　小学5年95%以上 ・運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合 　増加傾向 ・中等度・高度肥満傾向児の割合　　減少傾向 ◆血圧の状況 ・収縮期血圧の平均値の改善　　男女とも130mmHg以下 ・収縮期血圧130mmHg以上の人の割合 　男女とも45%以下 ◆喫煙率、禁煙分煙施設の状態 ・喫煙率　男性 20%以下、女性5%以下 ・非喫煙率　男女とも全国上位 ・多くの者が利用する施設の禁煙・分煙の実施割合 　70%以上 ・「たばこを全く吸ったことが無い」又は「今は（この1ヶ月間は）吸っていない」人のうち、この1ヶ月に受動喫煙の機会を有する者の割合 　家庭（ほぼ毎日）3%以下 　飲食店（1回以上）14%以下 　職場（1回以上）10%以下 ◆歯と口の状態 ・子供の１人平均むし歯本数　0.5本以下 ・40歳代の歯周病罹患率　　15%以下 ○生活習慣を変えることの大切さに気づき、健康づくりを実践する県民が増える
【重点１】子どもの健康的な生活習慣定着の推進		・朝食を必ず食べる児童の割合 小学5年生92% （教育委員会「H23年度児童生徒の生活スタイルに関する調査」） ・運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合（小学5年） 男子　53.4% 女子　30.6% （教育委員会「H23年度高知県体力・運動能力、運動習慣等調査」） ・中等度・高度肥満傾向児の割合（小学5年） 男子5.9% 女子3.3% （文科省「H23年度学校保健統計調査」）	★１　教育委員会と連携した取組の推進 ①小中高校生を対象に、生活や健康に関する副読本等の教材を活用した健康教育を実施 ②学校関係者を対象にした研修会を実施 ★２　地域での取組強化 ①市町村職員（保健師・栄養士）等を対象とした研修会の実施 ②「よさこい健康プラン21」の分野ごとの取組を実施 ★３　推進体制の構築 ①高知県健康づくり推進協議会に子ども支援専門部会を設置 ②学校保健課題解決に向けた圏域での検討	①小学校低学年用教材、高校生用教材を活用し9月から健康教育を実施する。 ②学校関係者及び市町村保健師等への人材育成を目的とした研修会を実施する。	①健康教育の実施 【小学校低学年】 ８月小学校低学年用リーフレット「めざせ元気いっぱいこうちの子ども」生活リズムチェックカードを配布し、９月以降取組実施。 【高校生】 ９月高校生副読本「よりよい生活習慣のために」を配布、２学期より健康教育開始。 ※11月～　来年度配布予定の小学校中学年・高学年、中学生用教材作成ワーキング立ち上げ、作成開始 ※講師派遣による健康教育を実施 ②研修会の実施 ○学校関係者等対象 ・むし歯・歯肉炎予防研修会 （圏域ごとに実施　　8/1, 8/23, 8/28, 8/29） ・喫煙防止教育研修会　8/16 ○養護教諭・栄養教諭等対象 チーム協働研修（8/9 教育センター主催） テーマ：「児童生徒の健康面における今日的課題」 ○保健師・保育士等対象 子どもの健康的な生活習慣づくり研修会（9/3） 【課題】 ・今年度の状況を踏まえ教育内容を充実させる ・学校と地域の連携した取組の推進を図る	1　子どもの生活スタイル等の調査結果が良くなる 2　肥満傾向児の割合が減少する
【重点２】高血圧対策の推進	※「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照					

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅰ　県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
【重点３】 たばこ対策の推進	(1) 禁煙対策 ・禁煙希望者に対して、助言や禁煙方法を紹介する「禁煙サポーターズ」を養成 H22：薬剤師　H23：医療機関従事者 H24：事業所の衛生管理者 ・禁煙サポーターズによる禁煙外来情報の提供（チラシの配布） ★県医師会（医療機関）と連携した禁煙支援の体制づくり 医師会と連携した医師会員対象の研修会を郡市医師会ごとに開催 喫煙の健康への影響や禁煙治療等の普及啓発、かかりつけ医からの禁煙の勧めや禁煙外来の開設を目指す ・各福祉保健所で実施する禁煙教室等による、喫煙の害についての正しい知識の普及	○喫煙率 男性　32.1％ 女性　9.2％ （H23年高知県県民健康･栄養調査） （参考） ・平成22年度特定健康診査での喫煙の状況 男女計　13.4％ ・「喫煙を止めた者の割合」（H23年度ニコチン依存症管理料の設置基準の報告（H22.4～H23.3）） 57.5％ ・禁煙治療の受診者数（H23年度ニコチン依存症管理料の設置基準の報告（H22.4～H23.3）） 2,784名 ・禁煙治療に保険がつかえる医療機関： 79ヶ所（H23年8月） ・とさ禁煙サポーターズ数（～H23年度） 167名	(1) 禁煙対策 ①とさ禁煙サポーターズの養成 ★禁煙希望者に対して、助言や禁煙方法を紹介する人材育成（拡充） H25：健康づくり団体等 ・禁煙サポーターズによる禁煙外来情報の提供（チラシの配布） ②たばこ対策の連携体制の確立 ・医師会と連携した医師会員対象の研修会を郡市医師会ごとに開催 喫煙の健康への影響や禁煙治療等の普及啓発、かかりつけ医からの禁煙の勧めや禁煙外来の開設を目指す ・禁煙希望者と禁煙外来をつなぐ仕組みづくり ★③禁煙支援・治療の指導者養成事業 効果的な禁煙治療･禁煙指導が実施できるよう、医師や市町村の保健指導従事者等を対象としたe‐ラーニングの研修を実施	①たばこをやめたい人がやめられるための禁煙支援体制の充実に向けた、禁煙治療へのつなぎのしくみをつくる 【目標】 ①とさ禁煙サポーターズ養成数:180名 ②禁煙支援･治療の指導者養成事業講習（eーラーニング）受講者数:120名	①とさ禁煙サポーターズの養成 幡多9/25実施　養成数34名 健康づくり婦人会９名 食生活改善推進員25名 （その他、年度内５回実施予定） ②たばこ対策の連携体制の確立 医師会との連携研修会 ・中央東10/10実施　参加者49名 12/11実施予定 （その他、年度内５回実施予定） 電話による禁煙相談体制 ・実施検討機関の関係職員の人材育成 （ｅ‐ラーニングの受講　８名申込） ・実施に向け、引き続き協議・調整が必要 ③禁煙支援・治療の指導者養成事業 ｅ‐ラーニングの受講申込　182名 ・禁煙治療へのつなぎ・効果的な禁煙治療実施の中核となる、禁煙外来実施機関・歯科医院及び健診機関からの受講が少ない。 ・より多くの受講者が修了するよう支援が必要 ・受講者アンケートを今後の取組に活用する。	(1)禁煙対策 ○地域において、とさ禁煙サポーターズによる声かけや情報提供がされている とさ禁煙サポーターズ数:650名以上 ○喫煙者と禁煙治療をつなぐ仕組みができる ○禁煙治療の受診者及び喫煙を止めた人が増加する （ニコチン依存症管理料に係る実施状況報告による） ○禁煙治療を行う医療機関:100ヶ所以上
	(2) 受動喫煙防止対策 ★「空気もおいしい！」認定事業（対象の絞り込み） 妊産婦及び乳幼児をターゲットとし、ファミリーレストラン等の禁煙・分煙を推進 ・官公庁の禁煙への働きかけの強化 市町村に対し禁煙依頼文書及び健康増進法（受動喫煙の防止）に関するチラシを送付 福祉保健所による働きかけの実施 ★受動喫煙防止の普及啓発 健康増進法に関するチラシを作成し、事業所へ配布 受動喫煙防止対策に関するチラシを作成し、乳幼児健診等で配付	(2) 受動喫煙防止対策 ○「空気もおいしい！」認定店：89店舗 （H23年11月） ○官公庁の施設内禁煙実施状況：64.6％ ○学校の施設内禁煙 88.6％ 内、敷地内禁煙 44.3％ （H23年度高知県禁煙・分煙実態調査） ○「たばこを全く吸ったことがない」「今は（この1ヶ月間）吸っていない」人のうち、この1ヶ月間に受動喫煙の機会を有する人の割合 家庭（ほぼ毎日）:9.2％ 飲食店（1回以上）:43.0％ 職場（1回以上）:33.1％ （H23年高知県県民健康･栄養調査）	(2) 受動喫煙防止対策 ・「空気もおいしい！」認定事業の周知 妊産婦及び乳幼児をターゲットとし、ファミリーレストラン等の禁煙・分煙を推進 ・官公庁の禁煙化への働きかけの強化 市町村に対し禁煙依頼文書及び健康増進法（受動喫煙の防止）に関するチラシを送付 福祉保健所による働きかけの実施 ・受動喫煙防止の普及啓発 健康増進法に関するチラシを作成し、事業所へ配布 受動喫煙防止対策に関するチラシを作成し、乳幼児健診等で配付 ★受動喫煙防止対策を実施している事業所を「ノンスモーキー応援施設」として登録し、禁煙や受動喫煙防止に関する情報発信施設とする	②受動喫煙防止に取り組む事業所や店舗の登録制度（ノンスモーキー応援施設）を開始。 【目標】 ①「空気もおいしい！」認定事業:認定店増 ②ノンスモーキー応援施設登録施設数: 50店舗	②受動喫煙防止に取り組む事業所や店舗の登録制度（ノンスモーキー応援施設） ・厚生労働省事業「職場の受動喫煙防止対策に係る説明会」（12/3）にて事業周知 ・受動喫煙防止パレード（10/22四万十市内で実施）等、福祉保健所において機会をとらえ事業周知 ・申請件数　８件 ・事業の周知が十分でなく、申請件数が少ない	(2)受動喫煙防止対策 ○飲食店:「空気もおいしい！」認定店の増加 市町村本庁舎:全ての市町村で施設内禁煙となっている 学校:全ての学校が敷地内又は施設内禁煙となっている 事業所:「ノンスモーキー応援施設」登録数の増加
	(3) 防煙対策 学校からの要望に対し、喫煙防止や受動喫煙防止に関する防煙教室を実施する等、個別対応	(3) 防煙対策 福祉保健所・本庁による喫煙防止教育実施状況 （H23年度）：24回	(3) 防煙対策 ★養護教諭等を対象とした喫煙防止研修の実施		喫煙防止教育研修会の実施 8/16開催　参加者61名 養護教諭27名 教諭５名 学校薬剤師４名 保健師４名　等 （小学校16/中学校13 県･市町村･教委17）	(3)防煙対策 ○教育委員会と連携し、全学校において学年に応じた効果的な喫煙防止教育が実施される

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅰ　県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 [　　] はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
[1] 歯科保健対策の推進	(1) むし歯・歯肉炎予防対策 ・フッ素応用の実施方法や良好な歯磨き習慣の定着など、むし歯予防・歯肉炎予防の周知・徹底 ・地域の実情に応じたフッ素応用の取組を推進し、フッ素塗布、フッ素洗口の全市町村への拡大 ★むし歯予防講演会（保健所単位で県民対象に講演会を開催し、むし歯予防・歯肉炎予防について周知） ★市町村単位の推進検討会の開催	○１人平均のむし歯本数（12歳） H22年度　本県1.5本 〔全国1.2本〕 ○歯肉炎罹患率（12歳） H22年度　本県4.9% 〔全国4.1%〕 ○乳幼児健診でのフッ素塗布の実施 H22年度　本県22/34 ○フッ素洗口の実施 H22年度　本県15/34	(1) むし歯・歯肉炎予防対策 ・フッ素応用の実施方法や良好な歯磨き習慣の定着など、むし歯予防・歯肉炎予防の周知・徹底 ・地域の実情に応じたフッ素応用の取組を推進し、フッ素塗布、フッ素洗口の全市町村への拡大 ・むし歯予防講演会（保健所単位で県民対象に講演会を開催し、むし歯予防・歯肉炎予防について周知） ・市町村単位の推進検討会の開催	【目標】 フッ素応用に対する理解が進む	(1)むし歯・歯肉炎予防対策 ・母子歯科保健対策ワーキング開催(1回) ・フッ素応用推進のためのリーフレット改訂・増刷 ⇒市町村や他県等からの要望が多く、市町村事業支援に貢献していることを確認 ・むし歯予防研修会開催(県外講師:4回) 学校関係者、市町村関係者等対象:3回 歯科医療従事者対象:1回 ⇒検討会後に懇談会を開催し、関係者の理解を深めることにより、希望施設が増加 研修会は定員を超える参加者で、関心が高まっていることを確認 高知市での実施施設が非常に少ないため、増加させるための検討会が今後も必要 ・フッ素洗口実施施設決定:28施設(6月) (実施予定施設増加中) ・フッ素応用推進にかかる検討会:19回(増加中)	(1) むし歯・歯肉炎予防対策 ◆１人平均のむし歯本数（12歳）　１本以下 ◆歯肉炎罹患率（12歳）　３%以下 ◆フッ素洗口、フッ素塗布を実施する市町村の増加 ・全市町村で乳幼児健診でのフッ素塗布の実施 22/34（H23）　→　34/34 ・全市町村でのフッ素洗口の実施 15/34（H23）　→　34/34
	(2) 歯周病予防対策 ・歯周病についての正しい知識の啓発（歯周病啓発･歯磨き指導等、定期健診の必要性）実施 ★歯周病予防普及啓発促進事業（マスメディアを使った広報啓発、イベント時やＨＰによる歯科保健指導）	○進行した歯周病罹患率（40歳代） H23年度　本県34.6% ○歯間清掃用具を使用する人の割合 H23年度　本県42.0% ○定期健診を受ける人の割合 H23年度　本県37.5%	(2) 歯周病予防対策 ・歯周病についての正しい知識の啓発（歯周病啓発･歯磨き指導等、定期健診の必要性）実施 ・歯周病予防普及啓発促進事業（マスメディアを使った広報啓発、イベント時やＨＰによる歯科保健指導） ★歯科保健指導を行う人材育成研修実施 ★各地域で核となる人材育成研修実施 ★県民に広く知識啓発を行う公開講座実施	【目標】 県民公開講座等により、歯周病に対する正しい知識の啓発が進む	(2)歯周病予防対策 ・歯周病予防ワーキング開催(3回) ・歯周病予防啓発のためのリーフレット検討、作成 ・歯周病予防研修会開催(6回) 医療従事者等対象(県外講師):2回 健康づくり婦人会等対象(県内講師):2回 歯科医療従事者対象(県外講師):1回 県民公開講座:1回 ⇒県民自らが予防する意識を持つことが大切だ が、定期歯科検診受診率は低く、今後も普 及啓発の内容の検討が必要	(2) 歯周病予防対策 ◆進行した歯周病罹患率（40歳代）　20%以下 ◆歯間清掃用具を使用する人の割合　50%以上 ◆定期健診を受ける人の割合　50%以上 ◆歯周病についての正しい知識をもった県民が増える
	(3) 高齢者等の歯科保健対策 ・在宅歯科医療連携の仕組みの充実 ・在宅歯科医療機器の整備に対する助成 ・口腔ケアの重要性に関する啓発の実施 ★在宅歯科人材育成事業（在宅歯科医療提供者の人材育成）	○在宅歯科連携室設置（H23年度） ○在宅歯科医療連携室整備事業連携協議会開催（H23.10.7） ○在宅歯科医療機器の整備状況 H22年度　５歯科医院 H23年度　４歯科医院 ○貸し出し用在宅歯科医療機器整備状況（H23年度） ・義歯調整用機器 22市町村 ・携帯用レントゲン 1台（高知支部） ・口腔ケア用機器 ６市町村 ○かみかみ百歳体操を実施する市町村 H23年度　24市町村 ※高齢者福祉課で実施	(3) 高齢者等の歯科保健対策 ・在宅歯科医療連携の仕組みの充実 ★在宅歯科医療機器の整備に対する助成の拡大 （計画年数：5年⇒4年に短縮） ・口腔ケアの重要性に関する啓発の実施 ・在宅歯科人材育成事業（在宅歯科医療提供者の人材育成）	【目標】 在宅歯科診療に必要な基本的な機器整備が、県内各市町村(無歯科医地除く)で完了	(3)高齢者等の歯科保健対策 ・在宅歯科医療連携の一環で、高知医大、県歯科医師会と「がん医療連携」推進体制を構築し、研修会開催(3回)仕組みの充実 ★在宅歯科医療機器の整備完了 ・在宅歯科医療推進ワーキング開催(1回) ・口腔機能向上、口腔ケア等の重要性に関する啓発資材の検討 (介護支援専門員連絡協議会理事会等) ・在宅歯科人材育成研修会開催(5回) 在宅歯科人材育成研修会:2回 がん医療連携研修会:3回 ⇒研修会参加者希望者が定員を締め切り前に 超える等、歯科医療従事者等の関心が高まっていることを確認 ⇒他課と連携した県民公開講座の開催等、より効果的で効率的な普及啓発の検討が必 要	(3) 高齢者等の歯科保健対策 ・圏域ごとに介護支援専門員や歯科医師を交えた検討会が開催され、地域の実情に応じた在宅歯科の提供ができている。 （ネットワーク形成） ・「かみかみ百歳体操」などの口腔機能プログラムを実施する市町村の増加 ・在宅歯科医療機器が使用頻度に応じて、必要な地域（無歯科医市町村は除く）に整備され、各地域の歯科医院が活用できる。 （※H25年度末に整備完了予定）
	(4) 圏域ごとの歯科保健対策の推進 ★圏域ごとに歯科保健対策推進体制を構築（歯科保健地域連絡会議の設立）し、地域の実情に応じた歯科保健対策を企画・立案、実施	○基本計画が施行されるまでは、各圏域での歯科保健対策を協議する連絡会は設置されていなかった	(4) 圏域ごとの歯科保健対策の推進 ・圏域ごとに歯科保健対策推進体制を構築（歯科保健地域連絡会議の設立）し、地域の実情に応じた歯科保健対策を企画・立案、実施 ・H24年度に設置した歯科保健地域連絡会で、各圏域ごとに歯科だけでなく、地域住民を含むさまざまな関係者との連携を強化し、「歯と口の健康づくり」を「全身の健康」につなげていく		(4)圏域ごとの歯科保健対策の推進 ・歯科保健地域連絡会開催(3圏域) ⇒圏域ごとに、関係者の理解が深まるとともに、課題意識が高まり、歯科保健事業が加速的に推進	(4) 圏域ごとの歯科保健対策の推進 ・関係者の連携が強化され、各地域で効果的な歯科保健対策を実施できるようになる

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅰ　県民自らが病気を予防し、生涯を健康に暮らす

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
[2] 栄養・食生活改善推進	（１）食育の推進（朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発） ・食育応援店の拡大(コンビニや直販所等）による、野菜と食塩の適正摂取の啓発の実施 ・子どもと保護者が対象の「食育講座」の開催により、小さい頃からの栄養、食生活への関心を醸成 ・量販店での開催が中心の「食育イベント」により、生活習慣病予防の意識を根付かせる取組の実施 ・朝食＆野菜で健康！キャンペーン ★「食育講座」や「食育イベント」の中で、野菜350g体験 ★歯っぴぃデーイベントで栄養相談や指導を実施 （２）生活習慣病予防・介護予防の取組 ・出前講座による啓発 （３）人材育成 ・食生活改善推進協議会の活動支援	※H23実績 ・野菜摂取量：277g ・食塩摂取量：9.7g ・食育応援店：109店舗 ・食育講座：33市町村 延べ45回 1,074名 ・食育イベント：33市町村 延べ41回 5,639名 ・朝食＆野菜で健康！ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ：7回 1,273名 ・出前講座：3回 142名 ・食生活改善推進員数： 1,986名	（１）食育の推進（朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発） ・食育応援店は直販所等に拡大し、簡単レシピや高知県食材を使ったレシピを配布 ・「食育講座」や「食育イベント」を活用して、野菜350g体験や減塩の取組を実施 ★「朝食＆野菜で健康！キャンペーン」を、8月31日「やさいの日」に県内一斉に実施 ・１食のメニュー展示 ・野菜たっぷりレシピの試食 ・減塩や果物摂取の取組も併せて行う （２）生活習慣病予防・介護予防の取組 ・職域への出前講座を強化 （３）人材育成 ・食生活改善推進員の養成と活動支援	・野菜摂取量と減塩の必要性の理解が進む	（１）食育の推進（朝食や野菜摂取の向上、バランス食の啓発） ・「食育講座」「食育イベント」を実施 「食育講座」：9カ所　220名（H25.11末報告） 「食育ｲﾍﾞﾝﾄ」:14か所 1,920名（H25.11末報告） ・1日の野菜摂取量350g必要性の周知 ・調理実習体験や試食による食育 ★8月31日「やさいの日」ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ県内一斉実施 ・量販店（26店）29市町村食改実施 試食・クイズ・啓発資料配布 ・直販所（10か所） のぼり旗掲揚・啓発資料配布 【課題】野菜摂取が生活習慣病対策に繋がることの周知不足 （２）生活習慣病予防・介護予防の取組 ・職場、老人クラブ等へ出前講座を実施 ・７回　850名 （３）人材育成 ・食生活改善推進員の養成と活動支援 ⇒総会や研修会を活用し、県の取組との連携方法や啓発資材の提供等、各種事業の支援	・野菜摂取と減塩の必要性が理解される。 ・食育応援店：150ｶ所以上 ・食育講座と食育イベントを全市町村で実施 ・「やさいの日」のイベント：22ｶ所で開催 （２）生活習慣病予防・介護予防の取組 ・生活習慣病予防や低栄養予防の必要性が理解される （３）人材育成 ・食生活改善推進員：2000名を維持
[3] 運動の推進	・運動の効果や手軽にできる運動についての健康教育の実施 ・運動できる施設やイベント・活動団体の情報提供 ・健康づくりを推進する組織・団体等による地域でのウォーキング等を支援（ウォーキングマップの活用）	・日常生活における歩数の増加 20歳～64歳 男性　7,358歩 女性　6,752歩 65歳以上 男性　5,806歩 女性　4,876歩 ・運動習慣者の割合の増加 20歳～64歳 男性25.6%女性23.1% 65歳以上 男性41.4%女性27.0% ※参考（H23） 特定健診時の問診 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 男性　57.5% 女性　57.5%	・運動の効果や、手軽にできる運動についての健康教育の実施 ・運動できる施設やイベント・活動団体の情報提供 ・健康づくりを推進する組織・団体等による地域でのウォーキング等を支援（ウォーキングマップの活用）	○運動の大切さ、体を動かすことの楽しさの理解や運動できる環境の整備が進む	○出前講座による健康教育の実施や、情報誌･テレビスポットによる啓発を行った。 【課題】 ･引き続き、健康教育と啓発の実施を行う	○運動の大切さ、体を動かすことの楽しさが理解される ○各市町村等で運動できる施設の情報やウォーキングマップが作成され、運動できる環境が整備される ※参考（次回県民健康・栄養調査はH28年であるため特定健診の問診を利用） （特定健診時の問診） 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施 男性　60% 女性　60%
[4] 十分な休養の推進	・「こころの健康」の中で健康教育を実施		★十分な休養や睡眠をとることの普及啓発	○十分な休養や睡眠をとることの必要性の理解が進む	○出前講座による健康教育の実施や、情報誌･テレビスポットによる啓発を行った。 【課題】 ･引き続き、健康教育と啓発の実施を行う	○十分な休養や睡眠をとることの必要性が理解される
[5] 適正飲酒の推進			★適正飲酒・休肝日の普及啓発	○適正飲酒や休肝日を作ることの必要性の理解が進む	○出前講座による健康教育の実施や、情報誌･テレビスポットによる啓発を行った。 【課題】 ･引き続き、健康教育と啓発の実施を行う	○適正飲酒や休肝日を作ることの必要性が理解される
[6] 健康管理	・保健指導実施者向け研修会の開催 ・福祉保健所担当者会における情報提供・検討などを実施 ・情報誌による啓発 ※特定健康診査については「心疾患・脳血管疾患対策のための特定健診の受診促進」参照	・特定保健指導実施率 市町村国保(H22) 高知県　18.5% （全国第26位） 全国　20.8%	・保健指導実施者の人材育成 保健指導実施者向け研修会の実施（効果のある保健指導の実施について） 福祉保健所における担当者会の実施 ★高血圧と喫煙に対する保健指導の徹底（研修会を実施し、保健指導技術を習得し、指導の充実を図る） ・特定保健指導を受けることの啓発実施	○高血圧と喫煙の保健指導内容の充実が進む	○特定保健指導実施率（H24年度市町村国保18.7%） ○10/10,11　保健指導分析評価研修を実施 23市町村62名参加 ○血管病研修会（7月～9月全４回） 保健師・管理栄養士　204名参加 【課題】 ・保健指導実施率向上対策の充実強化を図る	○高血圧と喫煙の保健指導内容が充実される

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅱ　県民とともに医療環境を守り育てる

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
1　医師の確保、看護職員の確保	1　中長期的な医師確保対策 【県事業】 (1) 医学生等の卒後の県内定着の促進 ・医師養成奨学金 ・特定科目臨床研修奨励貸付金 ・家庭医療学講座の設置 ・地域医療支援センターの運営 【医療再生機構事業】 (2) 若手医師にとっての魅力あるキャリア形成環境の整備 ・指導医の育成及び確保支援事業 ・災害・救急医療学講座の設置 ・医学生・研修医の高知県内研修支援事業 ・若手医師のレベルアップ事業 ・地域医療教育研修拠点施設整備の支援 ・県立あき総合病院整備の支援 ・安芸保健医療圏連携推進	○40歳未満医師数 H22年末　551人 （H10年末　802人） ○県内初期臨床研修医数 H23年度　39人 ○高知大学医学部採用医師数 H22年4月　13人 H23年4月　15人	1　中長期的な医師確保対策 【県事業】 (1) 医学生等の卒後の県内定着の促進 ・医師養成奨学金 ・特定科目臨床研修奨励貸付金 ・家庭医療学講座の設置 ・地域医療支援センターの運営 【医療再生機構事業】 (2) 若手医師にとっての魅力あるキャリア形成環境の整備 ・指導医の育成及び確保支援事業 ・災害・救急医療学講座の設置 ・医学生・研修医の高知県内研修支援事業 ・若手医師のレベルアップ事業 ・地域医療教育研修拠点施設整備の支援 ★後期研修医の確保及び資質向上支援事業 ・県立あき総合病院整備の支援 ・安芸保健医療圏連携推進	1　中長期的な医師確保対策 県内の医療機関で初期臨床研修及び後期研修を行う研修医の増加 ・県内初期臨床研修医数の増加 H26年4月　50人以上 ・初期臨床研修修了者の県内定着率の増加 H26年4月　80％以上 ・高知大学医学部採用医師数の増加 20人以上	1　中長期的な医師確保対策 県内の医療機関で初期臨床研修及び後期研修を行う研修医の増加 ・県内初期臨床研修医採用数 H25年4月：46人（H24：50人） H26年4月採用予定ﾏｯﾁﾝｸﾞ数：58人 ・初期臨床研修修了者の県内定着率 H25年4月：62％（H24：81％） ※2年目初期臨床研修医49名の進路調査中 ・高知大学医学部採用医師数 H25年4月：14人（H24：17人） 【課題】奨学金受給者に対するフォローアップ 高知大学及び医療機関との情報共有	**≪若手医師の増加により医師の偏在が解消されている≫** **≪看護職員の需給バランスが均衡している≫** ●医師の３つの偏在の緩和 (1)　若手医師数の県内定着率の向上（40歳未満） ・医師養成奨学金制度、キャリア形成環境の整備等の対策により、若手医師の県内定着率が向上し、40歳未満の医師の減少に歯止めがかかっている。 ◆県内の初期臨床研修医 H27年4月：60人 ◆医師養成奨学金受給者の義務年限内医師数 H27年4月：34人（離脱なし）
	2　短期的な医師確保対策 【県事業】 (1) 救急勤務医師、新生児・分娩担当医師手当支給の支援により処遇改善を図り、医師の定着を促進する。 【医療再生機構事業】 ★ (2) 女性医師復職支援事業 (3) 県外からの医師の招へい及び赴任医師への支援 (4) 県外医師確保のための情報収集及び勧誘		2　短期的な医師確保対策 【県事業】 (1) 救急勤務医師、新生児・分娩担当医師手当支給の支援により処遇改善を図り、医師の定着を促進する。 【医療再生機構事業】 (2) 女性医師復職支援事業 (3) 県外からの医師の招へい及び赴任医師への支援 (4) 県外医師確保のための情報収集及び勧誘	2　短期的な医師確保対策 県外から招聘、赴任する医師の増加 4人以上	2　短期的な医師確保対策 県外から招聘、赴任する医師の増加 7人	(2)　地域による医師の偏在の緩和 ・地域医療支援センター運営事業の医師の適正配置、家庭医療学講座による地域医療の理解の促進等により、安芸・高幡・幡多保健医療圏の医師の偏在が緩和されている。 (3)　診療科による医師の偏在の緩和 ・産婦人科、小児科などの特定科目臨床研修奨励貸付金、地域医療支援センター運営事業の医師の適正配置、専門医資格取得支援などのキャリア形成環境の整備等により、中央保健医療圏以外の地域の小児科、産婦人科、脳神経外科、麻酔科診療科などの診療科において、診療科による医師の偏在が緩和されている。 ◆医師養成奨学金受給者の義務年限内医師数 H27年4月：34人（産婦人科2人、小児科4人）
	3　看護職員の確保 (1) 看護師等養成奨学金の貸付事業 (2) 専門分野（がん、糖尿病）における質の高い看護師の育成研修 (3) 新人看護職員研修 (4) ふれあい看護体験事業 (5) 定着サポート研修事業 (6) 実習指導者研修会 ★ (7) 看護業務の効率化、勤務環境の改善等を図るため、アドバイザーを派遣 ★ (8) 新たな対象者として施設管理者、事務長を含めた研修会を実施 ★ (9) 潜在看護職員の復職を促進するため、復帰希望者に対して、研修及び施設とのマッチングを実施 ★ (10) 看護学校養成所の新任期（教員歴４年以下）の専任教員に対して、教育実践能力向上を目的とした研修会を実施 ★ (11) 看護師等養成奨学金貸付事業において、養成所での説明会や指定医療機関の募集状況の情報提供を行い、中山間部での看護職員の確保の取組を強化	○看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率 H23年4月　67％ ○助産師緊急確保対策奨学金貸与者の新規県内就職者数 H23年4月　8人	3　看護職員の確保 (1) 看護師等養成奨学金の貸付事業 (2) 専門分野（がん、糖尿病）における質の高い看護師の育成研修 (3) 新人看護職員研修 (4) ふれあい看護体験事業 (5) 定着サポート研修事業 (6) 実習指導者研修会 (7) 看護業務の効率化、勤務環境の改善等を図るため、アドバイザーを派遣 (8) 新たな対象者として施設管理者、事務長を含めた研修会を実施 (9) 潜在看護職員の復職を促進するため、復帰希望者に研修や施設とのマッチングを実施 (10) 中山間部での看護職員確保の取組強化 ・看護師の奨学金貸付事業について養成所での説明会や指定医療機関の募集状況の情報提供を継続 ★・就職説明会を開催 中山間部での看護職員確保の取組を強化 (11) 新人看護職員の離職率を低下させるため臨床実践能力向上のための新人研修の開催や看護学校養成所の教員への研修を継続して実施 ★ (12) 県内で勤務する助産師を確保するため、助産師緊急確保対策奨学金を延長 ★ (13) 助産師の定着及び資質向上のため、新人助産師合同研修を開催	3　看護職員の確保 (1) 看護学生等に看護師等養成・助産師奨学金制度や医療機関情報を提供することで、奨学金貸与者の県内就職率を増加させる。 （看護師奨学金貸与者の就職率） H23年4月：67% H24年4月：54%←学校訪問開始 H25年4月：71% H26年4月：75%目指す予定 （看護師奨学金新規申込者数） H25年4月：51人（H24から9人増加） （助産師奨学金貸与者の就職者数） H23年4月：8人(100%) H24年4月：6人(100%) H25年4月：8人(100%) H26年4月：8人(100%)目指す予定 （助産師奨学金新規申込者数） H25年5月現在：医大2人、県立大1人、県外０人 →中四国養成所に再度連絡、県立大3年生新規申請を促す (2) 職場環境の改善や資質向上の研修によるキャリア形成支援、潜在看護職員の復職研修等を行うことで県内医療機関における看護職員の人材確保を図る。 ○就業環境改善アドバイザー派遣：4施設 ○潜在看護職員復職支援研修：15人 (3) 新人離職率13.4%（H24）以下にする。	3　看護職員の確保 (1)奨学金貸与者へのフォロー体制整備 学校教務による面接強化、県担当者による面接、指定医療機関や県内病院の新人教育等の情報提供 **看護師奨学金** ・看護師奨学金新規申込者数：49名（4月末現在） ・奨学金貸与者との情報交換会参加者：8校71名 ・高等学校への奨学金説明会：7校73名 ・11月末現在、 奨学金貸与者のうち5名が辞退、2名が休学手続き ↓ ・辞退・休学者割合の低下（H24年12.2%、H25年0.7%） **助産師奨学金** ・助産師奨学金新規申込者数： 医大2名、県立大3名、県外0名（10月末現在） ・助産師就職者数（H25年4月）：3名県内就職 【課題】 ・奨学金貸付枠の利用と辞退者数を減らすためのフォローアップ ・助産師奨学金貸与者の確保 (2)職場環境の改善や資質向上の研修によるキャリア形成支援、潜在看護職員の復職研修等を行うことで県内医療機関における看護職員の人材確保 ・看護部の体制整備やキャリア形成支援のためのプログラムづくりをすすめる。 ・復職支援：研修終了者10名中5名が再就職 （中小規模病院） (3)新人看護職員研修事業費補助金使用施設の新人離職率は、H25年4月の報告で13.19%と若干ではあるが減少	●看護職員の確保 (1) 看護師、准看護師 ・県内の主な急性期病院や中山間地域等の医療機関で働く看護師等を一定数確保している ◆看護師等養成奨学金貸与者の指定医療機関就業率 H24年4月　57％→H27年4月　80％ (2) 助産師 ◆助産師緊急確保対策奨学金貸与者の新規県内就職者数 H24年4月　6人　→　H27年4月　14人

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

II　県民とともに医療環境を守り育てる

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 [枠]はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
2　連携による適切な医療体制の確保	1　病期（急性期→回復期→生活期）に応じた医療連携体制の構築 (1) 医療連携の推進 ・５疾病５事業及び在宅医療について、医療資源や人口動態、受療動向等を踏まえた検討 ・地域における保健・医療・福祉の連携体制、地域課題に応じた連携方策の検討 ★糖尿病重症化予防対策（安芸地域） (2) ICTネットワークの活用等による患者情報の共有促進 (3) 小児医療の確保（高幡）等、地域の医療課題への対応	○４疾病・５事業別の県域の医療体制を検討する検討会議の運営（H24.4月から5疾病・5事業） ○各地域における保健・医療・福祉の推進について協議する「日本一の健康長寿県構想地域推進協議会」を運営	1　病期（急性期→回復期→生活期）に応じた医療連携体制の構築 (1) 医療連携の推進 ・５疾病５事業及び在宅医療について、医療資源や人口動態、受療動向等を踏まえた検討 ・地域における保健・医療・福祉の連携体制、地域課題に応じた連携方策の検討 ・糖尿病重症化予防対策（安芸福祉保健所チャレンジプラン） ★第6期高知県保健医療計画の圏域別アクションプラン策定 (2) ICTネットワークの活用等による患者情報の共有促進 (3) 小児医療の確保（高幡）等、地域の医療課題への対応	1 病期に応じた医療連携体制の構築 ・第6期高知県保健医療計画の圏域別アクションプランの策定	1 病期に応じた医療連携体制の構築 ・第6期高知県保健医療計画の圏域別アクションプランを策定 引き続き地域の実情にあわせた連携体制の構築の取り組みが必要	**≪二次保健医療圏において病期に応じた必要な医療が受けられるとともに、在宅医療が選択できる環境が整っている≫** **≪県、市町村、大学、住民の連携により、県内のへき地医療が維持・確保されている≫** 1　病期に応じた医療連携体制の構築 ・患者情報の共有等により、県中央部に集中する急性期の高度医療を担う医療機関から、患者の住所地の属する二次保健医療圏の回復期医療機関等へ円滑に移行できる連携体制が構築されている。
	2　在宅医療の推進 (1) 在宅医療の普及啓発 ・県民や医療関係者への在宅医療に関する情報の提供 (2) 在宅医療従事者の養成等、在宅医療を選択できる環境の整備 ・在宅での医療と介護の連携促進 ・在宅医療を担う医療従事者の養成、レベルアップ ★在宅医療推進のための薬局の体制整備検討 ★地域の在宅医療資源の実態把握 ★在宅医療体制検討会議の設置による課題等の検討 ★多職種による在宅チーム医療を担う人材の育成	○地域医療フォーラムの実施（H22～） ・啓発資料の作成 ○在宅医療を担う医療従事者の育成 訪問看護師 H22 20人、H23 42人 訪問薬剤師 H22 114人 H23 87人	2　在宅医療の推進 (1) 在宅医療の普及啓発 ・県民や医療関係者への在宅医療に関する情報の提供 (2) 在宅医療従事者の養成等、在宅医療を選択できる環境の整備 ・在宅医療従事者の養成、レベルアップ ・在宅での医療と介護の連携強化 ・在宅医療推進のための薬局の体制整備検討 ★多職種間の顔の見える関係づくり ★在宅医療を担う機関のグループ化の推進 ★訪問看護資源の確保対策の検討 ★地域毎の課題に対する具体的対策の検討	2　在宅医療の推進 (1) 多職種間の顔の見える関係が構築され、在宅医療を担う機関のグループ化が進む。 ◆多職種連携事業参加者数 H24 125名　→　250名 (2) 訪問看護に従事する看護師等の在宅医療従事者が育成される。 ◆訪問看護実践研修利用施設 H24 12施設　→　15施設 ◆潜在看護師復職支援研修 H24 1名　→　5名 ◆訪問薬剤師養成研修による養成者 H24 392名　→　400名	2　在宅医療の推進 (1) 多職種間の顔の見える関係がの構築がすすんだが、継続した取り組みが必要。 (2) 訪問看護師への研修については、新規採用のほか、人事異動等により新たしく訪問看護を実施する職員の教育にも本事業の研修が活用されている。 一方で、コンサルテーション事業が伸びていないことへの対応や、訪問看護師の育成・確保へどう取り組んでいくかが課題となっている。	2　在宅医療の推進 ・多職種の連携による医療と介護の連携体制が構築され、在宅医療を選択できる地域が増加する。 ◆退院前カンファレンスを実施している病院数 H23年度 50か所　→　H29年度 57か所 ◆訪問診療可能な医療機関数の増 H24年度 151か所　→　H29年度 170か所 ◆急変時の受入可能病院・有床診療所数 H24年度 41か所　→　H29年度 46か所
	3　へき地医療の確保 (1) 医療機関から遠隔の地域への支援 ・無医地区巡回診療の支援 (2) へき地診療所のある地域への支援 ・自治医大の経常運営費負担による新規医師参入の確保 ・ハード及びソフト面での医療の質の確保 ・へき地医療協議会への支援	○へき地診療支援による代診医派遣率100%（H23年度） ○へき地診療所勤務医師数　21人（H23年4月） ○へき地医療情報ネットワーク参加医療機関数　26機関（平23年4月）	3　へき地医療の確保 (1) へき地等の医療を担う医師のキャリアステージ別の支援 (2) へき地等の医療提供体制に対する支援 (3) 高知県へき地医療協議会によるへき地医療の確保 (4) へき地等の歯科医療の確保に向けた対応方針等の策定 (5) 看護職員の確保 (6) 女性医師が継続して勤務できる環境の整備	3　へき地医療の確保 (1) 代診制度や研修制度の充実により、へき地勤務医師の負担が軽減される。 ◆代診医派遣率　100%の維持 (2) へき地診療所により地域の医療が維持される。 ◆へき地診療所勤務医師数　21人以上 (3) 情報通信技術による診療支援、医療連携等が行われている。 ◆へき地医療情報ネットワーク参加医療機関数　30機関	3　へき地医療の確保 (1) 代診制度や研修制度の充実により、へき地勤務医師の負担が軽減される。 ◆代診医派遣率　100% (2) へき地診療所により地域の医療が維持される。 ◆へき地診療所勤務医師数　20人 (3) 情報通信技術による診療支援、医療連携等が行われている。 ◆へき地医療情報ネットワーク参加医療機関数　30機関	3　へき地医療の確保 (1) 代診制度や研修制度の充実により、へき地勤務医師の負担が軽減される。 ◆代診医派遣率　100%の維持 (2) へき地診療所により地域の医療が維持される。 ◆へき地診療所勤務医師数　21人以上 (3) 情報通信技術による診療支援、医療連携等が行われている。 ◆へき地医療情報ネットワーク参加医療機関数　30機関
3　救急医療体制の整備	1　様々なメディアを使った適正受診の広報、小児救急医療啓発事業（ガイドブック等作成配布、小児科医師講演） 2　こうちこども救急ダイヤルの実施 3　休日等における救急診療確保事業の実施 ★幡多地域の初期救急医療体制の充実 4　医師の勤務環境・処遇の維持改善 ★小児二次輪番制病院に勤務する医師に対する当直手当の支給を支援 5　ドクターヘリ搬送事例の事後検証、運航上の課題及び連携体制の検討、関係機関との調整 ・基地病院に地上ヘリポート及び格納庫の整備 ・ランデブーポイントの確保、ヘリポートの整備（危機管理部） ・基地病院、関係救急医療機関、消防機関との連携の確保 6　メディカルコントロール体制の強化 ・医師、看護師、救急救命士等の救急医療従事者を対象とした心肺蘇生等の研修実施 ・救急搬送に係る動画伝送システムの普及 ・迅速、的確な患者搬送先の選定等に係る調整機能の在り方の検討	・こうちこども救急ダイヤルの相談日は金土日祝、年末年始 ・ドクターヘリの格納庫がないことによる運航時間の制限 ・動画伝送システムは、安芸市消防本部、室戸市消防本部、３救命救急センターにおいて実施	1　様々なメディアを使った適正受診の広報、小児救急医療啓発事業（ガイドブック等作成配布、小児科医師講演） ★小児保護者に対する急病時の対応ＤＶＤ作成・配布 2　休日等における救急診療確保事業の実施 ・幡多地域の初期救急医療体制の充実 3　医師の勤務環境・処遇の維持改善 ・小児二次輪番制病院に勤務する医師に対する当直手当の支給を支援 4　ドクターヘリ搬送事例の事後検証、運航上の課題及び連携体制の検討、関係機関との調整 ・ランデブーポイントの確保、ヘリポートの整備（危機管理部） ・基地病院、関係救急医療機関、消防機関との連携の確保 5　メディカルコントロール体制の強化 ・医師、看護師、救急救命士等の救急医療従事者を対象とした心肺蘇生等の研修実施　（危機管理部） ・救急搬送に係る動画伝送システムの普及 ・迅速、適確な患者搬送先の選定等に係る調整機能の在り方の検討 6　救急医療機関の機能維持 ★救命救急センターの機器整備を支援	1　ＤＶＤの完成・配布による小児保護者に対する急病時対応の十分な知識の普及 2　ＩＣＴを活用した救急医療連携システムの確立	1　DVDの完成・配布による小児保護者に対する急病時対応の十分な知識の普及 小児医療体制検討会議において、DVD案に対する意見をもらい反映させた。今後、600部程度作成し、保育園や小児科及び産婦人科のある医療機関、高知市急患センター、四万十市急患センターに配布し、保護者への知識の普及を図る （主な意見） ・小児救急医療体制が整備されていることを伝え安心させる ・妊婦にも見てもらうような取組みが必要 ・予防接種の内容も盛り込む　など 2　ＩＣＴを活用した救急医療連携システムの確立 本年度「救急医療連携体制検討ワーキンググループ」を設置し、本県における救急医療連携の仕組みについて検討を行った。 その結果、高知県救急医療・広域災害情報システムを活用し、救急隊の搬送実績の共有等の新たな取り組みの導入が望ましいとの結論に至った。 今後は、H26年度にシステム改修を行い、H27年度からの運用開始を目指す。 ただし、医療機関間の連携など、課題も残っており、引き続き検討が必要。	**≪どの地域に住んでいても、迅速・確実な救急医療が受けられる体制が確立されている≫** **≪救急医療の確保と救急医療提供体制の質的向上≫** 1　現行の救急医療体制の維持拡充 ・救急医療の適正受診に対する県民の理解が進む ◆救急車による軽症患者の搬送割合が減少 ・こうちこども救急ダイヤル（#8000）365日体制への拡充 ・休日・夜間の救急医療体制の維持 ・幡多地域の初期救急医療体制の維持 2　迅速・的確な救急医療提供体制の確保 ・郡部の救急医療機関に勤務する医師が増加 ・郡部の二次救急医療機関が重篤者を除く救急患者を確実に受け入れることができる。 ・救命救急センターの院内ヘリポート整備が進む ・県下全域でヘリコプター着陸場所の確保が進む ・ドクターヘリ等により、医師の管理下で患者を事故現場等から地域の二次救急医療機関に迅速にヘリ搬送するＪターンが行われる ・ドクターヘリ要請後30分以内に医師による救急医療が提供される。 ・動画伝送システムの拡充などにより、確実なメディカルコントロールのもとでの最適な搬送先や搬送手段の選定が進む ◆管外搬送率が低下　（４割程度を目安）

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅱ　県民とともに医療環境を守り育てる

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況（達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 ［枠］はH33年度末の姿
4　高知医療センターと県立病院の機能充実	■高知医療センター （１）経営改善 ○「中期経営改善計画」アクションプランの実行 （２）政策医療、高度専門医療の充実 ○６つのセンター機能の充実 ①救命救急センター （県全体を対象とした３次救急医療機能） ②総合周産期母子医療センター （県の周産期医療の基幹病院） ★ＮＩＣＵ(新生児室)の増床（H25.4～）への取組 ③がんセンター （地域の医療機関との連携・機能分化による地域完結型のがん治療） ④循環器病センター （「急性心筋梗塞治療センター」として常時急性心筋梗塞の専門的治療の実施） ⑤地域医療センター （地域医療支援病院、へき地医療拠点病院として地域の医療機関の支援） ★Web型電子カルテの導入による地域医療機関との連携開始 ★⑥こころのサポートセンター （県全体を対象に民間だけでは担えない機能を果たす精神科医療の中核的病院） ○教育・研修機能の充実 ・高知医療再生機構と連携した医師の育成 ○災害時における拠点機能の充実 （「基幹災害拠点病院」として災害医療研修を実施） ・災害時医療従事者研修等、災害医療を担う医療従事者の養成 ★ＭＣＬＳ研修（多数傷病者発生時における初動対応研修）	○単年度収支 H22年度△690百万円 ○センター機能 ①H23年度ﾄﾞｸﾀｰﾍﾘ出動件数　375件 救命救急科医師数　7人 ②H23年度ＮＩＣＵ延べ入院患者数　3,300人 ③H23年度中に新たに緩和ケア研修を修了した医師数　12人 ④H23年度中に育成したｽﾃﾝﾄｸﾞﾗﾌﾄ治療実施医　3人 H23年度ｽﾃﾝﾄｸﾞﾗﾌﾄ治療実施数　52例（目標24例） H23年度循環器ｶﾃｰﾃﾙ治療実施数　504例（目標430例） ⑤登録医数（H23年度末） 医科　362 歯科　174 ○教育・研修機能の充実 ・高知医療再生機構と連携した医師の育成 ○災害時における拠点機能充実 高知ＤＭＡＴ研修 災害医療図上研修 ＭＣＬＳ研修	■高知医療センター ○「新中期計画」の経営ビジョン達成に向けて必要となる戦略課題に基づくアクションプランの実行 ①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 ・手術機能の強化 ・入院機能の強化 ②災害対応強化 ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ・循環器医療機能強化 ・がん機能強化 ・精神医療強化 ④院外連携の強化 ⑤人員確保	①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 体制整備 ・手術機能の強化 H25年度手術件数5,200件 ・入院機能の強化 ②災害対応強化 災害マニュアルの改訂 ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ＮＩＣＵ入院患者270人 ・循環器医療機能強化 ハイブリッド手術室の設置 ・がん機能強化 基本方針の策定 ・精神医療強化 体制整備 ④院外連携の強化 紹介患者数10,000人 逆紹介患者数16,000人 ⑤人員確保 不足機能を担える人員の確保	平成25年度アクションプランに基づく取り組みの実施 ①急性期機能の強化 ・救急機能の強化 体制整備 ・手術機能の強化 H25年度手術件数3,577件（4-11月） ・入院機能の強化 ②災害対応強化 災害マニュアルの改訂 ③地域の不足医療の提供・強化 ・周産期・母子医療機能強化 ＮＩＣＵ入院患者182人（1-10月） ・循環器医療機能強化 ハイブリッド手術室の設置（手続中） ・がん機能強化 基本方針の策定（検討中） ・精神医療強化 体制整備 ④院外連携の強化 紹介患者数6,213人（4-11月） 逆紹介患者数9,097人（4-11月） ⑤人員確保 不足機能を担える人員の確保	**≪県全体の中核病院、二次医療圏の中核病院として、県民のニーズに応える医療を提供している≫** **≪専門医・若手医師の人材育成機能、災害時における医療救護活動の拠点機能の発揮により、県内医療機関の医療提供体制の維持・充実をバックアップしている≫** ■高知医療センター（下表）

■高知医療センター

定性ビジョン	定量ビジョン 成果指標	定量ビジョン 目標値
Ⅰ　経営基盤が確立している	経常収支比率	100以上
Ⅱ　県の急性期の中核病院として最後の砦たりえる、標準的かつ高度な医療を提供する	ＤＰＣⅡ群維持	（同左）
	複雑性係数	0.00700
	カバー率係数	0.00450
	救急医療係数	0.00500
Ⅲ　地域完結型医療の実現のために、不足機能を担い、県全体との医療連携を主導する	地域医療係数	0.00982
	紹介率	70%
	逆紹介率	90%
Ⅳ　主人公たる患者さんに対し、安心感と満足感を提供する	患者満足度調査（全体としての当センターの満足度）	大変に満足 入院　60% 外来　30%
Ｖ　誇りとやりがいを持ち、成長できる職場として、働き続けたいと職員が思える	職員意識調査（当センターで働いていることの満足度）	満足＋どちらかといえば満足の合計で60%

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅱ　県民とともに医療環境を守り育てる

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 ［枠］はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
４　高知医療センターと県立病院の機能充実	■あき総合病院 （１）経営改善 ★○第4.5期経営健全化計画（H24～25年度）の着実な実行 ○第5期経営健全化計画（H26～30年度）の策定（H25年度予定） （２）医療提供機能の充実 ○地域の中核病院としての機能充実 ・高知大学に対する医師の派遣要請の継続（新築開院時（H26.4）に目標とする医師数の確保のための活動を更に強化） ・病院本体等の建設 ・あき総合病院の運営体制・運営システムの検討 ○災害時における拠点機能の充実 ・災害用ヘリポートや免震構造を採用した病院本体等の建設 ・地域災害医療センターとして必要な研修・訓練の実施 ○若手医師の育成機能の充実 ・高知大学や高知医療再生機構と連携した、病院GP養成プログラム検討委員会の開催等	○経営目標 病床利用率（目標） （一般）：75% （精神）：90% 病床利用率(H23年度) （一般）：66.8% （精神）：52.2% ○医師数（一般科） H24.4：20人 ○災害訓練　H24.1 災害研修 H23年度：6回	■あき総合病院 （１）経営改善 ○第4.5期経営健全化計画（H24～25年度）の着実な実行 ★○第5期経営健全化計画（H26～28年度）の策定（H25年度予定） （２）医療提供機能の充実 ○地域の中核病院としての機能充実 ・高知大学に対する医師の派遣要請の継続（新築開院時（H26.4）に目標とする医師数の確保のための活動を更に強化） ・病院本体等の建設 ・あき総合病院の運営体制・運営システムの検討 ○災害時における拠点機能の充実 ・災害用ヘリポートや免震構造を採用した病院本体等の建設 ・地域災害医療センターとして必要な研修・訓練の実施 ○若手医師の育成機能の充実 ・高知大学や高知医療再生機構と連携した、病院GP養成プログラム検討委員会の開催等	■あき総合病院 ○経営目標 病床利用率 （一般）：75.0% （精神）：90.0% ○フルオープン（H26年度）に向けた取り組みを着実に進める ・高知大学に対する医師の派遣要請の継続 31名（一般科28名、精神科3名）の常勤医の配置を目指す ○病院本体等の建設 ・病院本体のⅡ期工事（一般病棟等）の完成（H26.2予定） ○あき総合病院の運営体制・運営システムの検討 ・フルオープン時に合わせて、電子カルテシステムの開発・本稼働 ○災害時における拠点機能の充実 ・備蓄等の再点検 ○病院GP養成プログラムの検討と実施体制の整備	■あき総合病院 ○経営目標 病床利用率（H25.10累計） （一般）：77.2% （精神）：87.4% ○医師数（一般科） ・H25.12：18名（H26.1：19名予定） ○病院本体等の建設 ・H26.2月：Ⅱ期工事（一般病棟等）完成予定 ○あき総合病院の運営体制・運営システムの検討 ・フルオープン時に合わせて電子カルテシステム本稼働予定 ○災害時における拠点病院の充実 ・食料、災害用簡易トイレを３日分購入予定 ○病院GP養成プログラムの検討と実施体制の整備 ・H25.8：県立病院2病院合同で「高知県立病院群総合医・家庭医養成後期研修プログラム」を作成し、日本プライマリケア学会に提出。 H25.11：プログラム認定 （認定期間：H26.4.1～H31.3.31） 【成果】 経営健全化計画に数値目標を定め経営に取り組むことで患者数も増加し収支も改善している。 【課題】 H26年度のフルオープンに向けた常勤医の配置については、新病院の医療機能を発揮するために必要な診療体制の構築に向け医師の派遣の要請を続けていく。	■あき総合病院 （１）経営改善 ・第5期経営健全化計画が着実に実行され、より良質かつ適切な医療サービスが提供されている。 （２）医療提供機能の充実 ○地域の中核病院としての機能充実 ・安芸保健医療圏において、救急医療を含め安芸保健医療圏の医療を支える中核病院として充分に機能している。 ◆常勤医師数　31名 ○災害時における拠点機能の充実 ・災害用ヘリポートや免震構造を備えた地域災害医療センターとして、必要な研修・訓練を行うとともに災害発生時に医療救護活動支援を行える体制を整えている。 ○若手医師の育成機能の充実 ・高知大学等との連携により、病院GP養成プログラムに基づき、若手医師に対する研修（初期、後期）が実施されている。 ・基幹型臨床研修病院の再指定を受け、初期臨床研修医の受け入れを始めている。 ・県の奨学金の貸与を受けた若手医師の受け入れも行い、適切な指導育成を実施している。
	■幡多けんみん病院 （１）経営改善 ★○第4.5期経営健全化計画（H24～25年度）の着実な実行 ○第5期経営健全化計画（H26～30年度）の策定（H25年度予定） （２）医療提供機能の充実 ○地域の中核病院としての機能充実 ・高知大学に対する医師の派遣要請の継続 ・看護師・コメディカルの充実 ・４疾病５事業に関する地域のセンター的役割の充実 ・しまんとネットなどによる地域連携の更なる促進 ★高度医療機器の更新 ○災害時における拠点機能の充実 ・地域災害医療センターとして必要な研修・訓練の実施 ○若手医師の育成機能の充実 ・初期臨床研修医の受け入れの継続	○経営目標 病床利用率（目標） 80% 病床利用率(H23年度) 76.3% ○医師数　H24.4：46人 ○しまんとネット： 27施設（H23.3） ○災害訓練　H23.11 H23.12 ○初期研修医(H23年度) 4名 （1年目：2人 2年目：2人）	■幡多けんみん病院 （１）経営改善 ○第4.5期経営健全化計画（H24～25年度）の着実な実行 ★○第5期経営健全化計画（H26～28年度）の策定（H25年度予定） （２）医療提供機能の充実 ○地域の中核病院としての機能充実 ・高知大学に対する医師の派遣要請の継続 ・看護師・コメディカルの充実 ・５疾病５事業に関する地域のセンター的役割の充実 ・しまんとネットなどによる地域連携の更なる促進 ・高度医療機器の更新 ○災害時における拠点機能の充実 ・地域災害医療センターとして必要な研修・訓練の実施 ○若手医師の育成機能の充実 ・初期臨床研修医の受け入れの継続	■幡多けんみん病院 ○経営目標 病床利用率 80.0% ○高知大学に対する医師の派遣要請 ・常勤医不在診療科の解消 （呼吸器科、精神科、眼科） ○がん診療機能の充実 ・リニアック（放射線治療装置）等の更新 ○看護師・コメディカルの充実 専門性を有する認定看護師を配置（3人） ・創傷・オストミー失禁看護認定看護師 ・重症集中ケア認定看護師 ・感染管理認定看護師 脳血管疾患リハビリ等に対応するため、新たに作業療法士を配置 ○高度医療機器の更新 ・リニアック（放射線治療装置）【再掲】 ・全身用X線CT診断装置 ○災害時における拠点機能の充実 ・BCPの策定 ・備蓄等の再点検	■幡多けんみん病院 ○経営目標 病床利用率（H25.10累計） 77.8% ○医師数 ・H25.12：48名（H26.1：49名予定） ○がん診療機能の充実 リニアック（放射線治療装置）： H26.3稼働予定 ○看護師・コメディカルの充実 H25.7：認定看護師を配置（3人） ・創傷・オストミー失禁看護認定看護師 ・重症集中ケア認定看護師 ・感染管理認定看護師 H25.4：作業療法士を採用 ○高度医療機器の更新 ・リニアック（放射線治療装置）： H26.3稼働予定 ・全身用X線CT診断装置：H26.3稼働予定 ○災害時における拠点病院の充実 ・BCPの策定（H26.3策定予定） ・水及び食料、災害用簡易トイレを３日分購入予定 【成果】 がん診療機能の充実、看護師・コメディカルの充実について、高度医療機器の整備や資格職種の配置などにより、地域の中核病院として医療提供機能を充実させることができた。 【課題】 常勤医不在診療科の解消ができておらず、引き続き高知大学に対する医師の派遣要請を続けていく。 また、病床利用率など目標を下回る状況があり、引き続き経営健全化計画の着実な実行による経営改善を図る。	■幡多けんみん病院 （１）経営改善 ・第5期経営健全化計画が着実に実行され、安定した経営のもとでより良質かつ適切な医療サービスが提供されている。 （２）医療提供機能の充実 ○地域の中核病院としての機能充実 ・地域がん診療連携拠点病院にも指定されて、より充実した体制で地域の中核病院として、幡多保健医療圏でほぼ完結できる医療を提供している。 ◆常勤医が不在の診療科を解消（呼吸器科、眼科、精神科） ・地域の医療機関との役割分担と連携が図られている。 ○災害時における拠点機能の充実 ・地域災害医療センターとして、必要な研修・訓練を行うとともに災害発生時に医療救護活動支援を行える体制を整えている。 ○若手医師の育成機能の充実 ・初期臨床研修医に加えて、県の奨学金の貸与を受けた若手医師の受け入れも行い、適切な指導育成を実施している。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
１　ともに支え合う地域づくり	□地域福祉計画等の推進 【市町村地域福祉アクションプラン策定及び実践活動への支援】 ○市町村等への支援体制の充実 ・地域支援戦略会議の開催（県・県社協） ・県社協の支援体制の強化 ★地域福祉アクションプラン実践活動への支援 ★地域人材の育成 ・地域福祉人材育成研修 （あったかふれあいセンター職員等） ・地域支援ワーカー研修 ○トップセミナー・地域包括支援ネットワークシステム研修の開催 ★市町村、市町村社協トップセミナーの開催 ・地域包括ネットワークシステム研修・研究会	・地域福祉計画策定 H23年度末　策定済 ２３市町村 ・地域福祉活動計画策定 H23年度末　策定済 ２３社協	□地域福祉計画等の推進 ★【こうち支え合いチャレンジプロジェクト】 ○住民同士がつながり、地域コミュニティの活動を活性化 ＊地域でアクションプランの実践 ・話し合い → 集い・交流 → 健康づくり → 生きがいづくり ⇒　住民相互の声かけや見守り活動 隣近所の交流・活動から、地域のつながりを再構築することで、住民同士の声かけや、日常的な「見守り活動」の展開へ ○地域全体で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築 ＊あったかふれあいセンターや社会福祉協議会などが核となり、小地域見守りネットワークを構築 ・自主防災組織・民生委員・町内会長・老人クラブ・食生活改善推進員・健康づくり婦人会などが参加 ・行政をはじめとする専門職の参加・連携による支援 ・定期的に話し合い、見守り状況の確認、ニーズを早期に発見することで、専門職を含めた「地域全体」で課題に対応 【その他の地域福祉支援策】 ○地域福祉アクションプランの実践活動を支援 ＊県社協と連携し、市町村・市町村社協の取組を支援 ＊「社協職員」「あったか職員」が、地域の活動を、きめ細かく支援 ＊こうち支え合いの地域づくり事業費補助金 ○地域福祉の人材育成 ＊地域を担う地域福祉サポーターの養成（住民の方々を対象） ＊地域を支援する専門職の資質向上研修 ＊市町村・市町村社協職員を対象とした地域福祉の実践研修 ○あったかふれあいセンターによる支援 ＊集いや訪問、相談活動を通じて、地域の実情に即した地域コミュニティーの活動を支援	□地域福祉計画等の推進 ◇地域福祉計画策定 ： 34市町村（100％） ◇地域福祉活動計画策定：33社協（100％） ※梼原町は社協を設置していない ⇒現在、設立に向けて準備中 ◇「見守りネットワーク」を運営する組織が設置された地域がある市町村 ：15市町村	□地域福祉計画等の推進 ○地域福祉計画の策定 ・田野町：９～10月に町民を対象としたアンケート調査を実施 計画策定委員会開催予定 ・仁淀川町：計画（案）ができ、策定委員会を開催予定 【こうち支え合いチャレンジプロジェクト】 ○見守りネットワークの構築 H25年10月末現在、見守りネットワークが立ち上がった地域が１地域以上ある市町村数25市町村 ○個別避難支援プラン（個別計画）策定との一体的な取組 ・災害時要援護者台帳を平時から民生委員や自主防災組織等に提供済みであるなど、災害時要援護者の避難支援対策が進んでいる18市町村について、平成26年度中に個別計画の策定体制の構築を目指している。 ・現状把握のため、各市町村を対象に「災害対策基本法改正に伴う対応状況等調査」を実施した。 ・調査票を基に市町村を訪問し、個別計画の策定に向けた取組を支援中。 ○その他の地域福祉支援策 ・市町村、市町村社協、県、県社協による４者会議を開催して情報共有に努め、見守りネットワークの構築などチャレンジプロジェクトを推進する活動を支援。 ・福祉研修センターで、地域を支援する専門職の資質向上研修を実施。	≪官民協働の支え合いの活動が活発に行われ、それぞれの地域で人と人との絆が結ばれて、県内にそのネットワークが大きく広がっている≫ □地域福祉計画等の推進 ●市町村地域福祉計画、市町村社協地域福祉活動計画に基づいた実践活動が円滑に実施されている。 ◆地域福祉計画策定率１００％ ◆地域福祉活動計画策定率１００％ ●県内全市町村において、地域福祉の拠点を中心とし、地域の実情に応じた地域包括支援ネットワークシステムの構築が進んでいる。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
1　ともに支え合う地域づくり	□あったかふれあいセンターの機能強化 ①取組の充実強化・拡充に向けたフォローアップ ●事業内容の充実強化に向けた支援 ★新たな制度での事業展開 ★地域支援戦略会議の実施 ②官民協働による仕組みづくり ●あったかふれあいセンター推進協議会の充実 ●あったかふれあいセンター運営委員会の充実 ●地域包括支援ネットワークシステムの構築（再掲） ③国への制度提案による新たな制度化の実現 ●課題先進県として国へ新しい制度・仕組みを発信 ・継続した国への政策提言 ④人材育成に向けた取組 ●研修機会・情報の提供 ・地域福祉コーディネーター養成研修（年２回） ・スキルアップ研修：高齢者支援研修（随時） 障害者支援研修（随時） 子育て支援研修（随時） ⑤集落活動センターとの役割分担・連携の仕組みづくり ●県庁関係課と連携した支援 ★集落活動センターと連携した事業展開・仕組みづくり	あったかふれあいセンターの実施状況 27市町村35ヵ所 （H24年4月）	□あったかふれあいセンターの機能強化 ○あったかふれあいセンターの更なる機能強化 ＊「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」との一体的な展開により、課題解決のための機能を一層強化 ○官民協働に向けたあったかふれあいセンター推進協議会の充実 ○国への制度化提案 ＊国との協議を継続し、「生活困窮者自立支援法」などの国の動向も注視しながら、引き続き制度化に向けた取組を進める ○人材育成研修 ＊福祉研修センターでの職員研修の実施や、地域の話し合いへ積極的に参加することを通じた職員のスキルアップ ★新たな社会的課題に対応するため、研修体系を見直し ・他職種と協働で一体的に支援するための研修課程とし、社会的孤立や経済的困窮等の社会課題に対応する研修を創設するなどの見直し	□あったかふれあいセンターの機能強化 ◇地域福祉の拠点「あったかふれあいセンターの整備　：28市町村39ヶ所、サテライトを含めると約200ヶ所 （H24年度：27市町村35か所、サテライトを含めると約160か所） ◇国のモデル事業の採択による機能充実 11市町村12か所 ◇職員のアセスメント能力やコーディネート能力が向上している。 ・地域福祉コーディネーターの育成 研修修了者　150人（＋70人） うち、あったか職員　89人/136人中 （＋40人、修了者率　65％）	□あったかふれあいセンターの機能強化 ○あったかふれあいセンターの整備 ・27市町村36ヵ所で実施中（拠点１増） ○運営協議会の設置 ・26市町村34ヵ所に設置済 地域福祉の活動拠点として関係団体との連携体制を構築するため、自治会や民生委員、ボランティア等が参画する運営協議会の設置を促進している。 住民の参加促進や関係団体との一層の連携強化を図っていく。 ○国のモデル事業（安心生活基盤構築事業）の活用 ・10市町村10ヵ所で採択 （南国市、奈半利町、北川村、馬路村、土佐町、日高村、四万十町、津野町、大月町、三原村） ・国の内示が大幅に遅れた（10/31）ことに伴い、新規雇用（増員）ができておらず、ニーズ調査など一部の取組に遅れが生じている。 ○職員の資質向上 ・24年度までの「地域福祉コーディネーター研修」を組み換えて実施。 →あったかふれあいセンター職員研修 71人受講（ｽﾀｯﾌ 65＋ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 6） →総合相談生活支援研修 23人受講（ｽﾀｯﾌ 19＋ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 4） ・福祉未経験者が多いあったかふれあいセンター職員の理解度を高めていくことが課題。	□あったかふれあいセンターの機能強化 ●サテライトを含めて旧市町村単位（平成の合併前53ヶ所）で取組が実施され、小規模多機能支援拠点として地域の支え合い活動が活発に行われている。 ◆34市町村45か所（サテライトを含めると約220か所） ※H25年度末　旧市町村単位で未実施の箇所　15ヶ所 ●地域福祉計画に位置づけられた地域福祉の拠点として、「集い」「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」等の必須機能に係る取組に加え、一部のセンターでは、「泊り」「移動手段の確保」「配食」等の機能が付加された運営が行われている。 ●国への政策提言による恒久的な制度化の実現 ●福祉専門職や地域福祉の担い手が質的・量的に増えていることにより、地域の支え合い活動等が活発に行われている。 ◆あったか職員の研修修了者率　100％ ・地域福祉コーディネーターの育成 H26までの研修修了者　220人（＋70人） うち、あったか職員　136人/136人中（＋47人） ●あったかふれあいセンターと集落活動センターの融合した取組が一部で行われている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
1　ともに支え合う地域づくり	□民生委員・児童委員活動の充実 ①民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり ・民生委員・児童委員活動に対する助成 ・活動ハンドブックの活用による活動支援 ・民生委員・児童委員と行政等との意見交換の開催 ★民生委員・児童委員ををサポートする体制づくりへの支援 ・民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知 ②民生委員・児童委員の職務に必要な知識・技術の習得(レベルアップ) ・民生委員・児童委員を対象とした体系的な研修の充実・強化 (会長研修、中堅研修、新任研修、ブロック別研修等) ・活動ハンドブックの活用による活動支援(再掲) ③民生委員・児童委員活動の周知 ・活動ジャンパーの活用による活動のＰＲ ・県の広報媒体の活用による活動のＰＲ ・民生委員・児童委員活動の学校関係者や児童・生徒への周知(再掲) ④民生委員・児童委員の確保 ・活動しやすい環境づくり、職務に必要な知識・技術の習得及び民生委員・児童委員活動の周知	・民生委員･児童委員数 ◇定　数1,714人 ◇委嘱数1,699人 ◇欠員数　15人 ・民生委員･児童委員をサポートする体制（福祉協力員等の設置）のある市町村 11市町村	□民生委員・児童委員活動の充実 ○民生委員･児童委員を支える福祉委員等の設置促進 ＊「福祉委員」や「地域福祉サポーター」など民生委員を支えるサポーターの養成を推進する ○『こうち支え合いチャレンジプロジェクト』の推進 ＊『こうち支え合いチャレンジプロジェクト』を通じて地域で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築を進め、民生委員･児童委員を含めた県民みんなが見守りサポーターとなるよう、取り組みを進める ○民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 新任の主任児童委員を対象にした研修を新たに開始し、児童問題への取組を強化する。 また、新任研修を高知市と共同で実施する（新任１～３年目及び新任主任児童委員研修）	□民生委員・児童委員活動の充実 ○民生委員･児童委員を支える福祉委員等の設置による体制づくりの促進 ◆　19市町村 ○『こうち支え合いチャレンジプロジェクト』の推進による地域で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築 ◆　15市町村 ○民生委員・児童委員の一斉改選による定数確保 定数の増加：1,715人→1,722人 ＜7名増⇒うち主任児童委員5名増＞ 現人員：1,695人→　定数の確保 ○民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 ◆会長等研修　１回146名 ◆中堅研修　２回200名 ◆３年目研修　１回　50名 ◆２年目研修　１回　50名 ◆１年目研修　７回500名 ◆ブロック別研修会の開催 ◆主任児童委員研修　１回50人	□民生委員・児童委員活動の充実 ○民生委員･児童委員を支える福祉委員等の設置による体制づくりの促進 ◆　現在12市町村 ○『こうち支え合いチャレンジプロジェクト』の推進による地域で見守り支え合う「見守りネットワーク」の構築 ◆　H25年10月末現在、見守りネットワークが立ち上がった地域が１地域以上ある市町村数　25市町村 ○個別避難支援プラン（個別計画）策定との一体的な取組 ・災害時要援護者台帳を平時から民生委員や自主防災組織等に提供済みであるなど、災害時要援護者の避難支援対策が進んでいる18市町村について、平成26年度中に個別計画の策定体制の構築を目指している。 ○民生委員・児童委員の一斉改選による定数確保 定数の増加：1,715人→1,725人 ＜10名増⇒うち主任児童委員10名増＞ 現人員：1,695人→ 1,672人(11/15現在) ○民生委員・児童委員の資質向上を目的とした研修を実施 ◆会長等研修　１回　(1/28予定) ◆中堅研修　２回142名（8/1、8/2） ◆３年目研修　１回　50名 ◆２年目研修　１回　43名(6/7) ◆１年目及び新任主任児童委員研修　７回（1/20～30予定） ◆ブロック別研修会　７回	□民生委員・児童委員活動の充実 ●民生委員・児童委員をサポートする体制が整った市町村において、民生委員・児童委員の負担軽減が図られ、活動が活発化している。 ◆サポート体制の整備市町村数　34(全市町村) ◆欠員数の逓減（H25改選時　▲20人） ●研修の充実強化を図ることにより、民生委員・児童委員の方々が、自らのステージに応じて必要な知識・技術を着実に身につけ、多様化、複雑化する地域のニーズに迅速に対応できる体制の基盤づくりが県下に広がる。 ●地域での民生委員・児童委員の認知度が向上し、その活動が理解され、地域で民生委員・児童委員活動に協力する気運が高まる。
	□福祉を支える担い手の育成と確保 ①福祉研修センター ・福祉人材の資質向上を目指した体系的な研修の実施 ・福祉研修便覧の作成やＨＰ等による施設や事業所に向けた人材育成の必要性、センター活用の周知 ・研修情報の収集及び一元的な情報提供 ・運営委員会及びネットワーク会議の開催による関係機関との連絡体制の構築 ②福祉人材センター ・就職に繋げる求人求職の相談、無料職業紹介等の実施や求職登録者のレベルアップを図るセミナーの開催 ・福祉就職フェアや福祉職場就職セミナーの開催、職場体験事業等による福祉職場のイメージアップ ・施設や事業所への訪問による求人開拓や採用への助言、巡回相談の実施 ・ハローワークとの連携、情報共有	①福祉研修センター ・施設・事業所が外部研修派遣前後の取組を実施している場合は研修成果が高い ・職員数の不足を理由に外部研修へ職員を派遣していない施設・事業所が多い （福祉職場における人材確保・育成・定着に関する調査研究報告書による） ②福祉人材センター 無料職業紹介事業 ①新規登録 ②採用人数 H21①655人②82人 H22①825人②83人 H23①897人②121人 H24①808人②109人	□福祉を支える担い手の育成と確保 ①福祉研修センター ○研修成果を高める取組 ・実践発表会の実施 研修を契機に質向上につながった取組を施設･事業所が発表する場を設け、県内の福祉サービスの向上につなげる ・受講者の多い施設・事業所への研修への取組みをヒアリング 施設･事業所の研修受講前後の取組を含めて成功事例を検証、研修成果を評価 ★・福祉研修便覧への研修成果を高める仕組みづくりの掲載 ★・小規模事業所、地域性に配慮した出張研修の実施 ・研修日程の検討・県中央以外での研修の開催 ・小規模事業所へのヒアリングを実施、今後の研修のあり方を検討 ②福祉人材センター ★・施設・事業所対象の「人事採用セミナー」の開催 ・若年者層の福祉の仕事への関心を高める取組 ★・ふくし就職フェアの広報強化	□福祉を支える担い手の育成と確保 ①福祉研修センター ・地域の施設・事業所に配慮した出張研修の実施により研修への参加を促進する ◆　181回　341日 ・福祉研修実践発表会等による研修成果を高める仕組みづくりの推進 ◆　１回　200人 ②福祉人材センター ・ふくし就職フェアの広報強化により福祉人材確保を強化する ◆　中央で3回の開催 ・中山間地域等における就職面接会の開催により、マッチングを強化する ◆　中央東、中央西、高幡、安芸、幡多で５回の開催	□福祉を支える担い手の育成と確保 ①福祉研修センター ・地域の施設・事業所に配慮した出張研修の実施 人材育成の仕組みづくり研修 東部（田野町）　11人 西部（黒潮町）　23人 ・福祉研修実践発表等による研修成果を高める仕組みづくりの推進を伝える広報誌の発行・送付 10月1,918施設・事業所（3,051冊） ※発表会実施予定H26.2.8 ②福祉人材センター ・ふくし就職フェアの開催 ◆8/4　参加事業所51事業所 参加者152名 ・中山間地域等就職面接会の開催 嶺北地域　12/8（南国市） 高吾北地域　1/11（佐川町）予定 高幡地域　12/1（四万十町） 安芸地域　12/20（田野町） 12/12（室戸市） 幡多地域　12/7（宿毛市） 12/8（四万十市）	□福祉を支える担い手の育成と確保 ●福祉研修センター 研修体系の確立と計画的な人材育成により、県内の福祉・介護人材の資質向上と育成が図られている。また、職場への効果的なフィードバックなど研修受講者と事業所がともに研修成果を高める仕組みづくりに取り組んでいる。 ●福祉人材センター マッチング機能の強化により学生や若者などの新たな人材が確保されるとともに、福祉職場のＰＲや職場体験の実施などによる福祉職場のイメージアップが図られ、人材が定着し離職率が改善されつつある。 ●産学官民連携センター（仮称）と連携した研修メニューの充実や専門的カリキュラム開発等による人材育成の取組が行われている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿(●) ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
１　ともに支え合う地域づくり	○自殺・うつ病の推進	■県内の自殺者数は、平成１０年以降２００人前後で推移しており、人口１０万人あたりの自殺死亡率では、全国的にも高い水準にある。	□自殺・うつ病対策の推進 ★高知県自殺対策行動計画の見直し ・自殺状況分析調査の実施 ・これまでの取組の評価と施策の重点化	□自殺・うつ病対策の推進 ・高知県自殺対策行動計画が改訂され、自殺対策のより一層の推進に向けた体制できており、自殺者数が減少している。	□自殺・うつ病対策の推進	≪生きづらさを感じる様々な問題を抱えた人が、身近な地域で相談支援が受けられ、自殺以外の解決方法を選択できるようになっている≫ ≪全国でトップクラスの自殺死亡率の低い県になっている≫
	①自殺予防に向けた身近な相談支援体制の充実・強化 ・自殺予防情報センターや福祉保健所を中心としたネットワークの強化 ・いのちの電話24時間化に向けた支援 ・傾聴ボランティア等人材の養成 ・高齢者心のケアサポーターの養成	■平成23年の状況（人口動態統計） 自殺者数：196人 前年比１人減 自殺死亡率:26.0 （全国第8位） ■自殺者数(警察庁統計) 平成23年：224人 (前年比±0) ■自殺の主な原因は、 ①健康問題 45.6% ②経済生活問題 24.9% ③家庭問題 14.5% なかでもうつ病によるものが最多 ■自殺予防情報センター相談件数 電話695件 来所21件　計716件 ■高知いのちの電話相談件数 H23　10,043件 24時間体制 （月1日24時間体制）	相談支援体制の充実・強化 ・自殺予防情報センターを中心とした相談支援体制の更なる充実強化 ・相談窓口ガイドの適宜改訂 ・人材養成研修：傾聴ボランティア養成講座等の継続 ・福祉保健所圏域ごとのネットワーク構築に向けた取組の推進 いのちの電話の２４時間化に向けた支援 ・高知いのちの電話の相談員の確保に対する支援の継続 ・傾聴ボランティアのさらなる養成とフォローアップ研修の実施 ・高齢者心のケアサポーターの養成 高齢者と在宅介護者に対する支援 ・高齢者心のケアサポーターの養成	・いのちの電話の相談員の確保と資質の向上が図られている。 ◆登録者125人 ・傾聴ボランティアの数 H24まで342名→442名 ・高齢者心のケアサポーターの数 H24まで174名→264名 ・自殺予防情報センターやいのちの電話の県民への周知がさらに進み、相談件数が増加している。	・新規いのちの電話相談員の募集開始（H25.11.1～） ・傾聴ボランティア養成講座 現在幡多地域で実施に向け調整中 ・高齢者心のケアサポーター養成講座 10/19西部会場16名 11/2高知市会場57名 11/17春野会場27名修了 ⇒養成研修のスケジュールを変更したこと、対象者の枠を拡大したことで、参加者が増加。 ・自殺予防情報センター実績（H25.4月～9月） 相談件数243件（電話228、来所15） ・いのちの電話相談件数　6,333件	□自殺・うつ病対策の推進 ●自殺死亡率が、「高知県自殺対策行動計画」（平成21年4月策定）の目標である、平成17年比20％以上減少に近づいている。 ◆自殺死亡率（人口10万人当たり） H17　29.7　→　H28　23.7以下 自殺者数　H17　236人　→　H28　176人以下 ●自殺予防情報センターや福祉保健所を中心とした地域における関係機関のネットワークが構築され、重層的な相談支援体制ができることによって、悩みを抱えた人に適切な相談が実施され、自殺者が減少している。 ●いのちの電話が３６５日２４時間の相談体制となっている。 ◆　H23　365日体制（月1日24時間体制） ↓ H27　365日24時間体制に近付いている。 ◆傾聴ボランティア養成研修受講者 H22　191人　→　H27　700人 ◆高齢者こころのケアサポーター養成研修受講者 H22　80人　→　H27　580人
	②うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 ・認知行動療法研修 ・かかりつけ医から精神科医への照会システムの構築 Ｇ－Ｐネットこうち ・思春期のうつ病等の早期発見・早期治療の体制づくり	■傾聴ボランティア養成研修受講者 H23まで（H21～H23） 258名 ■高齢者こころのケアサポーター養成研修受講者 H23まで（H22～H23） 129名 ■かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講者 H23まで（H20～H23） 304名 ■認知行動療法研修受講者 H23まで（H23）97名 ■G-Pネットこうち H23　高知市本格実施 ■思春期精神疾患対応力向上研修受講者 H23まで（H23）31名	うつ病の早期発見・早期治療の体制づくり ★G―Pネットこうちの県全域への拡充 高知市→中央西+中央東+高幡★+幡多+安芸 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 ・認知行動療法フォローアップ研修 ・思春期精神疾患対応力向上研修 ・教育等関係者心のケア対応力向上研修	・Ｇ－Ｐネットこうちが高知県全域に拡充されている。 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修 H24まで348名→548名 ・フォローアップ研修の受講により精神科医等の認知行動療法への理解がさらに進んでいる。 ・思春期精神疾患対応力向上研修 H24まで61名→111名 ・教育関係者等心のケア対応力向上研修 H24まで110名→160名	·G-Pネットこうちの各地区医師会説明は終了し、現在幡多郡の意向調査中。 ・かかりつけ医うつ病対応力向上研修は医師会とその具体的な運営方法について協議中。 ・認知行動療法研修 11/16　47名修了 ・教育関係者等心のケア対応力向上研修 教育委員会と連携して開催 12/6　70名	●自殺の原因として最も多いうつ病の早期発見・早期治療の体制整備が進み、うつ病による自殺者が減少している。 ◆G-Pネットこうち H23　高知市実施　→　H27　県内全域 ◆かかりつけ医うつ病対応力向上研修受講者 H22　231人　→　H27　1,500人 ◆認知行動療法研修受講者 H22　0人　→　H27　500人 ◆思春期精神疾患対応力向上研修受講者 H22　0人　→　H27　250人 ●県民が身近な地域で多重債務に関する問題を相談でき、深刻な状態に陥る人が減少すると同時に、経済的な問題を苦に自殺する人が減少している。 ●全ての市町村で自殺対策の取組ができている。 ◆　H23　20市町村　→　H27　34市町村
	③経済・生活問題への取組 ・多重債務相談や法律相談に併せて心の健康相談を実施 ＊高知市、南国市、四万十市で多重債務相談に合わせた心の相談会の実施 ＊ハローワークと共催でこころの相談・多重債務相談会の実施	■市町村での自殺対策の取組 H23　16市町村1広域連合	★多重債務の相談機関との連携した取組 ・多重債務相談と心の健康合同相談会の継続開催 ・経済・生活問題に関する相談窓口等の周知・啓発		・9月の自殺予防週間の多重債務者無料相談会に合わせて、9/8～9/14こころの健康相談会を開催（高知市、安芸市、南国市、四万十市）実績：心の相談6件 ・ハローワークと共催で、高知弁護士会、高知県司法書士会、法テラス高知の協力のもと「くらしとこころ・つながる相談会」をハローワーク高知で開催。8月以降、9月以外は毎月1日開催。 8/21：12件（心の相談4件） 10/16：9件（心の相談4件） 11/13：5件（心の相談2件）	

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿(●) ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
	④アルコール関連の問題に対する取組 ・断酒会への支援の実施 ・アルコール関連問題の普及啓発の実施 ⑤自殺対策緊急強化基金を活用した市町村、民間団体等の取組に対する支援と啓発活動 ・自殺未遂者及び自死遺族に対する支援 ・シンポジウム、パンフレット、マスメディア活用等による普及啓発		★アルコール関連問題について、地域の対応力向上 ・福祉保健所圏域毎にアルコール関連の研修会や断酒会と連携した相談会等の実施 ・断酒会活動への支援（補助の実施、取組への助言、周知・広報への協力等） ・自殺対策緊急強化基金を活用した市町村や民間団体による取組への支援を継続し、地域や団体の特徴に合った自殺対策の実施により、より効果的な自殺対策を行っていく。 ・普及啓発活動の継続的な実施により、相談窓口の周知を徹底する。 ・若者の自殺対策等、世代や原因をしぼった啓発も実施していくことで、より効果的な内容としていく。 ・自殺未遂者及び自死遺族に対する支援	・各地域でアルコール関連問題による自殺対策が実施されている。 ・自殺対策強化基金を活用して自殺対策を実施した団体 21市町村1広域連合、14民間団体	・断酒会活動については、取組について助言等を行っている。 ・各福祉保健所において、各地の断酒会などと協力した取組や、断酒会員を招いての講演会や研修会を通して取組を進めている。 ・自殺対策強化基金を活用して自殺対策を実施した市町村 15市町村 ・自殺対策強化基金を活用して自殺対策を実施した民間団体9団体 ・若年層に向け、効果的な普及啓発を行えるよう大学生による検討会を立ちあげ、取組を進めている。	
1　ともに支え合う地域づくり	□ひきこもり自立支援対策の推進 ①ひきこもり地域支援センターを中心としたネットワークの構築 ②ひきこもり自立支援担当者人材養成研修の実施 ③ひきこもり本人や家族への個別支援の充実 ・多職種チームによるアウトリーチ体制の整備と充実 ④居場所づくり ★社会参加支援のための小規模作業所の開設支援 ⑤普及啓発の促進	・ひきこもり地域支援センター相談対応実績 21年度：250件 22年度：484件 23年度：615件 ・人材養成研修参加実績：18市町村 ・ひきこもり支援を目的とした小規模作業所：無 ・親の会の活動 親講座や公開講座の開催	□ひきこもり自立支援対策の推進 ①ひきこもり地域支援センターを中心とするネットワークの構築・強化 ・ひきこもり支援者連絡会議の開催 ・若者サポートステーションとのケース会議や情報交換会（勉強会）の定期的な開催 ②市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修の実施 ③ひきこもり本人や家族への個別支援の充実 （ひきこもり地域支援センターによる支援） ・データベースを活用した支援方法等の検討 ・訪問支援による本人及び家族への支援 ・社会技能訓練（ソーシャル・スキル・トレーニング：ＳＳＴ）によるコミュニケーション能力の訓練 ・元気回復行動プラン（ウェルネス・リカバリ・アクション・プラン：ＷＲＡＰ）の導入 ・多職種チームによるアウトリーチ体制の整備と充実 ④小規模作業所の活動支援 ・福祉保健所圏域ごとの開設を目指し、受け皿となる団体の発掘・育成を行う。	□ひきこもり自立支援対策の推進 ②市町村の保健師等の職員に対する人材養成研修への参加市町村数増（5市町村） ③ひきこもり本人や家族への個別支援の充実 ・データベースを活用して支援方法等の方向性が出ている ・ＳＳＴ、ＷＲＡＰにより、本人の社会参加が促進される ・アウトリーチにより支援の充実が図られる（追加支援：2件） ④小規模作業所等、本人の居場所が増える。（2ヶ所→3ヶ所）	①会議等の開催 ・ひきこもり支援者連絡会議の開催 １回（全２回を予定） ・ケース会議等の開催 ３回（全６回予定） ②人材養成研修会の開催　３回（全３回） （H21～　18市町村参加） ③個別支援の充実 ★SST、WRAPによる訓練の実施 ・SST（3回、のべ17名参加） ・WRAP（4回、実5人参加） （成果）参加者同士の交流が生まれ、落ち込みがちだった人が元気になる等の効果が現れた。 ④本人の居場所づくり ・小規模作業所の運営補助　2か所 （いの町、黒潮町） ・その他居場所の運営補助 1か所（四万十市）	≪ひきこもりの状態になった方が、身近な地域で適切な支援を受けられ、早期の社会参加や自立につながっている。≫ □ひきこもり自立支援対策の推進 ●ひきこもり地域支援センターと市町村・福祉保健所等地域での関係機関のネットワークが構築され、ひきこもりの本人・家族等が早期に身近な場所で相談することができる。 ●社会参加や自立のための居場所ができ、ひきこもりの人が身近な地域で自立に向けた支援を受けることができる。 ◆本人や家族の居場所(うち作業所) H23：2ヶ所(0)　→　H27：8ヶ所(5) ●親の会によるピアサポート体制ができ、悩みを持つ親同士が気軽に相談し合えるようになっている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
2　高齢者が安心して暮らせる地域づくり						≪県民みんなが自ら進んで介護予防や、生きがいづくりに取り組んでいる≫ ≪たとえ介護が必要になっても、ニーズに応じた介護サービスを受けられ、安心して暮らせるようになってい
	□住民主体の介護予防のしくみづくり ●住民主体の介護予防のしくみづくりに向けた市町村への支援 ・ワーキンググループにより、しくみづくりの成功事例を作るとともに、圏域ごとに介護予防推進連絡会議を開催することで、市町村のしくみづくりを支援 ●地域リーダーが継続的に地域で活動できる体制の整備 ・介護予防手帳を活用して、地域リーダーステップアップ講座を開催し、地域での継続的な活動を支援 ●介護予防の普及啓発 ・介護予防手帳のオプションを作成するとともに、市町村ごとのカスタマイズを支援し、手帳を活用した普及啓発を推進 ・広報番組の作成により、地域の介護予防の活動を広く普及啓発し、地域での活動を促進	住民主体の取組 27保険者・ 959ヵ所(H23) 地域リーダー養成 24保険者・ 2,743人(H23) 介護予防手帳の活用 10保険者(H23) 複合プログラムに取り組む保険者 13保険者(H23)	**地域に広がった活動が衰退しないよう、取組への継続的な支援を実施** ➡ ***住民主体の介護予防の取組の拡大と定着*** □住民主体の介護予防のしくみづくり ○介護予防手帳のリニューアル ＊オリジナルキャラクターを用いて、より親しみやすい介護予防手帳に ○地域リーダーのステップアップ講座の実施 ＊受講しやすいよう高知市以外でも実施 ○介護予防推進ワーキングの開催（フォローアップ） ＊ワーキングで検討した介護予防事業の実施の支援と他市町村への取組波及 ○介護予防広報番組の制作放送 ＊これまでの2年間に取り上げていない15市町村の取組を紹介 ○パンフレットの作成 ＊介護予防広報番組での「介護予防一口メモ」をパンフレット化	□住民主体の介護予防のしくみづくり ●県内のほとんど全ての市町村が、住民主体の介護予防の取組を実施 ●住民がより身近な場所で、気軽に活動に参加できるよう、各市町村での実施箇所や地域リーダーが増加している。 ◆住民主体の取組　29保険者 ◆地域リーダー養成　27保険者 ◆介護予防手帳の活用　29保険者 ●複合プログラムに取り組む保険者の増加	□住民主体の介護予防のしくみづくり ●各市町村での実施箇所や地域リーダーが増加しており、住民主体の取組がさらに広がっている。 ＜H25.7月調査＞ ◆住民主体の取組 29保険者　1,110ヵ所 ◆地域リーダー養成 3,072人 27保険者 ◆介護予防手帳の活用 27保険者 ◆複合プログラムに取り組む保険者 14保険者（H24実績）	□住民主体の介護予防のしくみづくり ●すべての市町村で、住民主体の介護予防の取組が実施されている。 ◆住民主体の取組 H23　27保険者　→H27　30保険者 ◆地域リーダー養成 H23　24保険者　→H27　30保険者 ◆介護予防手帳の活用 H23　10保険者　→H27　30保険者 （※うち3保険者は既に独自に介護予防手帳を作成） ●運動機能向上プログラム以外のプログラムに取り組む市町村が増加する。 ◆複合プログラムに取り組む市町村 H23　13保険者　→H27　20保険者
	□生きがいづくりと在宅生活の支援 ・スポーツや趣味を活かした健康と生きがいづくり ●ねんりんピックの開催 ●ねんりんピックを契機としたスポーツや文化活動の推進 ・ねんりんピックの広報活動を通じて、多くの高齢者にスポーツ競技等への参加を呼び掛ける。 ・講習会の開催やシニアスポーツ交流大会の種目増など、競技団体と協働して、高齢者がスポーツ競技等に参加するきっかけを作るとともに、継続して参加できるよう支援 ●老人クラブ活動の活性化 ・地域文化伝承館の取組をきっかけに、高齢者が地域で文化・芸能活動に取り組むことができるよう支援 ・「ろうれんピック」や「スポーツ講習会」の取組を通じて、スポーツ競技への参加者が増加するよう支援 ・健康づくりや介護予防の取組を支援	こうちシニアスポーツ大会(ねんりんピック予選会)参加者 17種目 1,087名 (H23) 介護予防に取り組む老人クラブ連合会数 7老連（H23）	**★ねんりんピックよさこい高知２０１３の開催** □生きがいづくりと在宅生活の支援 ○交流大会：24種目（10市6町1村1広域連合） スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会 ○健康関連イベント ふれあいニュースポーツ、健康づくり教室、健康フェア等 ○福祉・生きがい関連イベント 美術展、地域文化伝承館、相談コーナー等 ○健康、福祉・生きがい共通イベント シンポジウム、健康福祉機器展、音楽文化祭等 **ねんりんピック高知大会を契機としたさらなるスポーツや文化活動の推進** ○日ごろの活動を発表・交流の場として高知市を交えた「高知県元気はつらつ交流大会」の実施に向けた支援 ＊日頃の活動を発表する場の提供 ○介護予防リーダーを中心とした市町村老連ごとの介護予防や認知症についての普及啓発の取組への支援	□生きがいづくりと在宅生活の支援 ●競技団体の審判員等の養成や大きな大会を運営するノウハウの蓄積により組織が強化される。 ●全国から約1万人の選手・役員の来県、参加者総数40万人の、高知らしいおもてなしの大会運営 ・参加者による観光等で経済が活性化する。 ・ねんりんピックをきっかけに、老人クラブ等の活動が活性化する。 ●介護予防リーダーを中心とした市町村老連での介護予防等の取組が広がる。 ◆リーダーを中心とした取組 16市町村老連	□生きがいづくりと在宅生活の支援 ○ねんりんピックよさこい高知２０１３の開催 交流大会：23種目（10市5町1村1広域連合） スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会 （参加者総数：約39．6万人〔速報値〕） ◆シニアスポーツ交流大会等の参加者が増加した。 シニアスポーツ交流大会参加者 H24　1,292名　→H25　1,470名 オールドパワー文化展出展数 H24　467　→H25　471 ●老人クラブでの健康づくり･介護予防への取組が増加している。 ◆養成したリーダーを中心に介護予防に取り組む老人クラブ連合会数 H23　7老連　→H25　13老連	□生きがいづくりと在宅生活の支援 ●ねんりんピックを契機としてスポーツや趣味活動に参加する高齢者が増加する。 ◆シニアスポーツ交流大会等の参加者が増加する。 シニアスポーツ交流大会参加者 H23　1,087名　→H27　1,400名以上 オールドパワー文化展出展数 H23　471　→H27　500以上 ●老人クラブでの健康づくり･介護予防への取組が増加する。 ◆介護予防に取り組む老人クラブ連合会数 H23　7老連　→H27　31老連
	□★医療・介護・福祉のネットワークづくり ・地域の医師会等を中心とした医療機関とケアマネ、介護事業者、地域包括支援センター等とのネットワークの構築 （・ネットワークの区域の検討、組織づくり ・研修会、事例検討会、ケアカンファレンスの試行などを通じたしくみづくり）	県内いくつかの地域で医療と介護の連携の取組ができている。	□医療・介護・福祉のネットワークづくり ○各種団体の医療と介護の連携に向けた取組への助成 ○研修会・報告会の開催 ○訪問看護ステーションへの技術的コンサルテーションや相談対応 ○住宅のバリアフリー化の促進	□医療・介護・福祉のネットワークづくり ●医療・介護・福祉ネットワークづくり費補助金の活用等により、医療と介護の連携の取組が広まっている。 ◆新たな連携の取組開始　5団体5事業	□医療・介護・福祉のネットワークづくり ●医療・介護・福祉ネットワークづくり費補助金 ◆新たな連携の取組開始　3団体3事業 ◆Ｈ24から引き続く取組　1団体1事業 （課題） ・連携の取組の質の向上を図るとともに、県内全域へ取組を広げていく必要がある。	□医療・介護・福祉のネットワークづくり ●各圏域で、医療・介護・福祉の新たなネットワークが構築され、介護や生活支援のサービスが有機的につながり、退院後も安心して在宅生活ができる方が増えている。
	□地域包括支援センターの機能強化 ・ＰＤＣＡサイクルにより、適切で効果的な研修を実施することにより、必要な知識、技術の習得を支援 ・ケア会議の実践を通じて、ケアマネジメント能力・コーディネート機能等の向上を図る。	地域ケア会議実施 1保険者 （南国市）	**地域包括ケアの中核機関となる地域包括支援センターのコーディネート機能強化と多職種連携に繋がる地域ケア会議の普及** □地域包括支援センターの機能強化 ○地域包括支援センターのコーディネート機能等の強化 ＊地域ケア会議を県内全圏域に普及 ○地域包括支援センター職員スキルアップ研修の実施	□地域包括支援センターの機能強化 ●地域ケア会議等の実践を通じて、地域包括支援センターのコーディネート機能等の向上を図る市町村が増加 ◆地域ケア会議の実施に向けて取り組む市町村数 H24　4ヵ所　→H25　10ヵ所以上	□地域包括支援センターの機能強化 ●地域ケア会議の実践を通じて、地域包括支援センターのコーディネート機能等の向上を図る市町村が増加しつつある。 ◆地域ケア会議を実施している市町村　10ヵ所 ◆研修会の実施 地域ケア会議活用推進等事業支援研修会：参加者74名 地域包括ケア推進研修会：参加者75名 ●スキルアップ研修の実施 初級研修：参加者67名 介護予防支援従事者研修：参加者122名	□地域包括支援センターの機能強化 ●スキルアップのステージに対応した研修を受ける体制が整い、職員が必要な知識、技術を身につけることができている。 ●ほとんどの市町村で地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント能力やコーディネート機能向上に向けた取組ができている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
	□ショートステイの充実（在宅介護の安心への支援） ●緊急用ショートステイ ・在宅での介護における「もしも」の時に備えた、緊急にショートステイを受け入れるための相談体制や、緊急用のショートステイのベッドを確保し、緊急時に利用できる体制の構築 ★より身近な場所でのショートステイ ・ショートステイベッドの整備率の低さによる恒常的な満床状態を解消し、より身近な地域でサービスが提供されるための、基準該当サービスによる通所介護事業所への併設など、簡易型ショートステイベッドの設置への補助	緊急ショートステイ確保床数 12施設15床 ショートステイ整備床数 550床	第5期介護保険事業支援計画に基づく整備に合わせたショートステイ併設や、補助事業の活用を通じた事業者への基準該当ショートステイの整備への継続的な働きかけ □ショートステイの充実（在宅介護の安心への支援） ○緊急用ショートステイ ・ショートステイ整備状況等を勘案し、25年度は11施設13床で運用 ○より身近な場所でのショートステイ ・事業実施期間を2ヶ年から3ヶ年に延長し、引き続き基準該当によるショートステイ130床の整備を目指す。	□ショートステイの充実（在宅介護の安心への支援） ●緊急用ショートステイ ・ショートステイの整備が遅れている地域では、H24年度と同様に利用が続いている。 ◆緊急ショートステイ確保床数 H24　15床　→H25　13床 ●より身近な場所でのショートステイ ◆基準該当ショートステイ整備床数 H24　18床　→H25　60床	□ショートステイの充実（在宅介護の安心への支援） ●緊急用ショートステイ ・ショートステイの整備が進んだ地域（高知市等）では、利用が減少している。整備が遅れている地域（安芸圏域）では、H24に比べ利用が増加傾向にある。 ◆緊急ショートステイ確保床数　13床 ○利用日数　527日（12月末現在） ※H24同期…660日 ●より身近な場所でのショートステイ ◆基準該当ショートステイの整備 （12月末現在） ・整備済：1事業所6床 ・整備中：2事業所11床 ・整備予定：4事業所22～23床 ※うち、補助金を活用せず整備：2事業所8床	□ショートステイの充実（在宅介護の安心への支援） ●基準該当サービスによる簡易型ショートステイや特養併設型ショートステイの整備を進めた結果、レスパイトを含め、必要な時に必要なサービスがほぼ利用できるようになっている。 ◆ショートステイ H23　550床　→H26　850床 ◆ショートステイ整備率は全国平均に達している。 全国平均：要介護認定者千人当たり21.69床(H20) ●整備の進展により、緊急時にもショートステイを利用できるようになっており、緊急用ショートステイベッドの役割は終えている。
	□中山間地域介護サービス確保対策 ●中山間地域介護サービス確保対策 ・市町村と協力し、中山間地域で必要とする介護サービスを確保するため、当該地域でサービス提供する事業者に対し移動距離に応じた補助	事業実施市町村 13市町村(H23)	制度の一部見直しにより事業実施市町村を拡大させ、中山間地域の在宅サービスについて一層の充実を図る。 □中山間地域介護サービス確保対策 ★補助対象サービスに、小規模多機能型居宅介護を追加 ★特別地域加算対象地域外だが遠隔地でありサービス確保が困難な場合など、地域の実情に応じて補助対象範囲を拡大 ○訪問看護を支援する市町村の拡大	□中山間地域介護サービス確保対策 ●中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の補助対象市町村の拡大により、在宅サービスの充実が図られる。 ◆事業実施市町村 H24　16市町村 →H25　18市町村	□中山間地域介護サービス確保対策 ●中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金 ◆事業実施市町村（H25.7月末現在） H25　18市町村 98事業所 実利用者数　532名 ○利用者の14.3％がサービスが充実 ○サービスの維持　89事業所（16市町村） ○提供地域の拡大　8事業所（3市町村） ○雇用の増　7事業所12名（4市町村）	□中山間地域介護サービス確保対策●全ての中山間地域において、必要な訪問、通所介護サービスが行き届くようになっている。
	□地域における認知症の人と家族への支援 ●認知症に関する正しい知識の普及啓発 ・認知症キャラバン・メイト、サポーターの養成講座開催による正しい知識の普及啓発 ★家族の介護負担軽減のための支援強化 ・コールセンターによる相談支援の実施 ・地域ごとに介護家族が交流できる場づくり ・介護職員対象の家族支援スキルアップ研修の実施 ・より身近な場所でのショートステイ体制づくりの推進(再掲) ★早期診断・早期対応のための地域医療・介護の連携のしくみづくり ・認知症疾患医療センターの運営と追加設置に向けた国との協議 ・住民に身近なかかりつけ医を中心とした、医療・介護の連携の仕組みを地域ごとに推進 ●認知症高齢者を支援する人材の育成 ・認知症介護従事者等への実践者研修等の実施	認知症サポーター 12,649人(H23) キャラバン·メイト 981人(H23) 認知症疾患医療センター 地域型1箇所 認知症クリティカルパス利用圏域数 0箇所	・認知症に関する正しい知識のさらなる普及 ・地域における認知症の人とその家族を支えるしくみの構築、認知症疾患医療の充実に向けた取組を強化 □地域における認知症の人と家族への支援 ○認知症に関する正しい知識の普及啓発 ＊パンフレットの見直し ○キャラバンメイト·認知症サポーターの養成 ○家族の介護負担軽減のための支援 ・コールセンターの設置による相談支援 ・介護家族の交流会等の開催 ・介護従事者への介護家族支援を含めた認知症ケアの研修実施 ○認知症の人を支える人材の育成 ・認知症介護実践者研修の実施　等 ○認知症疾患医療の充実 ・認知症疾患医療センターをすべての圏域で設置 ★「もの忘れ·認知症相談医(こうちオレンジドクター)」登録制度の創設 ・専門医資格の取得支援 ・認知症サポート医の養成 ・かかりつけ医・歯科医師等への認知症対応力向上研修の実施 ○医療と介護の連携体制の構築 ★認知症地域連携クリティカルパスの運用開始 ・医療関係者と介護関係者との連絡会や研修会の開催 ○身体合併症への対応等 ★一般病院の医療従事者への認知症ケアの研修実施 ・一般救急病院と精神科医療機関の連携検討会の開催 ○若年性認知症の人と家族への支援 ★若年性認知症の人と家族の意見交換会の開催	□地域における認知症の人と家族への支援 ●より身近な市町村でサポーター養成講座を受けることができ、正しい知識を持った方が増えている。 ◆認知症サポーター H24　22,703人 →H25　25,000人以上 うち企業等のサポーター H24　4,214人 →H25　5,000人以上 ◆キャラバン・メイト H24　1,446人 →H25　1,500人以上 ●認知症の方を介護する家族が集える場所が増えている。 ◆家族の集い H24　13市町村＋幡多 →H25　20市町村以上 ●認知症の疑いがあった場合に気軽に相談できるしくみがある。 ◆こうちオレンジドクター登録制度の立ち上げ ●認知症疾患医療センターの追加指定により、より身近な地域で認知症の早期診断·早期対応が可能となっている。 ●認知症地域連携クリティカルパスの試験運用が中央圏域で開始されている。 ●認知症の方の救急・急性期の身体疾患の治療が円滑に行われる仕組みづくりの検討が開始されている。	□地域における認知症の人と家族への支援 ●認知症サポーター養成講座の受講者が増加し、地域での認知症への正しい知識の普及が進んでいる。 ◆認知症サポーター 24,891人（H25.9月末） うち企業等のサポーター 4,609人（H25.9月末） ◆キャラバン・メイト 1,466人（H25.9月末） ●認知症の方を介護する家族の集いの増加 ◆家族の集い H25.9月末　17市町村＋幡多 ●こうちオレンジドクター登録制度の創設 ◆登録者数　206名（H25.10月末） ●１０月１日に県立あき総合病院、一陽病院、渡川病院を新たに認知症疾患医療センター指定し、県内各二次医療圏域に１か所ずつ整備することができた。 ●試験運用開始に向けてパス作成検討会を３回開催。１１月に４回目の作成検討会を開催して試験運用に向けたパスの構成、発行、運用方法等を確定し、年度内に試験運用を開始する。 ●年度内に精神科救急医療連絡会を開催し、一般科と精神科の診療連携について協議する。	□地域における認知症の人と家族への支援 ●より身近な市町村でサポーター養成講座を受けることができ、正しい知識を持った方が増えている。 ◆認知症サポーター H23　12,649人　→H27　20,000人以上 うち企業等のサポーター H23　1,779人　→H27　5,000人以上 ◆キャラバン・メイト H23　981人　→H27　1,500人以上 ●認知症の方を介護する家族が、悩み事を電話や集いの場で相談でき、急用時や休息を取りたい時には、身近な場所でショートステイを利用できる。 ◆家族の集い すべての市町村または福祉保健所で年1回以上開催 ●認知症の早期診断・早期対応のための地域医療の仕組みがすべての圏域で確立している。 ◆認知症疾患医療センター H23　地域型　1箇所　→H27　基幹型　1箇所 地域型　5箇所 ●認知症地域連携クリティカルパスが各圏域で運用され、医療と介護の連携したサポートが受けられるようになっている。 ●一般救急病院と精神科医療機関の連携により、認知症の人の身体合併症への対応が円滑に行われる仕組みが構築されている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿(●) ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
	□介護サービスの充実・確保 ●介護保険施設等の整備支援 ≪老人福祉施設等整備事業≫ ・老人福祉施設の創設・増床等の整備への助成 ・特別養護老人ホームの耐震化、個室・ユニット化のための改築整備への助成 ≪介護基盤緊急整備等対策事業≫ ・市町村が行う認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、小規模特別養護老人ホーム等の整備に対する助成 ・要介護者の入居施設等のスプリンクラー等整備への助成 ・認知症高齢者グループホーム等の耐震補強等の改修や大規模修繕等の安全対策事業への助成	広域型特別養護老人ホーム 3,656床 小規模特別養護老人ホーム 47床 認知症高齢者グループホーム 2,207床 地域密着型特定施設 174床 介護専用型特定施設 50床	第5期介護保険事業支援計画に基づく、地域の実情に応じたバランスのとれた施設整備 ➡ 特養入所待機者の解消 □介護サービスの充実・確保 ○第５期介護保険事業（支援）計画に基づく整備計画 ・広域型特別養護老人ホーム　324床 ・小規模特別養護老人ホーム　174床 ・認知症高齢者グループホーム　183床 ・広域型特定施設（介護専用型）　30床 ・地域密着型特定施設　20床	□介護サービスの充実・確保 ●第５期介護保険事業（支援）計画に基づき段階的に老人福祉施設や居住系サービスが整備されている。 ・広域型特別養護老人ホーム　100床 3,816床（H24末）→ 3,916床（H25末） ・小規模特別養護老人ホーム　145床 76床（H24末）→ 221床（H25末） ・認知症高齢者グループホーム　108床 2,237床（H24末）→ 2,345床（H25末） ・介護専用型特定施設　30床 50床（H24末）→ 80床（H25末）	□介護サービスの充実・確保 ●第５期介護保険事業（支援）計画に基づき老人福祉施設や居住系サービスを整備中 ・広域型特別養護老人ホーム 160床整備済　130床整備中　70床年度内着手見込み ・小規模特別養護老人ホーム 29床整備済　29床整備中　58床年度内着手見込み ・認知症高齢者グループホーム 48床整備済　45床整備中　27床年度内着手見込み ・介護専用型特定施設 80床整備済	□介護サービスの充実・確保 ●老人福祉施設や居住系サービスが整備され、重度の要介護者等優先入所が必要な入所希望者が、長期に待機しなければならない状況は解消されている。 ◆第５期介護保険事業（支援）計画　＊第４期分を含む 【H23末】→【H26末】 ・広域型特別養護老人ホーム　3,656床 → 4,140床（＋484） ・小規模特別養護老人ホーム　47床 → 250床（＋203） ・認知症高齢者グループホーム　2,207床 → 2,408床（＋201） ・地域密着型特定施設　174床 → 223床（＋ 49） ・介護専用型特定施設　50床 → 130床（＋ 80） 第5期介護保険事業支援計画期間(H24～26)中の特養整備数 189床　＋　494床　＝　683床　＞　655
	□福祉・介護人材の確保対策 ●多様な人材確保のための参入支援 ・求職者と介護職場を結びつけるマッチング支援 ★高校生の進路指導の手引き作成 ・福祉・介護の仕事に関心がある者への職場体験の機会の提供 ・中山間地域の市町村が実施するホームヘルパー養成研修への支援 ●質の高いサービスを安定的に提供するための人材育成 ・介護従事者の資質や専門性の向上を図るための研修受講等を支援 ●福祉・介護の仕事のイメージアップを図るための普及啓発（イベントの開催、番組制作放送、パンフレット作成）	有効求人倍率 （介護分野） 1.83（H20）	・今後の介護ニーズの増大に対応する人材の安定的な確保・定着のための取組を継続的に実施 ・中山間地域等における人材確保対策を強化 □福祉・介護人材の確保対策 ○福祉・介護人材のマッチング機能強化 ・求職者と事業所のマッチング支援 ★中山間地域での就職面接会の開催　等 ○潜在的有資格者等の職場体験の機会提供 ○研修時の代替職員派遣等による介護職員の研修参加を支援 ○介護福祉士等修学資金の貸付 ○介護の仕事の普及啓発 ・イベント開催、テレビ番組制作放送、パンフレット作成	□福祉・介護人材の確保対策 ●学生等の若年層を対象としたセミナー及び求職者向け就職面接会を開催することで、中山間地域等の介護人材の確保対策が図られている。 ◆セミナー参加者　30名以上 ●代替職員派遣等を実施することで、介護職員のキャリアアップや新規雇用の確保に繋がっている。 ◆制度を活用する事業者が増加している。 ●イベント開催及びテレビ番組放送、パンフレット作成等により、福祉・介護の仕事への理解が深まっている。 ◆イベント参加者　1万人以上	□福祉・介護人材の確保対策 ●学生等の若年層を対象としたセミナー及び求職者向け就職面接会を開催することで、中山間地域等の介護人材の確保対策を図る。 ◆セミナー実績 7/27東部（田野町）8/18西部（四万十市）参加者96名 ◆就職面接会 12/1四万十町、12/7宿毛市、12/8四万十市・嶺北（南国市）12/12室戸市、12/20田野町、　参加者35名 ●代替職員派遣等を実施することで介護職員のキャリアアップや新規雇用の確保に繋がっている。 ◆介護支援専門員更新研修ほか各種研修において事業の活用を周知。 ●イベント開催及びテレビ番組放送、パンフレット作成等により、福祉・介護の仕事への理解を深める。 ◆11/10開催「こうち介護の日2013」 イベント参加者　（概算）約１万人	□福祉・介護人材の確保対策 ●若い世代を中心に、福祉･介護サービスの職業を選択する人材が増加している。 ●中山間地域でも必要な福祉・介護人材がほぼ確保できている。 ●介護従事者の専門性が向上し、これまで以上に質の高いサービスを提供できるようになっている。 ●福祉･介護サービスの仕事が、少子高齢化社会を支える働きがいのある魅力ある職業として社会的な認知が広がっている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
3　障害者が生き生きと暮らせる地域づくり	□障害福祉サービスの確保・充実	◆通所サービス （H23） 定員　2,709人 事業所　136ヶ所 ◆グループホーム （H23） 定員　　905人 事業所　167ヶ所 ◆障害者施設の設置状況（H24.1） ・施設等がない地域 8町村 ・施設等が１ヶ所のみの地域　9町村	□障害福祉サービスの確保・充実	□障害福祉サービスの確保・充実	□障害福祉サービスの確保･充実 ○中山間地域のサービス確保 中山間地域における新規開設事業所（10月現在） ･居宅介護事業所：6事業所 ･グループホーム、ケアホーム：4事業所（定員20名） ･短期入所事業所：2事業所（定員4名） （課題） 利用者が少なく運営が困難なことから、事業所の参入が進みにくい状況である。	≪県内どこに住んでいても、すべての障害者が、身近な地域で必要なサービスを受けられ、安心して暮らせるようになっている≫ □障害福祉サービスの確保・充実 ●中山間地域にある事業所への支援などを通じて、身近な地域で必要なサービスがほぼ利用できるようになっている。 ◆通所系サービス 定員　H23：2,709人　→　H27：3,600人 ◆グループホーム・ケアホーム 定員　H23：905人　→　H27：1,400人 ●診断後の療育支援を行う場（障害児通所支援事業所等）が各圏域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆障害児通所支援事業所等　H23：11ヶ所→H27：24ヶ所
	①中山間地域のサービスの確保 ・中山間地域におけるサービス拠点の整備 公共交通機関の乏しい中山間地域において、新たに送迎付きの障害福祉サービスを行う事業所に対して3年間、運営費の一部を補助する。 ・中山間地域における居宅サービスの確保 中山間地域の遠距離（片道20分以上）の居住者に対して、居宅サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）を提供した事業者に対し、運営費を補助する。		○中山間地域のサービス確保 ・市町村と連携した新たなサービス拠点の設置に向けた支援と開設事業所への運営費助成の継続 ･遠距離の居住者に居宅サービスを提供する事業者に対する支援の継続	○中山間地域のサービス確保 ・中山間地域における障害福祉サービス事業所の開設と安定的な運営 （開設2ヶ所） ･中山間地域に居住する障害者が、必要な居宅サービスを受けることができている。		
	②重度障害児者への支援の充実		○重度障害児者の在宅での生活を支援 ★短期入所利用促進 医療機関での短期入所の受け入れ促進 ★重度障害児者のヘルパー利用支援 重度訪問介護事業所の病院派遣による重度障害児者の見守り	○重度障害児の在宅生活支援の充実 ･レスパイト環境の充実 ･家族等の介護負担の軽減 ･重度障害児者と家族が安心して在宅生活を送れている	○重度障害児者の在宅生活支援の充実 （課題） ･医療機関で取り組みが進み、支援が必要な方が確実に支援を受けられるように事業スキームを見直す必要がある	●医療的なケアを必要とする障害者のショートステイや日中活動支援などのサービスが充実し、地域での生活を選択できるようになっている。
	③★障害児支援の充実 ・各圏域で障害児通所支援事業所等の拡充 ・長期休暇中の支援の充実	◆障害児通所支援事業所等　11ヶ所	○障害児支援の充実 ･障害児通所支援事業所等による早期療育支援体制の整備 ･障害児長期休暇支援事業の継続	○障害児支援の充実 ◆障害児通所支援事業所等　22ヶ所 ・ニーズに応じたサービスが確保され、提供されている。	○障害児支援の充実 ･児童発達支援事業所 13か所（H24末）→14か所 ･放課後等デイサービス 14か所（H24末）→19か所 ･保育所等訪問支援 5か所（H24末）→8か所 障害児長期休暇支援事業→11団体が実施	
	④★障害特性に応じたきめ細かなサービス ・医療的なケアの必要な障害者への支援 ・強度行動障害のある障害者への支援 ・軽度・中等度難聴児への補聴器の助成		○障害特性に応じたきめ細かなサービス ･小規模作業所の運営費の助成の継続 ･強度行動障害者のショートステイを受け入れる事業所への助成の継続 ･軽度･中等度難聴児補聴器助成制度の継続、周知	○障害特性に応じたきめ細やかなサービスが提供されている。	○障害特性に応じたきめ細かなサービス ･小規模作業所開設支援事業 医療的ケアの必要な障害者のために看護職員を確保。 法定事業所移行へ向け、法人化の準備を進める必要。 ･強度行動障害者短期入所支援事業 （H25利用者見込）23人 ･軽度･中等度難聴児補聴器助成事業 （H25交付申請3市町：高知市･土佐市･黒潮町） 対象者への助成制度の周知が課題	
	・高次脳機能障害者支援の推進 ・平成19年3月 第1回高次脳機能障害者支援体制資源調査の実施 ・平成20年11月 支援拠点「高次脳機能障害相談支援センター」を高知ハビリテーリングセンターに設置 ・平成24年6月 ★第2回高次脳機能障害者支援体制資源調査の実施 （調査の目的） 高次脳機能障害者支援に関わる県内の医療や福祉サービス等の実態を明らかにし、その資源を有効に活用できる連携の仕組みや、地域における支援体制の整備を検討するための基礎資料とする。 （調査の対象） ○病院・診療所（有床・無床）： 精神科、神経精神科、脳神経外科、神経科、神経内科、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科 ○福祉サービス提供機関 ○市町村・地域包括支援センター	○支援センター相談件数推移 21年度：37件 22年度：30件 23年度：40件	①高次脳機能障害相談支援センターを拠点とした相談支援･普及啓発 ･支援拠点として、専門性を向上させるとともに、関係機関へ知識を普及していくための機能を充実･強化する。 ②高次脳機能障害への対応ができる人材の育成 ★高次脳機能障害相談支援センター職員の専門性向上 ･専門家養成研修等の受講 ★市町村･福祉保健所職員を対象とした人材養成研修の開催 ③高次脳機能障害相談支援センターと関係機関との支援ネットワークの構築 ･高次脳機能障害支援ネットワーク会議の開催（年3回）	①高次脳機能障害相談支援センターの専門性が向上し、相談件数が増加している。 ②人材育成 ･高次脳機能障害相談支援センター職員の専門性向上による相談支援体制の充実が図れている。 （研修終了者数：2人） ･市町村及び福祉保健所職員の高次脳機能障害の特性への理解が深まり、適切な支援につながっている。 （研修参加団体：10市町村、5保健所） ③ネットワークの充実により、適切な支援先への連携が可能となっている。	②人材育成 ★専門家養成研修等の受講 ･高次脳機能障害実践的アプローチ講習会（5/12、8/11、12/8） ･高次脳機能障害ファシリテーター養成講座（6/22） ★市町村･福祉保健所職員等を対象とした人材養成研修の開催 ･高次脳機能障害研修会「脳のリハビリ講習会」開催 （講師）帝京平成大学大学院 臨床心理学科教授　中島恵子氏 ③支援ネットワークの構築 ･支援委員会の開催（2回予定） ･圏域ごとに研修会を開催（1月～） ･圏域ごとのネットワークの構築に向け、ネットワーク会議の開催を含め検討していく。	●高次脳機能障害相談支援センター職員の専門性の向上による相談支援の充実が図れている。 ●支援ネットワークの充実・強化により、身近な地域で支援・サービスの利用が可能となっている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
3　障害者が生き生きと暮らせる地域づくり	□発達障害への支援体制づくり ①★専門医師の養成 高知ギルバーグ発達神経精神医学センターの設置・運営 ・ギルバーグ教授による直接指導、研修会の開催 ・症例検討会の開催	専門医師　4人程度	□発達障害への支援体制づくり ①専門医師の養成 ・「高知ギルバーグ発達神経精神医学センター」 ★疫学的研究に向けた取り組み 疫学的研究の目的 本県における発達障害のある子どもの割合を明確にし、サービスの確保など今後の施策へ反映させていく。 （具体的な取り組み） ・疫学的研究のためのマニュアルの作成 ・保健師に対する研修の実施 ・各研究員の研究への支援（学会参加への補助等） ・ギルバーグ教授による研究指導、医師勉強会、講演会を実施 ・症例検討会の実施 ・パラメディカルスタッフを対象とした研修	□発達障害への支援体制づくり ・疫学的研究が着実に進んでいる ・各研究員、医師、専門職等の専門性が向上している	□発達障害への支援体制づくり ①専門医師の養成 ・所長を含め11名の医師が研究に従事 ★疫学研究のための合同研修会 （7/3,9/3,12/3） ・保健師に対する研修の実施（11/28-29、12/24） ・ギルバーグ教授による研究指導、医師勉強会、専門職向け研修会（10/14-17） ・症例検討会の実施（7/4）	□発達障害への支援体制づくり ●発達障害に関する専門医師が、県内で20名程度となり、早期診断が実施されている。 ◆専門医師　H23：4人程度　→　H27：20人 ●診断後の療育支援を行う場（障害児通所支援事業所等）が各圏域に整備され、身近な地域で専門的な療育支援が行われている。 ◆障害児通所支援事業所等 H23：11ヶ所→H27：24ヶ所
	②★身近な地域での療育拠点の整備 ・利用者の少ない中山間地域において、新たに障害児通所支援事業所等を開設する事業者に対する助成 ・障害児通所支援事業所や保育所等の職員に対する専門研修の充実	障害児通所支援事業所等　11ヶ所	②身近な地域での療育拠点の整備 ・新たな事業所の設置促進 ・中山間地域での設置に対する支援	・障害児通所支援事業所 16か所　→　22か所	②平成25年度に開設した障害児通所支援事業所（5か所） キュール（高知市） 放課後等デイサービスら・ら・らくらぶ （室戸市） 幡多希望の家通園センターつくしんぼ （宿毛市） グッドスマイル朝倉（高知市） 児童発達支援センターわかふじ寮 （四万十市）	●個別支援計画を使った支援の引き継ぎの仕組みが県内各地に普及し、就学前から小・中・高、就労に至るまで、支援方法が引き継がれ、ライフステージに応じた一貫した支援が行われている。 ・学齢期前における個別支援計画の作成を徹底するため、事業所を対象に研修会を開催 ・学齢期において、保護者の思いが反映され、担任教職員の間、校種間でも確実に引き継がれるよう、教職員向けの研修会に講師を派遣
	③★ライフステージに応じた支援体制の構築 ・早期発見・早期療育に取り組む市町村を拡大 ・個別支援計画を作成し、支援内容を引き継いでいく仕組みを検討 ・発達障害のある人の雇用のための啓発活動	二次問診票を活用した早期発見・早期療育に取り組む市町村数：3市町	③ライフステージに応じた支援体制の構築 ・中山間地域における早期発見・早期療育の体制検討 ★"個別の支援手帳（仮称）"によるライフステージに応じた一貫した支援を提供するための仕組みづくり ・"個別の支援手帳（仮称）"の作成 ・マニュアルの作成及び活用のための研修の実施 ・セミナーの開催など啓発活動の継続	・早期発見・早期療育の体制の確保に向けた検討が進んでいる ・"個別の支援手帳（仮称）"の普及に向けた準備が整っている	③ライフステージに応じた支援体制の構築 ・早期発見・早期療育の体制検討 検証委員会を設置、開催（5/27,8/26） ・個別の支援手帳＝"つながるノート"の作成と研修会の開催 教員向け研修会・説明会 （10/28,30,11/7,8）	●発達障害者の特性に応じた雇用の場が創出されている。 ・発達障害に特化した就労支援事業所 ・発達障害者を雇用するモデル事業所
	□精神科救急医療体制の充実・強化 ・精神科救急情報センター・精神医療相談窓口の設置に向けた検討 ・精神科救急診療情報提供システムの試験運用	中央圏域において、精神科救急医療体制（輪番制）は整備されているが、精神科救急情報センター、精神科医療相談窓口は未設置	★精神科救急情報センター、精神科医療相談窓口の設置 ・24時間365日対応可能な情報センター、相談窓口の設置 ・一般科と精神科の診療連携の検討 精神科病院間の連携や身体合併症のある患者さんの対応などについて、精神科救急医療連絡会で検討。	・精神科救急情報センター・精神科相談窓口が設置されている。 ・精神科病院間の連携や身体合併症のある患者さんの対応が円滑に行われる仕組みづくりが図られている。	●精神科救急情報センター・精神医療相談窓口の設置に向けて、委託を予定している病院と調整・協議を行っている。 ●年度内に精神科救急医療連絡会を開催し、一般科と精神科の診療連携について協議する。	●精神科救急情報センター及び精神科相談窓口が設置され、緊急対応が必要な患者の重症度に応じた受け入れ先調整が可能となるほか、休日夜間の相談対応・受信指導体制が整っている。
	□障害者の就労促進 ①働く場の確保 企業等への普及啓発 ・企業訪問（年間400社） ・採用担当者セミナーの開催 就職先とのマッチング、定着支援 ・障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関の連携強化 職場実習型職業訓練の実施	◆障害者就職件数 ＊人口10万人当たりの障害者就職件数 H22：15位（54.7人/10万人） ◆公的機関の法定雇用率 市町村等H22：1.94%（45位）	□障害者の就労促進 ①働く場の確保 ○企業訪問による障害者雇用の促進 ・年間400社　→　500社（H25） ・雇用率引き上げの周知徹底 ・新たに雇用義務対象企業となる約80社に対する早期個別訪問 ○職業訓練機関（中小企業）の開拓強化 中小企業が行う職業訓練の委託単価を引き上げ、職場実習先の開拓を促進 ★障害者雇用モデル啓発 障害者が実際に働く姿を取材し、広報冊子を作成して普及啓発を行うとともに、企業の障害者雇用の意識の醸成と、障害特性に応じた多様な職域開拓を図る。	□障害者の就労促進 ◆障害者就職件数：490人 雇用されている障害者数：1,500人 ・人口10万人当たりの障害者就職件数 65.4人 ・法定雇用率　1.99% ○委託訓練先企業が増え、就職者数が増加している。	□障害者の就労促進 ◆障害者就職件数：464人（H24年度実績） ・雇用されている障害者数：1,455人 （H25.6.1） ・人口10万人当たりの障害者就職件数：60.7人（20位） ・法定雇用率：1.94% ○新規委託訓練先企業：8社 （課題） 法定雇用率の引き上げにより企業、公的機関ともに未達成が増加した。 企業訪問の結果を関係機関と共有するとともに職場実習受入企業の開拓に活用する。	≪障害の程度や態様に応じた働く場が確保され、経済的な自立ができている≫ □発達障害への支援体制づくり ●様々な分野で障害のある人がそれぞれの能力を活かして働いている。 ◆障害者就職件数　500件 ＊人口10万人当たりの障害者就職件数 H22：15位（54.7人/10万人） →H27：66.8人/10万人（H22:4位:鹿児島県63.9人） ◆公的機関の法定雇用率（2.3%）達成 市町村等H22：1.94%（45位）　→　H27：2.3%

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿(●) ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
3　障害者が生き生きと暮らせる地域づくり	②市町村等の法定雇用率の達成 ・市町村等への雇用の要請		②市町村等における障害者雇用の促進 ・労働局と連携した要請 ・法定雇用率未達成市町村等の人事担当部局と障害者就業・生活支援センターとの連携強化を支援	○法定雇用率未達成団体の減少 9団体見込　→　4団体 ※不足数10人見込　→　4人	○法定雇用率未達成団体：９団体 実雇用率：H24：2.09%→H25：2.21% 不足数は、労働局発表待ち	
	③職域の拡大 介護分野への就労促進 ・介護員（２級課程）資格取得研修を実施 特別支援学校生 一般求職者 在職者（キャリアアップ） 農業分野への就労促進 ・農業分野での実習先を確保できるよう支援 発達障害者の就労促進 ・発達障害者の障害特性に応じた職種による雇用の創出について、高知大学、企業、福祉施設等と共同研究		③職域の拡大 ○介護分野への就労促進 ・介護員2級資格取得研修を引続き実施 ・特別支援学校生、一般求職者、在職者（キャリアアップ） ・特別支援学校進路担当教員、支援機関等による介護施設等の見学会、意見交換会の開催 ○農業分野への就労促進 ・篤農家による技術研修、交流会などを通じ、事業所の農業分野の技術レベルと利用者のスキルアップを図る。 ○発達障害者の就労促進 ・特別支援学校、就労支援事業所、民間企業との連携 相互販売 教員、指導員の実習システムの構築	○介護分野、農業分野での就職が増えている。 ・介護分野の資格取得者　95人 ・農業分野の研修参加　22事業所 ○発達障害者の就職者が増えている。	○介護分野、農業分野での就職が増えている。 ・介護分野の資格取得（見込）者　95人 ・農業分野の研修　H26.1開催予定 ○発達障害者の就職者数が増えている。 ・知識・技能習得訓練コース 受講修了者1名就職（A型） ・ハローワーク高知を通じた就職状況 H23：９人→H24：18人 （H25.9末：７人）	
	□施設利用者の工賃アップ ①施設の工賃向上に向けた取組みを促進 施設ごと（Ｂ型事業所）に工賃向上計画を策定	◆就労継続支援Ｂ型事業所の目標工賃 Ｈ22：32,000円 目標工賃達成事業所（Ｂ型）の割合 Ｈ22：6%（5事業所/77事業所）	□施設利用者の工賃アップ ①工賃向上計画策定支援 24年度目標工賃を達成できなかった事業所の個別ヒアリング	□施設利用者の工賃アップ ◆平均工賃：18,950円 ・目標工賃達成事業所の割合　7.4%	□施設利用者の工賃アップ ◆平均工賃：17,730円（H24）	□施設利用者の工賃アップ ◆就労継続支援Ｂ型事業所の目標工賃 Ｈ22：32,000円　→　Ｈ27：37,000円 目標工賃達成事業所（Ｂ型）の割合 Ｈ22：6%（5事業所/77事業所） →　Ｈ27：30%（25事業所/81事業所）
	②施設の売上げの向上と収益の改善 自主製品の製品力の向上を支援 ・工賃向上アドバイザー派遣による支援 商品企画～販売展開をトータルサポート テスト販売～取引をサポート 作業手順づくりをサポート 商品開発等アドバイス 下請け作業の高品質化を促進 ・共同受注に取り組む事業所：15事業所 ・共同受注の取組 ・技術力向上支援 農業分野の生産性向上への取組みを支援 ・農福連携支援員を派遣し、施設職員の技術力（栽培管理、食品加工）の向上をサポート ・農作業（施設外就労）の受委託を促進（農家と施設のマッチング）		②施設の売上げの向上と収益の改善 ○工賃向上アドバイザー派遣 引き続きアドバイザーを派遣し、施設の生産性の向上、収益性の改善を図る。 ○共同受注による下請作業の高品質化技術支援 専門家を派遣し、品質管理や納品管理を行い、下請け作業の高品質化を図るとともに、共同受注の仕組みを拡大する。 ★障害者施設の製品、受託業務のPR 障害者就労施設が製造・販売する製品や、受託業務を紹介する冊子を作成し、企業、官公庁等にPRすることにより、受注機会の拡大を図る。 ○公的機関からの発注の拡大 障害者優先調達推進法に基づき、就労施設等からの物品等の県調達目標を定め、着実に実行する。 市町村に障害者施設等への発注増を要請する。 ○農業分野の生産性向上への取組み支援を継続 農福連携支援員を派遣し、施設職員のスキルアップをサポート 農作業（施設外就労）の受委託を促進	○アドバイザーを派遣した事業所の工賃が向上している ○共同受注の増加 ○公的機関からの発注が増えている ○農作業の受委託が増えている	・目標工賃達成事業所の割合：3.7% ・H23～H24　アドバイザーを派遣し、工賃が向上した事業所（Ｂ型）：８事業所 ○障害者施設の製品の販路開拓 （合）土佐あぐりウェルフェアに委託 ・障害者施設の製品を扱うアンテナショップ開設 H25.10.31　高知はちきん家 ６事業所40アイテム ・商談会への参加 ２事業所 ・県外量販店、まるごと高知での販促への参加 ３事業所 （課題） 大口の下請作業が激減又は打ち切りになった事業所が自主製品作り等への構造転換に取り組み始めたが、軌道に乗せるまでに時間を要している。	

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
４　次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	１．児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応 ①児童相談所の運営力の強化・専門性の確保 ●組織運営の強化 ・児童虐待対応の判断と実施手順による対応の徹底 ・すべての在宅ケースについて、定期的な安全確認と再評価の実施 ・児童福祉司・児童心理司とも人口当たりで全国上位の配置を確保（中長期的な人材確保） ・弁護士による法的対応の代行とサポート ★児童養護施設との連携強化事業 招へいした外部講師と児童相談所職員が施設に出向いて、施設職員と共に処遇困難事例の検討などを行い、入所児童の自立支援と双方職員の資質向上を図る。 ●各種研修の充実 ・外部専門家の招へいの継続（機能強化アドバイザー心理職員に対するスーパーバイザー） ・県外先進地研修の継続 ・職種別・経験年数別職員研修体系に基づく研修の実施	○児童虐待認定件数 H22：142件 ○児童相談所の相談受付件数 H22：2,600件	１．児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応 ○援助方針決定後の児童・保護者への支援の強化等 ・サポートケア（市町村と児童相談所が施設を訪問し、施設職員と共に児童の権利保障と自立支援等を推進するための協議：原則年３回）の実施 ・児童養護施設でのCSP（ｺﾓﾝｾﾝｽﾍﾟｱﾚﾝﾃｨﾝｸﾞ）研修の実施 ・児童虐待対応チーム内に、初期対応担当と家庭支援担当の設置と警察OBの増員（2人→３人）。 ○個々の職員の専門性とチーム対応力の向上のための、研修等の実施 ・外部専門家の招へい ・弁護士による法的対応の代行とサポート ・県外先進地研修 ・職種別・経験年数別職員体系に基づく研修の実施 ○関係機関との更なる連携強化 拡 児童養護施設等との連携強化事業の実施 ・警察や女性相談支援センターとの連絡会の実施	１．児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応 ○子どもの安全と最善の利益を最優先にすることを基本に対応を行っている。 ・48時間ルールの遵守（100%） ・定期的評価の実施（100%） ○職種別・経験年数別職員体系に基づき、対象職員の専門性の向上が図られている。 【数値目標】 ・外部専門家の招へい 機能強化アドバイザー 年：20回 心理職員スーパーバイザー 年：４回 ・県外先進地研修 長期研修３名 ・児童養護施設等との連携強化事業 年間：15回	１．児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応 【達成状況】 ・すべてのケースについて、48時間以内の安全確認の実施等、児童虐待対応の判断と実施手順に沿った迅速・適切な対応ができている。 H25.9月末現在の状況 ・一時保護　114件 うち職権保護　41件 ・虐待通告　158件 うち虐待認定　86件 【課題】 ・児童相談所職員の経験年数が少なく、専門性向上に時間が必要。 ・施設で不適応を起こす子どもも多い中で、施設等への支援が引き続き必要である。 【達成状況：H25.10月末】 ○援助方針決定後の児童・保護者への支援の強化等 ・施設に入所している子どもの権利保障と自立支援を推進するサポートケアの実施 中央：1回目(5月～6月実施)308ケース 2回目(6月～7月実施)298ケース 幡多：1回目(5月～6月実施)47ケース 2回目(7月～8月実施)49ケース ・児童養護施設でのＣＳＰ（コモンセンスペアレンティング）研修の実施：愛童園 ○個々の職員の専門性とチーム対応力の向上のための、研修等の実施 ・外部専門家の招へい 中央：9回、幡多：２回 ・県外先進地研修 中央：2名、幡多：1名 ○関係機関との更なる連携強化 ・児童養護施設等との連携強化事業の実施 （中央管内　7施設） ・警察との連絡協議会の開催 （中央・幡多合同）	≪地域とともに、虐待の早期発見・早期対応の体制が構築され、深刻なケースに至らない取り組みができている≫ ≪虐待防止の啓発と「地域の支え合い」の仕組みが確立され、虐待件数そのものが減少している≫ ≪療育福祉センターと中央児童相談所が連携して子どものあらゆる相談に対応できている≫ １．児童虐待や各種相談への迅速・適切な対応 ①児童相談所の運営力の強化・専門性の確保 ●職員の経験年数と研修の積み重ねにより一定の専門性が確保され、チーム対応力も向上し、より迅速で適切な対応ができている。 ●児童養護施設との連携が強化され、双方職員の専門性が向上し、入所児童の自立支援の取り組みも向上している。
	●「県立療育福祉センター及び中央児童相談所の今後のあり方を考える会」を設置し、両機関のありたい姿を検討		○合築後の子どもに関する相談支援機能の強化 ・基本構想に基づいた取組 ・両機関の連携の具体的な取組の検討	○両機関職員等をメンバーとするワーキンググループにより両機関の具体的な連携方法を検討している。 (H26へ継続)	○子どもに関する相談支援機能の強化 ・基本構想に基づいた取組 プロポ案説明：9月 各ゾーニングの決定：10月～11月 各部門協議：12月～1月	
	②市町村の児童家庭相談体制の強化 ●各種研修等の充実 ・児童福祉司任用資格取得指定講習会の実施 ・職員研修（初任者前期・後期、中堅者、保健との連携、）の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関（市町村）の職員及び構成員の資質向上のための研修の実施 ・虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力の強化への支援 ・個別ケースへの同行訪問の実施による個別対応力強化への支援		○各種研修等への支援 ・児童福祉司任用資格取得指定講習会の実施 ・職員研修（初任者前期・後期、中堅者、保健との連携）の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関（市町村）の職員及び構成員の資質向上のための研修の実施 ・虐待評価シートを活用したケース見立て・対応力の強化への支援 ・個別ケースへの同行訪問などによる個別対応力強化への支援	○児童福祉司任用資格取得講習会や市町村職員研修会等の実施など、市町村の体制強化に向けた支援の実施。 【数値目標】 ・市町村職員研修会 年：３回 ・児童問題関係職員研修会 年間：１回 ・指定講習会の実施 8月～9月 ・児童福祉司と同等の資格を持つ市町村職員の育成	○各種研修等への支援 ・児童福祉司任用資格取得講習会の実施 8月～9月　市町村職員５名養成 （H20～延45名養成。保育士:17名、保健師:24名、教員：4名） ・初任者前期研修実施：40名参加 ・初任者後期研修実施：24名参加 ・市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関(市町村）の職員及び構成員の資質向上のための研修の実施 「ケースの支援に結びつける総合的アセスメント」　56名参加 ・児童問題関係職員研修会（中央） 「地域での取組み～少年非行への支援～」述べ259名参加 【課題】 ・市町村では、人事異動や専門職不足により、職員の専門性確保が難しい。	②市町村の児童家庭相談体制の強化 ●児童福祉司任用資格取得講習会や職員研修の実施により市町村の体制が強化され、より適切に相談対応ができつつある。 ●保健・福祉の職員の専門性が向上し、連携が強化されることで、リスクの高い親子の早期発見・早期支援ができている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
	③教育委員会の取組 ●高知県教育振興基本計画重点プランに基づき［徳］の目標の実現に向けた事業を推進 ●教育センターにおいて保育所・幼稚園・小学校・中学校・高校・特別支援学校の保育士、教員に対する研修（生徒指導・人権教育）を実施 ●すべての公立小学校・中学校・高校・特別支援学校において、虐待に関する校内研修を実施 ●県教育委員会は、県内全市町村の要保護児童対策地域協議会に構成員として参加し、子どもの置かれた状態や市町村、児童相談所、保育所、幼稚園、学校等の支援の状況を把握するとともに、必要に応じてスーパーバイザー等の派遣等の支援の実施		★県教育委員会が独自に行っている生徒指導に係る問題行動調査の中に、児童虐待に関する項目を設け、学校からの通告状況を把握し、虐待を見逃さない体制の強化につなげる。 ●毎年、すべての公立小学校・中学校・高校・特別支援学校において、児童虐待に関する校内研修を実施する。 ●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、児童生徒、保護者、学校、市町村教育委員会への支援の一層の充実につなげる。 ●県教育委員会で要対協に関わっている部署のチーフと担当者を集め、年度当初に児童虐待や要対協への認識を高めるための関係者会議を開催するとともに、年度末に総括会議を開催し、重篤なケースの支援状況を共有したり、要対協へ参加して感じた課題等の協議を行う。 ★学校において重大かつ緊急であり対応に苦慮する事案に対して、専門家チームを組織して学校に派遣し、支援する。	●教職員の児童虐待に対する認識を深めるとともに、児童虐待を早期発見し、通告を行い、深刻な事態に陥ることを防ぐ。 ●本年度は、スクールカウンセラーが従来の相談業務に加えて、①児童生徒向けの「困難やストレスの対処等」の授業②教職員向けの「教職員のカウンセリング能力向上」の研修③保護者向けの講演を行うこととしており、校内の支援体制の充実を図る。 ●要対協に関わる県教育委員会の担当者の認識を高める。また、転居や転校の際に要保護児童に関する情報が市町村間や市町村と学校間で確実に引継がれるシステムを整備する。 ●重篤な状況に陥る前に、専門家チームを組織・派遣し、学校への支援を進める。	【実施状況】 ●県教育委員会が独自に行っている生徒指導に係る問題行動調査（７月末時点）によると虐待に関わって学校が通告した児童生徒数は、51名となっている。 ●スクールカウンセラー等を拡充して配置した。 ・小学校102校（前年度83校） ・中学校92校（前年度82校） ・高等学校36校（前年度33校） ・特別支援学校13校（前年度10校） ●スクールソーシャルワーカーを拡充して配置している。 ・24市町村と3県立中学校に42名 (前年度21市町村と3県立中学校に36名) ●学校において重大かつ緊急に対応が必要な事案に対して専門家チームを派遣した回数は11月1日時点で10回となっている。 ●要対協参加に関する県教育委員会内の関係者会議において各市町村の要対協開催状況や各要対協で得た情報の集約・活用の方法について共通理解を図った。 H26年2月にＨ25年度の取組の検証を行う。 【成果】 ●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置拡充により、教育相談や支援会が充実している。 ●緊急な事案に対して、迅速に対応ができ、問題が深刻化することを防いでいる。 ●すべての市町村要対協に参加することにより、情報共有ができ、問題の未然防止や早期発見、早期対応を行うことができている。 【課題】 ●スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用について市町村担当者、学校のコーディネーターと連携しさらに取組を進める必要がある。 ●市町村によりケース会や実務者会議の開催回数に差がある。	③教育委員会の取組 ●調査により把握したケースについて、進捗管理を行い、気になるケースについては市町村教育委員会や学校への問い合わせを行うとともに、支援による成果や課題を把握することができている。 ●保育所、幼稚園、学校において、個々の教職員が虐待やその疑いのある状態を発見する力を身に付けている。 ●日ごろから市町村担当部署、児童相談所等関係機関及び県教育員会との連携が進み、迅速かつ適切な支援ができるようになっている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す姿	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿 (●) ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
４　次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	④要保護児童対策地域協議会の活動強化 ●課題を抱える市町村等への児童相談所の重点的な支援 ・ケースの見立てや個別対応力強化に向けた個別支援の実施 ★人口の多い地域で、学校や民生委員・児童委員などが連携して、虐待等の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議の設置を高知市以外の市町村にも働きかけ、より細かい対応ができるように支援。 ★市町村の保健・福祉の部署の職員を対象に、庁内連携の重要性について児童相談所が研修を実施（妊婦健診や乳児家庭全戸訪問事業により得られた情報を養育支援訪問事業や、要保護児童対策地域協議会に繋げて行くことの必要性についての研修） ・児童相談所において、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の特定妊婦・乳児の定期的な確認と情報共有の必要性についての助言		○要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援 ・児童相談所が参画しての運営支援や研修の実施 (拡)積極的な取組を行っている市町村をモデル市町村と位置づけ、外部専門家による助言・指導を受けるなど、取組をより充実したものとなるよう支援し、要保護児童や特定妊婦への必要な支援が行える仕組みづくりを進め、他の市町村にそのノウハウを拡げて行く モデル市町村：香南市 ○学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待の早期発見や見守り活動を行う地域支援者会議への支援 ○市町村の保健・福祉の部署の職員を対象に、庁内連携の重要性についての研修を実施 ○要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳の特定妊婦・乳児の定期的な確認	○要保護児童対策地域協議会に児童相談所が参画し、対応力と庁内連携体制の強化の支援ができている。 【数値目標】 ・要保護児童対策地域協議会連絡会議研修会　年：３回 ・香南市の月例会への参加 月：１回 ・市町村の福祉と保健の連携体制を児相がチェックし対応が向上している（全市町村をチェック）	○要保護児童対策地域協議会の活動強化に向けた支援 ・児童相談所が参画し運営支援（10月末） 中央：代表者会12回、実務者会24回 幡多：代表者会5回、実務者会11回 ・モデル市（香南市）の定例会への児童相談所の参画 毎月第３水曜日児童相談所が参画 ・モデル市の地域支援者会議が１校区増 １校区　→　２校区 【結果】 ・モデル市の香南市に、南国市、香美市、中央児童相談所を加えたブロック単位での合同研修会の取組が立ち上がった。 【課題】 ・乳児や特定妊婦の台帳掲載数の状況から、支援を必要とする児童の把握が十分でない可能性がある。 ・市町村における保健と福祉部署の連携体制の構築 ○市町村の保健・福祉の部署の職員を対象に、庁内連携の重要性についての研修を実施 ○市町村の要対協進行管理台帳に関する調査の実施 ・乳児健診や1.6健診、3歳児健診などにより保健部署が把握した要支援ケースなどを、児童福祉担当部署へつなぐ仕組みは全市町村にある。 要対協進行管理台帳掲載数 要支援児童　475人 うち乳児　31人 特定妊婦　17人	④要保護児童対策地域協議会の活動強化 ●学校や民生委員・児童委員などの関係機関の連携によって、地域の中で、要保護児童等の早期発見と、きめ細かな対応に向けた取り組みができつつある。 ●庁内連携により、妊婦健診や乳児家庭全戸訪問事業、乳児健診（1.6歳児健診など）によって把握したリスクの高い親子が、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会などにつながれ、切れ目のない適切な支援により虐待予防の成果として表れている。
	●要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援 ★要保護児童対策地域協議会の調整機関(市町村）の職員及びその構成員に対しての資質向上のための研修を実施するなど、活動の強化・充実にむけての支援		○要保護児童対策地域協議会連絡会議の運営支援		・市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関(市町村）の職員及び構成員の資質向上のための研修の実施 「ケースの支援に結びつける総合的アセスメント」　56名参加	
	⑤児童虐待予防等の取り組み ・官民協働によるオレンジリボン運動を高知市以外にも東部と西部で実施		○官民協働によるオレンジリボン運動の実施 第５回にあたる、H25は「たすきリレー」を実施予定 ○児童虐待予防モデル事業（あまえ療法） 保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修（H25～H27）を委託して実施予定 実施予定箇所：香南市・須崎市・土佐市	○官民協働によるオレンジリボン運動を通じた虐待防止や通告義務の啓発活動の実施。	○官民協働によるオレンジリボン運動の実施 「たすきリレー」（11/10）は雨天のため中止（イベントのみ実施） ○児童虐待予防モデル事業（あまえ療法） 保健師や保育士を対象に、悩みやリスクを持つ妊婦や保護者の対応研修を委託して実施 実施箇所：香南市・須崎市・土佐市	⑤児童虐待予防等の取り組み ●虐待防止や通告義務の啓発活動によって県民に取組みが浸透し、早期発見されるケースが増えている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
４　次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	２．ひとり親家庭等への支援の充実 第二次高知県ひとり親家庭等自立促進計画の推進 （平成24～28年度）	○ひとり親家庭の状況 ・母子世帯 H24.4:12,832世帯 ・父子世帯 H24.4:2,529世帯 ○就労収入が200万円以下の世帯割合 ・母子世帯 H22：67.4% ・父子世帯 H22：41.7% ○無職の割合 ・母子世帯 H22：12.6% ・父子世帯 H22：6.1% ○支援制度の認知度 （制度を知らない割合） ・母子家庭等就業・自立支援センター H22：父子 77.2% ・母子家庭自立支援給付金 H22：母子 45.9%	２．ひとり親家庭等への支援の充実 Ⅰ就業支援 ①　就業のための支援 ◆母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ◆県臨時的任用職員の雇用に関する情報提供と市町村へ趣旨の徹底 ◆ハローワークとの連携 母子自立支援プログラム策定事業 ②　資格や技能の取得への支援 ◆高等職業訓練促進給付金（★H25～父子拡大）、母子寡婦福祉資金 ③　事業主への啓発の推進 ◆母子家庭等就業・自立支援センターによる就労機会の確保の取組み Ⅱ経済的支援 ①　経済的支援の充実 ◆経済的支援制度による支援の実施 児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭医療費助成制度 ②　養育費確保のための支援 ★相談機能の充実：法律相談回数の拡充 Ⅲ情報提供・相談支援 ①　相談機能の充実、強化 ②　情報提供機能の充実 ★母子家庭等就業・自立支援センターのホームページ創設	２．ひとり親家庭等への支援の充実 Ⅰ就業支援 ○母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援により、就職者数が増加している。 〈H25　就職者数：100人〉 Ⅱ経済的支援 ○児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭医療費助成制度などの必要なサービスの活用がなされている。 ○相談機関の情報が提供され、必要な無料法律相談などの相談実施機関の活用がなされている。 〈H25　無料法律相談　24回〉 Ⅲ情報提供・相談支援 ○母子家庭等就業・自立支援センターのホームページ立ち上げによって、各種制度や関係機関などの情報が提供されている。	２．ひとり親家庭等への支援の充実 【達成状況・成果：H25.9末】 Ⅰ就業支援 ①就業のための支援 （母子家庭等就業・自立支援センター事業） ・就職者数：78人（前年同時期：40人） ・移動相談：11回、26人 （前年同時期：10回、13人） ・母子自立ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ策定事業 就職決定者数 5人（前年同時期 8人） （県での取組み） ・県臨時的任用職員の雇用情報提供 120件（前年同時期113件） ・雇用情報提供について、市町村へ通知 ②資格や技能の取得への支援 ・高等職業訓練促進給付金　13人 （★H25からの父子拡大については、市町村を通じて父子家庭へﾁﾗｼ配付） ・母子寡婦福祉資金 技能習得資金：5件 （前年度同時期 9件） ③事業主への啓発の推進 （母子家庭等就業・自立支援センター事業） ・関係機関（市町村・ﾊﾛｰﾜｰｸ・社協）へのチラシの配布　3,000枚 Ⅱ経済的支援 ①経済的支援の充実 ・児童扶養手当 受給者数9,190人（県分1,388人） （前年同時期:9,240人（県分1,381人）） ・母子寡婦福祉資金貸付件数 64件（前年同時期　88件） ・ひとり親家庭医療費助成制度 受給者数 16,042人 （前年同時期 16,096人） ②養育費確保のための支援 ★法律相談 12回、38人 （前年同時期 9回、39人） Ⅲ情報提供・相談支援 ①相談機能の充実、強化 ②情報提供機能の充実 ★H25.6母子家庭等就業・自立支援センターのホームページ開設 ・「母子・父子・寡婦福祉のしおり」 優遇制度や相談機関情報を追加拡充し、3,500部を配布 【課題】 ・就職者数については、昨年度の同時期に比べ増加しているが、引き続き成果目標達成のため取組が必要。 ・事業主への啓発の推進 ・相談機能の充実、強化	≪ひとり親家庭等の方の自立に向けて、ニーズに応じた支援が充実し、安心して暮らせるようになっている≫ ２．ひとり親家庭等への支援の充実 Ⅰ就業支援 ●母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援により安定した職業への就職へつながり、就職者数が増加している 〈H28　就職者数：150人〉 Ⅱ経済的支援 ●児童扶養手当、母子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭医療費助成制度などの必要なサービスの活用がなされている ●相談機関の情報が行き渡り、必要な無料法律相談機関や養育費相談支援センターなどの相談機関の活用がなされている Ⅲ情報提供・相談支援 ●母子家庭等就業・自立支援センターと関係機関との連携により情報提供・相談支援機能の充実が図れている

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
	３．非行防止対策の推進 地域福祉部、教育委員会、県警察が連携し、効果的な非行防止対策への取り組みについて検討	○少年の非行率が3年連続全国ワースト1位 ○刑法犯少年の総数に少年の占める割合が４年連続全国ワースト１位 ○少年の再非行率が全国ワースト5位	3. 非行防止対策の推進 ★高知家の子ども見守りプランを策定 ・本県の少年非行の現状を把握・分析 ・非行問題の背景にある要因や課題の洗い出し（7つの課題） ・抜本的な対策や成果目標の設定（56の抜本強化策） （早急に解決すべき7つの課題の解決に向けた取組の推進） ○地域福祉部での取組 ・万引き防止リーフレット及びテレビCMを活用した啓発 ★夜間徘徊少年に対する見守り・声かけ事業の効果的な具体策の検討 ・児童相談所による子どもや家庭、市町村への支援 ・希望が丘学園での生活を通じて、成長と自立の支援 ★民生・児童委員等による地域の見守り活動の推進 ・発達の気になる子どもの早期発見・早期療育による支援体制の構築及び発達障害者支援センターと児童相談所による相談援助活動 ・無職非行少年への就労支援のための仕組みづくり ◎その他の取組は、「非行防止対策進捗管理シート」を参照	３．非行防止対策の推進 ○「教育行政」「警察行政」「県行政」が連携体制を構築し、取組を推進 ○学校・警察・行政などと家庭を含む地域社会が一体となった取組を推進 ○ＰＤＣＡサイクルによる検証を通じて、取組を強化 【平成25年末数値目標】 （予防対策） 不良行為による補導人数の前年比5％低減 （入口対策） 入口型非行人数を平成24年の90％以下に抑制し、その状態を継続する。 （立直り対策） 再犯者数の前年比5％低減	３．非行防止対策の推進 ○関係機関が連携して取組むため、非行防止対策ネットワーク会議を開催 ・12回（H25.10.31現在） ○万引き防止リーフレット及びテレビＣＭを活用した啓発 【達成状況】 ・万引き防止リーフレット4種類（小学生1～3年生、4～6年生、中学生、保護者用）を作成し、私立を含む全小中学校、特別支援学校では授業等で活用し、保護者には1学期の三者面談等で直接配布（7月・15万部） ・高知市少年補導センターも万引き防止教室を全小学校で実施するなど万引き防止に向けて、連携して取り組むことができた。 ・コンビニ5社（ローソン、スリーエフ、ファミリーマート、サークルケイ、サンクス）の全面協力により、万引き防止の一声運動に取り組むことが決定 ・リーフレットと関連付けたテレビＣＭを夏休みに重点的に放映することで、子どもや親の「万引き防止」の意識付けができた。 ・コンビニ店舗を始めとする関係者への県が本格的に万引き（非行）防止の取組を始めたことのＰＲ効果。 【成果】 ・万引き防止の取組を通じて、コンビニ5社と協力関係が構築され、夜間徘徊防止の取組と連携した一声運動につながった。 ・一声運動への参加希望の店舗がコンビニ以外（ツタヤなど）への広がりを見せるなど、関係者の規範意識の向上に向けた基盤づくりにつながった。 【課題】 ・万引きが犯罪であるという意識の低い子どもや親の存在 ・店員による万引き及び深夜徘徊防止一声運動をコンビニ5社以外の店舗への早期拡大の取組 ○夜間徘徊少年に対する見守り・声かけ事業の効果的な具体策の検討 【達成状況】 ・警備員による巡回という形ではなく、コンビニに来た子どもへのコンビニ店員からの声かけ運動に取り組むこととし、コンビニ5社の223店舗（H25.11.28現在）において、実施。 【成果】 ・夜間徘徊防止の取組を通じて、コンビニ5社と協力関係が構築され、万引き防止の取組と連携した一声運動につながることとなった。 【課題】 ・夜間の子どもたちの実態の把握が十分でない面があり、現場での実態調査や聴き取り調査などが必要 ・深夜徘徊・外泊等をする子どもが非行へと至ることへの親の認識が低い。	**≪地域や社会全体で青少年の健全育成に取り組む環境が整っている≫** ３．非行防止対策の推進 ●少年非行の防止対策の取り組みを強化し、非行少年を見守る体制を整備することで、少年の非行率・再非行率などの減少を目指す。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
					○民生・児童委員等による地域の見守り活動の推進 【達成状況】 ・高知市内のモデル小学校11で民生委員等と来年度入学予定児童の保護者の顔合わせを実施。（H25.11月） ・11校において、主任児童委員、地区会長と学校が情報交換を行う連携の仕組みの基礎が整った。 【課題】 ・地域の見守り活動の中心となる民生委員等と保護者・学校・教職員・PTAなどとの関係づくり ・県内全域に取組を広げるために、市町村（教委・学校・福祉）と県民児連、市町村民児連の当該取組に関する理解と協力を得ること ・各学校に窓口職員（キーマン）の育成 ・各市町村でのコーディネート役（教委又は福祉）の確保 ○無職非行少年への就労支援の仕組みづくり 【取組状況】 ・全市町村少年補導育成センター（県内27箇所）への非行少年への就労支援に関する意見の聴き取り ・保護観察所に登録されている雇用主への協力依頼に向けた保護観察所との協議 ・「しごと体験講習」の活用に向けた雇用労働政策課及び高知労働局、ジョブカフェこうちとの協議 【課題】 ・これまで無職の非行少年の就労支援に十分に取り組めていなかった。 ・保護観察中の非行少年を支援する更生保護サポートセンター（県内4か所）と関係機関の連携が不足 ・地域の非行少年の就労や就労体験を受け入れてくれる雇用主の確保 ◎その他の取組は、「非行防止対策進捗管理シート」を参照	

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
4　次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり ○健全育成への環境づくり ●こどもの環境づくり推進委員会 ・委員会の開催 ●こども条例の広報・啓発 ・高知県こどもの環境づくり推進委員会の開催、第4期委員の委嘱 ・こども条例記念日フォーラムの開催 ・「こども条例」パネルの展示 ・県内小学生へのパンフレットの配布 ・こども条例の理念に沿った活動をしている民間団体やＮＰＯ等の取組の紹介 ・学校や地域の会合でのこども条例の啓発　など ●こどもの環境づくり推進計画の進行管理 ・庁内各部局との連携 ・こどもの環境づくり推進委員会との連携		1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり ○子ども条例の広報・啓発 ・条例の目的及び基本理念等を保護者、学校関係者、県民へ啓発 ★子ども条例リーフレット等の作成 ・リーフレットの配布、パネルの展示 ★子ども条例フォーラムの開催 ・子どもたちが参加するフォーラムと、大人向けのフォーラムをブロック別に開催 ○子どもの環境づくり推進計画の作成 ・庁内各部局との連携 ・子どもの環境づくり推進委員会との連携 ○子どもの環境づくり推進委員会の開催 ・推進計画に関する調査審議や県の取組状況に対する意見をもらう	1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり ○子ども条例のリーフレットを作成し、学生と保護者・学校関係者などに配布し、条例の目的及び理念を促進する。 ・15万部配布予定 ○学生が参加するフォーラムと大人向けのフォーラムを開催し、条例の目的及び理念等について広報・啓発を行う。 ・県内、中央部・東部・西部でそれぞれ開催予定 ○各部局との調整を円滑に進め、子どもの環境づくり推進計画を見直しのうえ策定する。 ○子どもの環境づくり推進委員会において、リーフレットやフォーラムの内容、あるいは県の取組状況に対して審議が行われている。 ・年4回開催予定	1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり ○子ども条例リーフレットの作成 ・約15万部配布。条例の目的及び基本理念を啓発し、広めることができた。 ・配布先：保護者・教職員（保育所、幼稚園、小中高校、子育て支援センター）、民生児童委員、図書館、相談機関等 ○子ども条例フォーラムの開催 ・県内、中央部・東部・西部それぞれで開催し広報・啓発することができた。 ・グループディスカッション参加者（中高生）中央部32名、東部22名 ○子どもの環境づくり推進計画（第三期）の策定 ・目標：全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現 ・わかりやすく実効性のある計画となるように、子どもの環境づくり推進委員会での審議や、庁内各部局との調整により策定。 ○子どもの環境づくり推進委員会の開催 ・3回開催。推進計画に関する審議及び条例の広報・啓発（リーフレット、フォーラム）についての協議を行う。 ●庁内各部局や子どもの環境づくり推進委員会との連携による、子どもの環境づくり推進計画の推進	≪子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境が整っている≫ 1 こどもの健やかな育ちを支える環境づくり ●子どもの環境づくり推進委員会との連携による周知・啓発の取組により、子ども条例の認知度がアップしている ●庁内各部局や子どもの環境づくり推進委員会との連携により、子どもの環境づくり推進計画の取組が着実に進んでいる
	（こうちこどもプランの推進と進行管理） ●少子化対策推進本部などを通じた適切な進行管理		○引き続き、少子化対策推進本部などを通じた適切な進行管理を行う	○各部局が責任を持ってプランに沿った取組を推進している	○少子化対策推進本部幹事会（9/5）、本部会議（10/28）の開催 進行管理、H25予算に向けた本部長通知等	（こうちこどもプランの推進と進行管理） ●各部局が責任を持ってプランに沿った取組を策定、推進している
	2　少子化対策の推進 （1）県民運動の推進 〔高知県少子化対策推進県民会議と連携した官民協働の取組を推進〕 ★子育て応援キャンペーンの実施 ・子育て応援呼びかけ7カ条等の県民へのPR 官民連携で広報・啓発 ・企業、団体等の子育て応援の行動の支援 企業等の取組が県民に見える工夫（広報・啓発ツールの作成等）により、企業等の取組を広げる □子育て応援フォーラムの開催 ・県民会議の構成団体をはじめとする民間企業や団体の参画を進め、子育て応援の気運を高める □子育て家庭応援の店の推進 ・協賛事業所の紹介、事業のPRにより、身近な地域に協賛事業所を増やす □県民への広報・啓発 ・県民会議の構成団体の会報誌やホームページ ・県の広報誌やテレビ、ラジオ、ホームページ等		2　少子化対策の推進 （1）県民運動の推進 ○子育て応援キャンペーンとフォーラムの一本化 ・キャンペーンの一環としてフォーラムを開催（11/4） ・県民会議の活動支援の拡大 活動支援啓発グッズの充実 （追加作成及び新規作成） ・県民の関心を喚起する県民参加の取り組み実施 ・啓発パネルの作成 ○子育て応援の店 少ない地域での加入促進	2　少子化対策の推進 （1）県民運動の推進 ○県民会議の構成団体の主体的な取組みが増えている。 ○子育て応援フォーラムの参加者が子育て応援活動への理解を高め、主体的に子育て応援の取り組みに参加しようという気運を醸成する。 ・活動支援グッズを活用した取組みの展開 ・子育て応援フォーラム 6団体以上参加、来場者2500人以上 ・県民参加事業の応募点数　600点以上（前回511点） ○高知市以外の地域を含めて子育て応援の店が増えている。 601→650店舗（高知市以外340→360）	2　少子化対策の推進 （1）県民運動の推進 ○子育て応援キャンペーンの実施 ・活動支援啓発グッズの作成 追加作成・配布 新規グッズの作成　専用ＨＰの開設 各種グッズのダウンロード ・子育て応援フォーラムの開催（11/4） 6団体参加、来場者2100人 ・県民の関心を喚起する県民参加の取組 子育て応援「１日１援」アイデア募集 応募点数　373点 ・啓発パネルの作成 啓発活動用タペストリー5枚作成 ○子育て応援の店 ・第4期スタート（H25. 10. 1～H27. 9. 30） 更新時、事業廃止等による減 576店舗（1/18現在）←607店舗（9/30） 高知市以外 318店舗（11/18）←342店舗（9/30） ●出会いと結婚を応援する気運の醸成が必要 ●県民会議を中心とした企業・団体のさらなる主体的な取組が必要	≪県民の多くが少子化を自らのこととしてとらえ、県民総ぐるみでの少子化対策が進んでいる≫ 2　少子化対策の推進 （1）県民運動の推進 ●高知県少子化対策推進県民会議を中心に、県内の多くの企業・団体に少子化対策の取組が広がるとともに少子化対策に関する県民の理解、関心が一層高まっている。 ●すべての市町村に子育て応援の店があり、子育て応援の気運が醸成されている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿(●) ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
４　次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	（２）子ども・子育て支援施策の充実 ①働きながら安心して子育てができる環境づくり （就学前の保育等） ●国庫補助や県単独補助金を活用した保育サービス等への支援 ・延長保育や病児病後児保育、休日保育等への助成 ・延長保育や土曜日午後保育、保育所への送迎や子どもの預かりの実施に向けた市町村への個別要請、病児病後児保育の実施に向けた手法の個別検討 など ★「子ども・子育て新システム」の先行実施への支援 ・「小規模・多機能の保育事業」への助成 →過疎地域での保育サービス等の確保		（２）子ども・子育て支援施策の充実 ○引き続き、国庫補助や県単補助金を活用した支援 ○病児・病後児保育の実施に向けた個別、具体的な調整（土佐市等） ※子ども・子育て支援新制度の中で実施される「ニーズ調査結果」を踏まえた適切な対応等の助言 ○小規模多機能型保育の拡大（いの町（旧本川）で検討中） ○子ども・子育て支援新制度への的確な対応 ・知事会を通じた提言等を通じた地域の実情に応じた仕組みの実現（小規模保育や地域子ども・子育て支援事業など）	（２）子ども・子育て支援施策の充実 各市町村において、地域の保育需要に応じて実施する保育サービスに対して、国庫補助や県単補助により支援。 ○保育対策等促進事業費補助金 休日・夜間保育　1市1か所 病児・病後児保育　4市5か所 延長保育促進　10市町村31か所 ○保育サービス等推進総合補助金　25市町村162事業 ○認可外保育施設支援事業費補助金 乳児・1～2歳児保育　6市8か所 延長保育　2市2か所 ○安心こども基金認可外保育施設運営費補助金　1市7か所 ○認定こども園推進事業費補助金　2か所 ○安心こども基金認定こども園事業費補助金　2市7か所	幼保支援課 （２）子ども・子育て支援施策の充実 各市町村において、地域の保育需要に応じて実施する保育サービスに対して、国庫補助や県単補助により支援。 ○保育対策等促進事業費補助金 休日・夜間保育　1市1か所 病児・病後児保育　4市5か所 延長保育促進　10市町村31か所 ○保育サービス等推進総合補助金 25市町村167事業 ○認可外保育施設支援事業費補助金 乳児・1～2歳児保育　6市8か所 延長保育　2市2か所 ○安心こども基金認可外保育施設運営費補助金 1市7か所 ○認定こども園推進事業費補助金　2か所 ○安心こども基金認定こども園事業費補助金 3市8か所 ※課題等：子ども・子育て支援新制度の検討状況等動向の把握	≪共働きの家庭も、そうでない家庭も、安心して子育てができる環境が整っている≫ （２）子ども・子育て支援施策の充実 ①働きながら安心して子育てができる環境づくり （就学前の保育等） ●保育所閉所後や休日、子どもが病気の時など、仕事の都合で子どもをみれない時でも、子どもを預かってくれる場所が増え、安心して仕事ができるようになっている。 ◆病児・病後児保育 個別の医療機関との連携手法が検討され、実施か所が増加　5市村7か所⇒9市村11か所 ◆ファミリーサポートセンター等保育所以外での預かり等の取組　1市⇒4市
	（放課後の学びの場） ●放課後子どもプランの質の充実（市町村への助成） ・学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる「放課後学びの場」の定着、充実 ・地域の多くの方々の参画を得て、様々な体験・交流・学習活動の機会の提供	放課後子ども教室 102ヵ所 放課後児童クラブ 64ヵ所 放課後学習室 42ヵ所	○放課後子どもプラン推進事業の質の充実 ①放課後の学びの場の充実 ②子どもの心を育てる体験活動の充実(★) やり抜く力や自己肯定感等に繋がる豊かな学び ③参加している発達障害児等への支援(★) ・地域人材の育成の充実：研修ﾒﾆｭｰの増 ・学びの場サポート「皆援隊」(人材ﾊﾞﾝｸ)の充実 登録者や活動団体による出前講座の増 人材育成支援事業（勉強会等）の実施(★)	○放課後子どもプランの実施場所（児童クラブ、子ども教室）における安全・安心の取り組みが進み、また、活動内容も充実することによって、保護者がより安心して働きながら子育てができる環境が整う。 ●「放課後の学びの場」における活動内容の充実 ◆学習活動の実施　85% ◆学校との定期的な連絡　75% ◆避難訓練の実施　80% ◆防災マニュアルの作成　50% ●指導員等の資質向上（研修の充実） ・指導員等研修会の開催（防犯・防災、家庭教育、発達障害児等理解、学習・体験）各３会場 ・学びの場サポート「皆援隊」(人材ﾊﾞﾝｸ)による勉強会等の開催	生涯学習課 ◆全小学校の約９割の地域に設置された安全・安心な居場所で、様々な体験・交流・学習活動を行うことができている。 ◆全市町村訪問によって関係者間の共有が図れた。 ◆参加している発達障害児等への支援が充実してきた。 ○放課後子どもプラン推進事業の実施 ・運営補助 小学校　165ヵ所（実施率90％） 中学校　35ヵ所（実施率41％） ・施設整備　南国市日章 ・学習活動への支援　@600千円（1/2） 学習支援者の配置、教材等購入、発達障害児等への支援者の配置 ・利用料減免への助成　対象17市町村 ・放課後学び場人材バンクによる人材のマッチング、出前講座（84回）の実施 ・活動内容の充実と指導員等の人材育成 推進委員会　5/22、1/30予定 指導員等研修 安全5月206名（満足度80％） 家庭教育支援9月134名(満足度82％) 発達障害児地域ｻﾎﾟｰﾀｰ研修17名 ・市町村訪問／支援　全市町村訪問にて、啓発用ﾘｰﾌﾚｯﾄ(2000部)を活用 ●実施場所や市町村等によって取組に格差がある。指標(①安全･安心な居場所②活動内容③学校との連携)をもとに個別支援や人材育成を更に充実させることが必要。 ●参加する発達障害児等への支援が充実するよう、継続した取組が必要。	（放課後の学びの場） ●児童クラブや子ども教室などの「学びの場」では、より学校との連携が進み、子どもたちが学ぶ力を身につけることができるようになっている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿（●） ▭ は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
4　次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	（働き方の見直し） ●次世代育成支援事業等 ・制度の普及啓発、企業向けセミナー等の開催　など	次世代育成支援認証企業　88社	○認証制度やﾜｰｸﾗｲﾌﾊﾞﾗﾝｽの普及啓発の継続 ・社労士による小規模事業所や介護・福祉分野事業所等への訪問 ・企業向けセミナーの開催　など	○ワークライフバランスの啓発により、子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業等が増えている。 【ワークライフバランスの啓発】 ・社労士による企業訪問　150社 ・社労士の企業訪問等によるﾊﾟﾝﾌ ・企業向けセミナーの開催　集合型年２回予定 （高知市１回、四万十市１回） ・次世代育成支援認証企業　101社（予定） 雇用労働政策課	○企業訪問による次世代育成支援企業の認証推進を行い、認証件数も順調に増えてきている。 ・社労士による企業訪問　140社 （10月末現在の訪問率：93.3%） ・次世代育成支援認証企業103社 （11月現在） 【ワークライフバランスの啓発】 ・社労士の企業訪問によるパンフレット配布 ・企業向けセミナーの開催 （11月:高知市） ・ワークライフバランス推進キャンペーンポスター配布（10月末：1,200部）	（働き方の見直し） ●保育所のお迎えの時間や子どもの病気の時など、子どもの都合に合わせた働き方をできる企業が増えている。
	●企業等が行う子育て支援に資する取組への支援 ・法の義務規定を超える就業規則等の整備への助成		○補助金による支援の継続			
	②子育ての孤立感や不安感の軽減 ●子育て家庭が気軽に集い、交流できる場づくりの充実 ★地域子育て支援センター等の機能強化 ・地域の実情を踏まえた独自の取組への助成 ・支援センター職員の研修の充実、センター間の交流の促進　など ★子育てサークル等のネットワークづくり ・サークルの登録、交流の促進、従事者の研修 ・子育て応援広報紙やこうちプレマnetを活用した子育てサークル等の情報発信 など	地域子育て支援センター 21市町村40カ所 子育てサークル登録数 10市町39サークル	○支援センター、子育てサークルの活動への支援の充実 ・支援センター等の機能強化、環境改善への助成 ・支援センター職員への研修の開催 初任者研修、現任者研修 ・サークルが行うイベントへの助成　など ○支援センター、子育てサークル、市町村（母子保健担当）のネットワークの充実 ・全体、地域別（市町村別）に加えて、ブロック（福祉保健所単位等）別交流会の開催　など	○子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークが作られ始め、子育てを支援をする取組が行われ始める。 ●支援センター等の機能強化 ・市町村等へ助成　23市町村等へ助成 ・職員研修　初任者研修、現任者研修　各1回開催 ・東西ブロック、県全体での交流研修会　5回開催 ●子育てサークルのネットワークづくり ・サークルの登録　45団体 ・交流会（全体、地域別、ブロック別等）5回開催 ※子育て支援者の情報交換会　3ブロックで開催	○支援センター等の機能強化 <財政支援：23市町村等へ助成> ・支援センターの運営費助成 ・支援センターの環境改善事業への助成 <支援センター職員研修> ・初任者研修、現任者研修各1回ずつ開催 <ネットワークづくり> ・ブロック別研修会　東部2回　西部3回 ○子育てサークルのネットワークづくり <サークルの登録> ・10市町39サークルの登録 <交流会> ・全体交流会　3回予定 ※その他、子育て支援者の情報交換会を県内3ブロックで開催予定 ●地域子育て支援センターや定期的な子育て相談事業等の地域での交流の場づくりへの支援が必要	②子育ての孤立感や不安感の軽減 ●近くに祖父母や親戚などがいなくても、気軽に集い、交流・相談できる場が増えている。
	③地域の子育て支援の充実 （市町村等の取組への支援） ★市町村等が地域の実情に応じて行う子育て支援の取組への助成　(H24～県単補助金) ●子育て支援アドバイザーの派遣、支援の充実 ●企業での子育て出前講座の実施 ★企業等が行う子育て支援に資する取組への支援 ・法の義務規定を超える就業規則の整備等への助成(県単補助金) ●地域子育てサポーターの活動支援 ・名簿等の情報提供 ・研修会の開催		○引き続き、市町村や企業等が行う子育て支援の取組への助成 ○併せて、 ・子ども・子育て支援新制度の中で実施される「ニーズ調査結果」を踏まえた適切な対応等の助言 ・ＨＰにおける企業の取組の紹介　など	○市町村等による子育て支援の取組が各地で行われている。 ・子育て支援推進事業費補助金　23市町村等が実施 ・子育て支援アドバイザー　40施設へ派遣 ・企業での出前講座の実施　8回 ・就業規則の整備等への助成　3社 ・地域子育てサポーター　3ブロックで開催	○子育て支援推進事業費補助金 ・13市町村1広域連合が実施 ○子育て支援アドバイザー ・39施設等へ派遣 ○企業での子育て出前講座の実施 ・5回 ○地域子育てサポーターの活動支援 ・情報提供、ブロック別研修交流会3か所 ※課題等：企業・団体等への効果的な広報	③地域の子育て支援の充実 （市町村等の取組への支援） ●市町村等による地域の実情やニーズに応じた子育て支援の取組が広がっている ●企業等による従業員の子育て支援の取組が広がり、働きながら子育てしやすい環境づくりが進んでいる
	（県全域での子育て支援の仕組みづくり） ★子育てサークル等のネットワークづくり ・子育てサークル等の登録、交流の促進、従事者の研修　など ★地域子育て支援センターのネットワークづくりや職員等の専門性の向上 ・基礎、専門研修の実施 ・研修・交流会の開催 ●NPO等による子育て講座の実施 ・子育てサークル等への研修等	地域子育て支援センター 21市町村40カ所 子育てサークル登録数 10市町39サークル	○子育てサークルのネットワークづくり ・全体、地域別（市町村別）に加えて、ブロック（福祉保健所単位等）別交流会の開催 ・サークルが行うイベントへの助成　など ○地域子育て支援センターのネットワークづくりや職員等の専門性の向上 ・初任者研修、現任者研修の開催 ・研修・交流会の開催　年5回	○子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークが作られ始め、子育てを支援をする取組が行われ始める。 ●子育てサークルのネットワークづくり ・サークルの登録　45団体 ・交流会（全体、地域別、ブロック別等）5回開催 ・子育て支援者の情報交換会　3ブロックで開催 ●支援センターのネットワーク及び専門性の向上 ・職員研修　初任者研修、現任者研修各1回開催 ・東西ブロックや県全体での交流研修会　5回開催 ●NPO等による子育て講座の実施 ・サークル、支援センターで開催　30回開催	○子育てサークルのネットワークづくり <サークルの登録> ・10市町39サークルの登録 <交流会> ・全体交流会　3回予定 ※その他、子育て支援者の情報交換会を県内3ブロックで開催予定 ○地域子育て支援センターのネットワークづくりや職員等の専門性の向上 ・初任者・現任者研修の実施　各1回 ・交流研修会の開催　年5回（東部2回、西部3回） ○NPO等による子育て講座の実施 ・35回開催（サークル5か所、支援センター30か所）	（県全域での子育て支援の仕組みづくり） ●子育てサークルや地域子育て支援センター等のネットワークが広がり、各地に子育てを支援する取組が広がっている

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

Ⅲ　ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの主要な取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの主要な取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や、成果、課題）	27年度末の姿(●) ▭は33年度末の姿 ◆は主な数値目標
４　次代を担うこども達を守り育てる環境づくり	（子育てに役立つ情報の提供） ●子育て応援情報紙の発行、配布 ●「こうちプレマnet」の運営		○子育て応援情報紙の配布先の拡大 ・病院、量販店、コンビニ等への配付を増 35,500部→40,000部 ○引き続き、関係課等との連携による「県の子育て情報」の充実	○子育て応援情報紙の発行やこうちプレマnetでの情報発信により、子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供されている ・子育て応援情報紙の発行、配布　年4回、40,000部 ・こうちプレマnetによる情報発信 延べ80,535件→90,000件	○子育て応援情報紙の発行、配布 ・就学前の家庭にほぼ行き渡っており、効果的な情報発信ができている。 ・年4回、40,000部 ○「こうちプレマnet」 ・子育てサークル等の情報発信などができている。 ・アクセス数(4～10月の7ヶ月間)：21,605件 ・アクセス数については、新アドレスへの移行期間終了（H25.3）以降、減少傾向となっており、妊産婦等への周知が必要。	（子育てに役立つ情報の提供） ●子育て応援情報紙やこうちプレマnetを通じて、子育て家庭に役立つ情報がより充実して提供され、行き届いている
	（３）未婚化・晩婚化対策の推進 ～さらなる出会いの場の創出～ □出会いのきっかけ応援事業費補助金 ・市町村や非営利団体等が実施する出会いのイベントに助成 ★出会いのきっかけ交流会の開催 ・県主催による大規模な交流会を開催 □出会い応援団の活動の促進 （官民連携による出会いの場づくり） ・団体の登録促進 ・イベント開催 ★婚活サポーターの活動の促進 ・婚活アドバイザーの委嘱 ・新たなサポーターの養成 ・婚活サポーター交流・研修会 □こうち出会いのきっかけ応援サイトの運営 ・独身者への効果的な情報提供		（３）未婚化・晩婚化対策の推進 【多様なニーズに応じた出会いの機会の提供】 ○市町村等が行う出会いイベントへの助成 ・補助金の枠の拡大（H25：300万⇒450万） ○県主催の出会いの交流会の開催 ★長時間のスキルアップセミナー実施 ○出会い応援団制度の活性化 ・会員団体、応援団体の増 団体との連携の充実　など ○婚活サポーターの活動の促進 ・サポーターが少ない地域での養成 東部地区、香南市・香美市、仁淀川流域など ・婚活サポーターの活動支援 【出会い・結婚応援情報の充実】 ○独身者の出会いと結婚を応援するリーフレットの作成 ・A4版　4ページ　3万部作成・配布	（３）未婚化・晩婚化対策の推進 ○出会いのイベントが県下各地で開催され、実施回数が増えている。 ・サイト掲載イベントの増　H24年度 55回→60回以上 ○長時間のスキルアップセミナーの参加者　25人 ○婚活サポーター在住の市町村及びサポーターが増えている。 ・21市町村82名→25市町村100名 ○婚活サポーターへの相談者が増えている。 ・H24年度末 358人→450人 【出会い・結婚応援情報の充実】 ○出会いのきっかけ応援サイトの利用者が増えている。 ・アクセス数 H24年度　延べ53,635件→60,000件	（３）未婚化・晩婚化対策の推進 ○市町村等が実施する出会いイベントへの助成 交付決定：13団体（25イベント） ※追加募集中 ○県主催の独身者の交流会の開催 12回開催（9/8～2/14）、定員810名 ・短時間（40分）講座付き　2/12回 ・事前講座付き（5時間30分）　1/12回 ○出会い応援団の活性化 会員団体　68団体（1団体増） 応援団体　26団体（2団体増） イベント実施・計画　無し ※制度の見直し検討中 ○婚活サポーター活動促進 ・サポーター数　22市町村93名 ・活動実績（H22.11～H25.9） 引き合わせ：1,024件　交際：264件 成婚：9組（婚約2組） ○出会いのきっかけ応援サイトの運営 アクセス数(4～10月の7ヶ月間) H24年度31,436件→H25年度40,155件 ○出会いと結婚を応援するリーフレット 3万枚作成・配布 ●成果として成婚数の増が求められている。 ＜成婚数を増やすためには＞ ・多様なニーズに応じたイベントがまだまだ不足 ・出会いがあっても成婚に至らない独身者への支援が必要 ・事業利用者の成婚数が把握できる仕組みが必要	≪県内のさまざまな団体、個人（婚活サポーター等）が、連携して、独身者の出会いを地域ぐるみで応援するようになっている≫ （３）未婚化・晩婚化対策の推進 ●県や市町村、民間団体を中心に独身者のニーズに応じた出会いの機会が提供されている。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

安芸福祉保健所　【保健医療連携による取り組む糖尿病重症化予防対策】

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
保健医療連携により取り組む糖尿病重症化予防対策	★１地域モデルの構築「診療所」への栄養士派遣 ①糖尿病栄養指導検討会の開催 （糖尿病治療患者の栄養指導マニュアルの検討） ②モデル地区において、栄養士が雇用されていない診療所への栄養士派遣 ③糖尿病栄養指導検討会及び研修会（栄養士部会）の開催 ④糖尿病栄養指導評価検討会の開催	○管内糖尿病標準化死亡比 ・管内：142.9 ・県　：　92.5 （平成18年から5年間） ○管内の推計糖尿病患者数：5,124人 うち、働き盛りの患者数：2,024人 （平成19年国民健康・栄養調査からの推計） ○管内人工透析患者数：100人 うち新規患者数：13人 （国保加入者　平成24年12月現在） ○管内の年齢調整受療率：332.1 （H23県患者動態調査人口10万人対） ○肥満要指導率：33.3% （H22市町村国保特定健康診査）	１地域モデルの構築「診療所」への栄養士派遣 ①モデル地区において、栄養士の雇用されていない診療所への栄養士派遣事業の継続 ②栄養士の人材育成 ★③糖尿病栄養指導評価委員会の開催（委員：医師会・医療保険者（市町村）・栄養士会等） ・計画的かつ継続的に栄養指導を受けることのできる仕組みづくりの検討 ・栄養士等派遣事業の糖尿病患者栄養指導実施後のデータ等による事業評価を行なう。	１地域モデルの構築「診療所」への栄養士派遣 ①公益社団法人高知県栄養士会への委託による、栄養士の雇用されていない診療所での、管理栄養士等による栄養指導の実施（6/17～） ②モデル地区において、管理栄養士等の派遣による栄養指導が定着し、他地区へ拡大できる仕組みが整う。 ③糖尿病の栄養指導に関する研修会の開催 事前研修 5/29、現地研修6/17、技術研修（1回） ④糖尿病栄養指導評価委員会を開催し、派遣事業全体の評価及び、栄養指導を受けた患者の評価を実施（２回）	【成果】 １地域モデルの構築「診療所」への栄養士派遣 （6月から開始） ・公益社団法人高知県栄養士会と5月27日に委託契約を締結し、6月から栄養指導を実施できた。 ・モデル地区において、栄養士が雇用されていない診療所（3機関）で管理栄養士等派遣事業が実施され、糖尿病患者が受診時に栄養指導が受けることができた。 ・事前研修、現地研修の外　技術研修について栄養士会やあき総合病院と連携して実施した。 ・糖尿病栄養指導評価委員会開催（11月15日） ・栄養指導実施数 ・H24：延129名（実人数76名） ・H25：延 70名（実人数54名）（11月末現在） 【課題】 ・地域に栄養指導を担当する管理栄養士がいない。 ・医療機関受診の初回から必要な栄養指導が実施される仕組みづくり	≪糖尿病患者が医療機関受診時に十分な栄養指導が受けられる仕組みができている。≫ ≪糖尿病患者の重症化予防の対策ができている。≫ ・初回受診時から栄養指導できる医療機関の増加 ◆芸東地区、中芸地区への拡大 4診療所　→　8診療所 ・管内の推計糖尿病患者数を10%減少させる。 ◆5,124人　→　4,612人（全年齢） ◆2,024人　→　1,822人（働き盛り40～65歳） （数値は、平成19年国民健康・栄養調査からの推計） ・糖尿病の標準化死亡比を全国並みにする。 ◆管内糖尿病標準化死亡比 142.9（平成18年～22年）→　100 ・糖尿病予備群の糖尿病発症数を10%減少させる。 ◆特定健診受診者（国保）のHbA1c値がJDS値でＨｂA1c6.0以下（NGSP値では6.4以下）の人の割合の10%増加 ・人工透析患者数を10%減少させる。 ◆管内人工透析患者数（国保）：100人→90人
	２糖尿病専門部会（保健、医療の連携）の拡大 ①安芸地区糖尿病専門部会の開催 ②安芸圏域糖尿病連携パスの運用推進 ③管内で糖尿病療養指導が受けられる医療機関数の増加	○専門部会の開催 開催回数：年３回 ○連携パスの活用 件数：27件（平成22～24年） ○糖尿病教育入院が可能な医療機関数：４医療機関 （Ｈ24県医療機能調査） ○管内で糖尿病療養指導士のいる医療機関数　：２医療機関 （Ｈ24県医療機能調査）	２安芸地区糖尿病専門部会の開催と連携の強化 ①糖尿病専門部会の継続 ★芸東地区、中芸地区の協議の場づくり ②安芸圏域糖尿病連携パスの運用推進 ★③高知大学と連携した地域版糖尿病療養指導士の養成の実施に向けた検討	２安芸地区糖尿病専門部会の開催と連携の強化 ①糖尿病専門部会の開催（３回） ②安芸圏域糖尿病連携パスの活用件数の増加と、パス様式の課題抽出・見直し ③地域版糖尿病療養指導士の養成制度に対する意見具申及び啓発	【成果】 ２安芸地区糖尿病専門部会の開催（3回） ・安芸圏域糖尿病連携パスは、当初の糖尿病専門部会主体から県立あき総合病院主体で実施されるようになり、事例が徐々に増えている。 ・安芸圏域糖尿病連携パスの活用など、郡医師会との連携がすすみ、管内の病診連携の取り組みが定着してきた。 ・L-CDE準備会事務局と情報交換を実施している。 ・安芸圏域糖尿病連携パスの活用件数 ・H22：　2件 ・H23：11件 ・H24：15件 ・H25：18件（10月末現在） 【課題】 ・安芸圏域糖尿病連携パスの推進と拡大 ・管内医療機関に糖尿病専門医がいない。 ・保健・医療・福祉の関係機関との更なる連携強化	・連携パスの活用数の増加による専門医療機関との連携強化 ◆専門部会の定期的な開催（年３回） ◆連携パスの活用件数の増加 25件（平成24年11月末現在）→　40件 ・管内で糖尿病療養指導が受けられる医療機関数の増加
	３コメディカル勉強会 ①糖尿病勉強会や糖尿病地域連携講演会の継続	○勉強会の開催回数：年3回	３コメディカル勉強会の開催 ①糖尿病勉強会や糖尿病地域連携講演会の継続 ★②高知大学と連携した地域版糖尿病療養指導士の養成の実施に向けた検討	３コメディカル勉強会の開催 ①糖尿病の合併症（ＣＫＤ等）及び継続した療養の支援ができるよう、行動療法をテーマを含めた勉強会の開催（３回）	【成果】 ３コメディカル勉強会の開催 ・多数の医師やコメディカルスタッフの参加があり、取り組みが定着してきた。 ・参加者のニーズに合わせた勉強会の開催や、多職種に幅広く案内することで、地域全体の糖尿病知識の向上に取り組んでいる。 ・糖尿病勉強会の参加人数 ・H21：延270名（37機関）5回開催 ・H22：延 67名（39機関）2回開催 ・H23：延 78名（39機関）3回開催 ・H24：延114名（62機関）3回開催 ・H25：延104名（51機関）（2回終了12月末現在） 【課題】 ・人材育成のための実践的な研修 ・日本糖尿病療養指導士が少ない。 管内の日本糖尿病療養指導士認定者数：9名（H24） ・地域版糖尿病療養指導士の養成（保健・医療関係の従事者が専門領域を越えて治療や予防対策をサポートするなどの仕組みづくりに向けた取り組み）	コメディカルの資質の向上 ◆糖尿病勉強会の開催（年3回） ◆糖尿病地域連携講演会の開催（年1回） ◆地域版糖尿病療養指導士の養成
	４地域ぐるみの予防活動 ①患者会等への支援 ②糖尿病地域連携講演会の開催 ③市町村広報等を活用した情報提供、栄養教室の開催など健康教育の実施	○患者会結成市町村数 ：2市町村（室戸市・安芸市） ○糖尿病地域連携講演会の開催 開催回数：年1回 ○管内の糖尿病教室実施医療機関数 :4医療機関 （Ｈ24県医療機能調査）	４地域ぐるみの予防活動 ①患者会結成のための情報提供 ②糖尿病地域連携講演会の開催 ③患者会等開催情報の収集及び情報提供 ④健康情報の提供	４地域ぐるみの予防活動 ①管内における患者会の増加 ②地域版糖尿病療養指導士の必要性をテーマにした地域連携講演会の開催 （１回） ③医療機関や地域で実施する糖尿病教室への参加協力	【成果】 ４地域ぐるみの予防活動 ・安芸市で開催されている患者会に、安芸地区医師会、県立あき総合病院の医師や管理栄養士等がスタッフとして参加したり、安芸地区の医療機関で糖尿病患者あてに患者会の紹介をするなど、保健と医療が相互に利用できる仕組みができた。 ・来年度高知でのL-CDE養成にむけて、東北信L-CDE育成会会長の仲先生、事務局の森本先生を講師に迎えた地域連携講演会の開催準備を進めている。 ・地域連携講演会の参加人数 ・H22：68名（33機関） ・H23：61名（28機関） ・H24：57名（29機関） ・H25：（1月25日開催予定） 【課題】 ・患者会が各市町村に結成されていない。 ・医療機関や地域で実施する糖尿病教室の充実と相互活用	【糖尿病患者が安芸圏域で計画的かつ継続的に栄養指導が受けられる仕組みづくりができている】 ・各市町村に患者会ができ、定期的な活動ができている。 ◆患者会のある市町村：２市町村　→　４市町村 ・糖尿病地域連携講演会の開催（年1回） ・管内の地域住民の健康に関する意識が高まり、望ましい生活習慣が定着している。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

中央東福祉保健所　【外部支援が入るまでの圏域完結型災害支援体制の整備】

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
避難後から本格的な外部支援が入るまで地域に残存する資源を生かした地域完結型の態勢づくり（市町村支援及び広域での取り組み）	**1　必要な物資の確保** （１）医療救護活動に必要な医薬品の確保 ①地域の薬局がもっている在庫医薬品を活用する仕組みづくり ・協定の締結 ★②薬局在庫調査 ・医薬品等の供給量を把握 ★③薬剤師会支部と市町村の協定強化（具体化） ・協定について住民に周知 ・医薬品を提供する仕組みを構築 ・市町村の医療救護活動への協力	○薬剤師会支部と市町村の医薬品の供給と薬剤師の派遣について協定を締結	（１）医療救護活動に必要な医薬品の確保 ①薬剤師会支部との協定の具体化 ②圏域にある医療物資（医療材料及び衛生材料など）を調査し、確保対策推進 ★③地域に在庫がない災害時に必要な医薬品の備蓄等による確保を検討	（１）医療救護活動に必要な医薬品の確保 ○協力薬局の在庫医薬品の供給方法及び供給施設の具体化 ○地域に在庫がない災害時に必要な医薬品確保にむけ備蓄等の推進	（１）医療救護活動に必要な医薬品の確保 ○在庫医薬品を半透明ケースにリストと共に保管する薬局が増加（１２薬局→１５薬局） 【課題】 ○リスト以外に地域に残存する医薬品を把握し、確保及び活用方法を医薬品流通調査結果（県医事薬務課）から検討	**震災発生後において、医療及び福祉等が連携し、必要な医薬品等の物資が確実に又迅速に供給される体制を確立している。** ○圏域の医療救護活動や福祉対応に必要な医薬品等の物資の把握及び確保 ・医療救護所で必要な医薬品等を確保 ・救護病院で必要な医薬品等を確保 ・災害拠点病院で必要な医薬品等を確保 ・慢性疾患等の患者が必要とする医薬品を確保 ・福祉避難所で必要な必要物品の確保方法について検討体制ができる。 ◆新たな被害想定の傷病者数に必要な医薬品の数量確保 急性期２５品目（協定）　→　４７品目（県備蓄医薬品） 慢性期５１品目（協定）　→　約８９品目（県で検討中） （注：現時点では、被害想定者数（H18.7）で数量を確保） ◆新たな被害想定の傷病者数に必要な医療資材等の数量確保 ０種類　→　２７種類（県備蓄品）
	（２）福祉避難所で必要な物資（介護用品など）の確保 ①施設等の意向調査を実施 ・福祉避難所で使っている物資について把握 ★②計画的な物資備蓄の推進 ・県補助等を活用し、市町村の予算確保と広域での備蓄確保を検討していく。	○福祉避難所で必要な物資の備蓄ができていない。	（２）福祉避難所で必要な物資（介護用品など）の確保 ★①広域福祉避難所で必要な物品を把握し、広域で備蓄の必要な物品等の確保の方法について検討ができる。	（２）福祉避難所で必要な物資（介護用品など）の確保 ○広域福祉避難所で必要な物品を調査し、広域で備蓄の必要な物品リスト作成	（２）福祉避難所で必要な物資（介護用品など）の確保 ○協定施設の必要物品をリストアップ 【課題】 ○必要物資の調達の仕組みづくりの検討 ○備蓄品の管理方法の検討	
	2　人材の確保 （１）災害時に対応できる医療従事者等の人材育成と確保 ①地域の薬剤師が災害発生直後に地元市町村で活動できる仕組みづくり ・協定締結 ★②災害時の薬剤師の活動について ・地元薬局にアンケート調査実施	○薬剤師会支部と災害直後の薬剤師の派遣について協定を締結 ○地域の看護・介護・福祉人材の把握ができていない。	（１）医療従事者等の人材育成と確保 ★①災害時の人材確保のため勤務又は居住している医療従事者(薬剤師、看護師)の把握及び災害時の協力依頼 ★②災害時対応ができるように救護病院等の医療従事者への研修及び訓練の実施	（１）医療従事者等の人材育成と確保 ○災害時対応ができるように勤務又は居住している医療従事者(主に看護師)への研修及び訓練の実施 ○研修等受講者に災害時の協力依頼	（１）医療従事者等の人材育成と確保 ○拠点病院と救護病院で地域の医療従事者を対象に研修会を実施（4回、参加者269名） ○看護協会主催の「地域災害支援ナース育成研修会」に協力（参加者68名） 【課題】 ○災害時に協力できる医療従事者の確保が必要	**震災発生後において、医療及び福祉等で活躍する医療従事者や看護･介護･福祉の専門職が十分に育成･確保され迅速に活動できる体制が確立している。** 震災発生時に圏域に居住及び勤務する医療関係者及び介護、福祉人材が活動していくための研修及び訓練を実施 ・災害時に必要な医療救護活動ができる人材を確保 ◆研修の徹底　→　全救護病院（７病院）が研修に参加 ・医療従事者（薬剤師、看護師）が、災害時に医療救護活動ができる仕組みを構築（登録制度等） ◆地域に居住する薬剤師及び看護師の把握及び協力要請 ・地域で災害時に対応できる介護・福祉の人材が明らかになる。
	（２）災害時に対応できる介護・福祉等の人材育成と確保（ボランティアを含む。） ①地域の看護協会と災害支援ナース等の人材活用の仕組み等について協議を検討してきた。 ②高知大学医学部との災害支援学生ボランティアの確保に向けた協議を行った。	○災害ボランティアの広域対応の仕組みや要援護者支援関係団体の役割分担等について協議ができていない。	（２）介護・福祉等の人材育成と確保 ★①広域福祉避難所や福祉対応で必要とされる人材の把握	（２）介護・福祉等の人材育成と確保 ○広域福祉避難所で必要とされる人材のリストアップ	（２）介護・福祉等の人材育成と確保 ○協定施設で必要となる人材をリストアップ ○福祉避難所に関する研修会の開催（参加者101名） 【課題】 ○人材の確保及び育成の仕組みづくりの検討	
	3　情報の収集及び情報共有する仕組みづくり （１）要援護者の医療確保 ★①要援護者の医薬品情報等を集計 ・災害時に必要な医薬品の把握	○要援護者等の医療情報等が把握されていない。	（１）要援護者の医療確保 ★①要援護者等に必要な医薬品を医薬品供給リストに追加し確保策を検討 ②地域の医薬品需要の把握及び災害時対策構築 ③要援護者の服用医薬品情報の活用	（１）要援護者の医療確保 ○香南市の要援護者台帳にある服用医薬品データを分析し、地域に必要な慢性疾患用医薬品のリスト作成 ○慢性用医薬品確保方法の具体化	（１）要援護者の医療確保 ○香南市の要援護者台帳にある服用医薬品データを分析し、使用医薬品が地域の薬局の在庫として多くあることを確認	**震災発生後において、医療及び福祉等を必要とする者の情報が関係機関で共有でき、災害時に対応できる体制を確立している。** ○災害時に各種情報を圏域の市町村と共有し、迅速な対応ができる体制を構築 ・災害時に圏域で必要な医薬品等を発生直後から把握していける情報伝達システムを構築 ・圏域の要医療者に必要な医薬品等の情報を把握 ・広域福祉避難所対象者の情報共有の仕組みを検討出来る体制を構築
	（２）要援護者情報把握 ①市町村の要援護者台帳整備に向けての取組みを支援 ②要援護者支援に関する研修会の開催	○システム導入など台帳整備に向け、市町村内で関係機関の情報共有は少しずつ進みだしたが、個別支援計画の策定が進んでいない。	（２）要援護者情報把握 ★①広域福祉避難所の対象者として、共有する必要のある要援護者情報を明確にする。	（２）要援護者情報把握 ○広域福祉避難所のトリアージに必要な情報の整理	（２）要援護者情報把握 ○協定施設の受け入れ選定に必要な情報の整理 【課題】 ○広域福祉避難所につなぐ行政と施設間の情報共有の仕組みの検討	
	4　支援要請、受援体制づくり （１）医療救護活動の具体化及び外部からの受援体制の確立 ★①医療救護所運営等の共通化 ・市町村が作成する医療救護所設置運営マニュアルへの支援 ★②外部支援受け入れ体制の整備 ・市町村及び病院（拠点、救護）と協議	○市町村ごとに医療救護所や救護病院を見直している。 ○市町村及び病院等も受援体制について詳細を定めていない。	（１）医療救護活動の具体化及び外部からの受援体制の確立 ★①市町村における医療及び保健活動等のマニュルの整備及び訓練の実施 ②各救護病院及び拠点病院間の連携等を強化 ★③救護病院及び拠点病院におけるBCP計画等と市町村及び県医療支部における医療救護計画等の整合	（１）医療救護活動の具体化及び外部からの受援体制の確立 ○救護病院及び拠点病院でのBCP策定支援 ○市町村における医療及び保健活動等のマニュアルの整備及び訓練の実施 ○各救護病院及び拠点病院間の連携強化	（１）医療救護活動の具体化及び外部からの受援体制の確立 ○医療救護活動マニュアルをアクションカード化し、３市と図上訓練を実施（２回） ○香南市がアクションカードを使って医療救護所設置訓練を実施 【課題】 ○関係機関との情報伝達等のルール作りが必要	**標準化されたラピッド･ニーズ･アセスメントを取り入れ、医療救護施設及び福祉避難所等が迅速に設置運営でき、また対外的な支援を受け入れることができる仕組みができている。** ○災害時に迅速に外部支援を受け入れる体制を確保 ・圏域において医療救護活動マニュアル等に基づいた訓練を実施 ・広域福祉避難所（知的・発達障がい）の協定締結及び運営マニュアルのバージョンアップ ・広域福祉避難所について、圏域内の住民への周知が進む ・医療支部としての活動及び福祉保健所業務継続計画が実施できる体制が確立 ◆福祉保健所での訓練実施　０回／年→２回／年
	（２）福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立 ①施設運営者と市町（南国、香南、香美、大豊）の広域福祉避難所（知的、発達障がい児者）の設置運営に関する協定締結をコーディネートしてきた。 ②行政と関係施設による福祉避難所の設置・運営に関する勉強会や検討会を開催してきた。	○一般避難所での設置場所、福祉対応等の再検討ができていない。 ○障がいの特性に応じたの福祉避難所が必要であるが、各市町村ごとに設置するのは困難である。	（２）福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立 ★①市町村の一般避難所から福祉避難所へつなぐトリアージが明らかになる。 ★②広域福祉避難所運営マニュアルバージョンアップ ★③被災地の福祉避難所の取り組みを活かした事前準備の共有	（２）福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立 ○広域福祉避難所運営マニュアルの試行と課題の抽出	（２）福祉避難所の設置及び外部からの受援体制の確立 ○福祉避難所（石巻市）への視察研修（参加者9名） ○設置運営マニュアルに基づく訓練の実施と課題抽出（現在訓練内容を検討中） 【課題】 ○市町村の避難訓練に連動した障害児者の受け入れ訓練の実施	
	（３）福祉保健所の初動体制づくり ①福祉保健所初動活動マニュアル（アクションカード方式）作成	○旧医療救護計画での医療支部活動の手引きしかない。	（３）福祉保健所の初動体制づくり ①福祉保健所初動活動マニュアルの改訂 ★②南海地震発生時医療救護活動等初動マニュアルの策定検討	(3)福祉保健所の初動体制づくり ○南海地震発生時医療救護活動等初動マニュアル案の策定	（３）福祉保健所の初動体制づくり ○南海地震発生時医療救護活動等初動マニュアル策定 ・新医療救護計画等をアクションカード化（改定） ・県外からの受援等を加えてバージンアップ （山口県、島根県との意見交換）	

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

中央西福祉保健所　【地域包括ケアシステムの構築（在宅医療）】

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 ［枠］はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
3つの公立病院を中心とした地域包括ケア体制整備	◇3公立病院を中核とした退院支援、病病連携・医療介護の連携等の促進【H22～】 ＊3公立病院（土佐市民・仁淀・高北病院）の退院支援システム構築に向けた院内協議会、研修会、退院前カンファレンス、地域包括支援センターとの連絡会等の実施 ＊3公立病院での入院時スクリーニングシート作成と使用 ＊退院支援モデル病院における退院支援の円滑化・充実への取組 ★3公立病院と民間病院・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等、多機関連携の会議の新設 ★仁淀病院・さくら病院間の入退院連絡表の検討	◇3公立病院の退院前カンファレンス回数【H21年度】 土佐市民：1回 仁淀病院：34回 高北病院：43回 ◇退院支援手順書を整備した公立病院 仁淀病院 【H21年度】 ◇3公立病院の病棟ナースの退院支援への関わり：スクリーニングのみ 【H22年度】 ◇退院後にかかりつけ医と全く連携できていない居宅介護支援事業所 13.3％・4事業所 【H23吾川郡医師会調査】 ◇医療・介護職が定期的に集う場：なし【H21年度】	◇退院支援にかかる公立病院と関係機関の対応手順書等の整備・改善促進 ★病棟ナースの退院支援への意識向上のため、訪問看護ステーションへの派遣研修の実施 ★医療機関・介護関係事業所の連携状況等調査の実施	◇自宅への退院を望む人に100%退院前カンファレンスを実施 【H25年度】退院前カンファレンスの回数 土佐市民：50回 仁淀病院：100回 高北病院：80回 ◇3公立病院を中心とした医療・介護の定期的な連携会議の開催	《達成状況・成果》 ◇自宅退院を望む人への退院前カンファレンスを100%実施 【H25年4～10月】退院前カンファレンスの回数 土佐市民：29回 仁淀病院：37回 高北病院：26回 ◇医療・介護関係者との定期的な連携会議が定着 ＊土佐市地域包括ケア意見交換会（1回/2月） ＊いの町立機関連絡会（1回/月） ＊高北病院・春日荘カンファレンス（1回/月） ◇自宅への退院率（7～9月平均）が向上 【H22年 52.8% ⇒ H25年度 58.0%】 ◇平均在院日数（7～9月平均）が短縮 【H22年 19.6日 ⇒ H25年 17.3日】 《課題》 ◇退院支援システムの民間病院への拡大 ◇歯科医師・薬剤師・栄養士等より多くの職種による医療・介護の連携促進	［枠］医療・介護・福祉の連携、支え合いの地域づくりが進み、安心して在宅療養できる地域になっている。 ◆退院支援手順書を整備した公立病院：3病院（100%） ◇3公立病院で病棟ナースが退院支援の中心となり、退院支援の迅速化、質の向上 ◆3公立病院で自宅への退院者数が増加
地域ケア会議等による高齢者の自立支援の促進	★地域ケア会議を通じた地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、サービス事業所のケアマネジメント力向上 【H24年度：いの町における地域ケア会議のモデル的開催と管内市町村への公開。管内市町村・事業所対象の自立支援型ケアマネジメント研修】	◇いの町の要介護認定者に占める要支援１・２の割合 21.8%【H23年度】 ◇いの町の介護予防事業（二次）：１事業（24回コース×2回）【H23年度】 ◇地域ケア会議開催市町村：なし【H23年度】	◇いの町での地域ケア会議の質の向上とサービス事業所の自立支援の理解の促進 ◇他市町村への地域ケア会議の拡大 ＊管内市町村等研修会の開催	◇いの町での地域ケア会議の継続、町内サービス事業所の自立支援への取組みが拡大 ◇地域ケア会議開催に向けた取組みに、新たに着手する管内市町村数：2市町村（33%）	《達成状況・成果》 ◇いの町が地域ケア会議を継続開催（1回/2月） ◇いの町訪問・通所介護事業所研修会への参加者全員が、学びを業務に反映すると回答し、自立支援への取組が拡大 ◇地域ケア会議開催市町村数：4市町村（67%） 【いの町（H24～）・土佐市（11月～）・越知町（11月～）・日高村（1月～）】 《課題》 ◇地域ケア会議の定例化と質の向上 ◇必要な研修等の企画支援 ◇地域ケア会議未実施の2町への働きかけ	◇いの町で地域ケア会議が継続 ◆いの町で要支援1･2からの改善者が増加 ◆いの町の要介護認定者に占める要支援1・2の割合が減少。 ◆地域ケア会議を開催する市町村：3市町村（50%）
在宅療養の住民啓発	◇パネル・ポスター・リーフレットの製作・配布【H23】 ★民生委員への出前講座の実施	◇在宅で最期を迎える人の割合（管内平均8.2%、県平均12.4%） 【H22人口動態調査】 （背景）自宅で介護を受けたいというニーズ。 （仁淀川広域44.9%、吾北広域52.9%、県平均41.5%） 【H22県民世論調査】	◇老人クラブ等への出前講座の実施 ＊訴求力を高めるため、実際の介護・看取り経験者、在宅支援専門職による在宅療養のメリット・成功事例の啓発DVDを製作・活用	◇在宅療養の必要性・重要性に関する住民の理解度の向上 ◇「寝たきりの在宅療養」､「自宅での看取り」の実践可能性に関する住民の理解度の向上	《達成状況・成果》 ◇出前講座を3回（老人クラブ・食生活改善推進協議会・佐川町長寿大学）実施し、241名に啓発 ◇出前講座参加者の理解度が向上 【アンケート調査結果】 ＊在宅療養の必要性・重要性：95%が理解 ＊寝たきりの在宅療養の実践可能性：17%⇒91% ＊自宅での看取りの実践可能性：17%⇒84% 《課題》 ◇啓発実施機関・団体の拡大によるより多くの住民への啓発	◇在宅療養を希望し選択する住民が増加。 ◇在宅で最期を迎える人の割合が増加。
小地域見守りネットワーク事業	◇高齢者等の見守りネットワーク検討事業による地域の見守り体制の構築【H21～22】 *市町村、社協、民生委員等との孤独死事例の検証による見守り課題の抽出 *地域見守りネットワーク研修会の開催 *見守り・見守られリーフレットの作成・配付 *事業報告書の作成・配付 ◇小地域見守りネットワーク事業による地域の見守り体制の強化【H23～】 *土佐市戸波地区の見守りネットワークづくりへの取組み（支え合いマップ作成） *地域見守りネットワーク研修会の開催 ★緊急時等見守りカードを活用した見守り体制づくりの検討、市町村への提案 ◇中央西地域支え合い資源集の作成・配付【H21、23】	◇地域での支え合いの力が弱まっていると県民の55.8%が感じている 【H21県民世論調査】 ◇小地域見守りネットワークのある市町村:佐川町、日高村 【H23】	◇市町村地域福祉（活動）計画推進や災害時要援護者対策の取組みを通した小地域の見守りネットワークづくりへの支援を継続 ★緊急時見守りカード等を活用し、医師会･薬剤師会･消防等と連携した見守り活動について検討	◇小地域見守りネットワークの仕組みづくりに取組む市町村を増やし、地域の見守り力を向上させる ◇既存の市町村見守りカード等を活用して医師会、薬剤師会、消防等と連携した見守りネットワークの仕組みができる	【達成状況・成果】 ◇土佐市、越知町：小地域見守りネットワークづくりに着手し、モデル地区を選定 ◇既存の市町村見守りカード等を活用した中央西地域見守りネットワークの構築に市町村と合意 【課題】 ◇要配慮者の避難支援対策と一体化した見守りネットワークの構築	◆小地域見守りネットワークが立ち上がっている市町村:6市町村(100%)

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

須崎福祉保健所　【地域と職域が連携した働き盛りの健康づくり】

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取組	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況（H25, 12月現在） （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
地域と職域が連携した働き盛りの健康づくり	1　事業所での主体的な健康づくりの促進 （1）健康づくり推進部会の開催（年2回） 健康増進計画、地域と職域の健康づくりの推進について、現状や課題について協議 （2）事業所での健康づくり実態把握及び具体的支援 ★ ①「働き盛りの健康づくり事業所アンケート」の実施（147か所） 職場衛生推進体制、たばこ対策、健康問題、健康づくりの取組等を調査 ★ ②事業所訪問（12か所） 地域産業保健センターとともに事業所を訪問し、健康づくりの取組把握、出前健康教室のＰＲ ★ ③出前健康教育の開催（10回） 約150事業所にＰＲしたが、実施は10回	○管内の事業所は、小規模なところが多く勤労者の健康管理に十分に取り組めていない。 ○事業所の健康づくりに関する現状や課題が未把握 （部会委員意見）	1　事業所での主体的な健康づくりの促進 （1）日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会「健康づくり推進部会」での地域と職域の健康づくりの推進について協議・調整（年３回） （2）事業所の主体的な健康づくりの推進 ★ ①職場の健康づくりチャレンジ表彰 主体的な取組を支援・評価し、健康づくり機運を高める ②出前健康教室の開催 ③職場の健康づくり実態調査の実施 従業員２０人以上の事業所（約200）の健康づくりの実態把握	・職場のチャレンジ表彰応募10件 ・出前健康教室民間事業所10か所 ・従業員20人以上の事業所の健康づくりの実態と課題を事業所と共有	（1）「健康づくり推進部会」の開催（3回） （2）事業所の主体的な健康づくりの推進 ・「職場の健康づくり応援事業」の後援団体（16団体・機関）との協力関係ができた。 ①職場の健康づくりチャレンジ表彰 ・実態把握の結果を基に勧め12事業所から応募 ②出前健康教室の開催（13回, 延665人, うち民間10事業所）によるニーズ把握、啓発 ③健康グッズ貸出し（12事業所）による啓発 ④職場の健康づくり実態調査 ・従業員20名以上の160事業所中125事業所（78%）から回答 実態把握と担当者リストの作成（健康教育15%） 【課題】 ・職場の健康づくり体制の整備 事業所に「健診担当者」はいるが、健診後の保健指導や健康づくりには未着手の事業所が多い。 ・事業所の主体的な健康づくりの推進	≪管内の50%以上の事業所が年に1回は健康教育に従業員を参加させる≫ 1　事業所での主体的な健康づくりの促進 ◆働き盛りの健康づくりの重要性について事業主の理解を深め、管内の30%以上の事業所が年に１回は健康教育に従業員を参加させる。（管内の従業員20人以上の事業所約200社を中心に取組を促進 ＊実態把握のうえ、目標値見直し予定
	2　健康管理行動の定着促進 ★（1）特定健診個別健診受診促進事業の実施 ・先進地医療機関等の調査 ・「特定健診ヒント集」作成（約100部） 特定健診受託医療機関の医師、看護師等に配布 ・「特定健診受託医療機関における取組に関する調査」の実施（24機関） 医師の声掛け、健診後指導等を調査 （2）市町、医療機関担当者の研修会・意見交換会（2回）	○特定健診受診率 （H22市町国保） 管内全体：36.0% 須崎市：28.6% 中土佐町：45.0% 梼原町：76.1% 津野町：46.9% 四万十町：30.4% ○個別健診受診者数 （H22）約1330人	2　健康管理行動の定着促進 （1）特定健診の受診促進 ・若い世代を中心に医療機関における個別健診の受診を促進するため、市町と協働で、医療機関を訪問して啓発や研修会を実施 ★（2）保健指導の確保 ・医療機関の外来における生活習慣病予防のための保健指導の実態把握と、充実に向けた検討の開始	・全市町で個別健診の受診率が上がることで、市町国保の特定健診受診率が管内全体でＨ24より２ポイント上昇する。 ・医療機関での保健指導の実態に基づき市町担当者等と協議の場を持つ。	（1）特定健診の受診促進 ・市町と医療機関を訪問し協力を得た（24機関） ・管内特定健診実施率（H22:36.0%➡H24:40.0%） （2）保健指導の確保 ・医療機関の保健指導の実態調査 特定健診受託医療機関30機関中 29機関（87%）から回答 ・市町村担当者会（2回）、慢性腎臓病事例検討会（2月）を開催し担当者との協議を行った。 ・特定保健指導終了率（H22:18.2%➡H24:20.6%） 【課題】 ・市町･保険者･医療機関での保健指導の充実 ・専門医等との連携	≪特定健診受診率が全市町で60%を超える≫ ≪個別健診受診者数がH22の1.5倍になる≫ 2　健康管理行動の定着促進 ◆市町国保の特定健診受診率が管内全体でH24より10ポイント上昇する。 ◆個別健診受診者数がH22の1.2倍になる
	3　たばこ対策の推進 （1）禁煙をサポートする環境づくり ★ ・「お子さんのいる家庭のたばこについての調査」（保育所・幼稚園の3～5歳児のいる世帯調査等） ・禁煙サポーターズ養成 （2）受動喫煙防止対策 ★ ・働き盛りの利用する施設を重点取組対象施設（飲食店等）として現状把握・啓発（110店） ★ ・食品衛生協会の「衛生教室」で啓発（745人）	○管内男性喫煙率 （H22）27.4% （特定健診結果） （参考） ○保育所・幼稚園児の ・父親喫煙率 （H24）48.8% ・受動喫煙率 （H24）33.6% ○家族で利用する飲食店の禁煙・分煙対策未実施率 73.6%	3　たばこ対策の推進 （1）禁煙をサポートする環境づくり ★ ①禁煙外来の活用促進（事業所訪問等） ②健康づくり団体等を活用した啓発 ③「お子さんのいる家庭のたばこについての調査」結果に基づく家族ぐるみの禁煙推進（保育所、乳幼児健診会場等での啓発） （2）受動喫煙防止対策の推進 ①働き盛りの利用する飲食店、宿泊施設（★）等への重点取組 ②事業所における禁煙・分煙状況把握（職場の健康づくり実態調査（再掲））と改善方策の啓発	・禁煙・分煙の飲食店が5件増える。 ・宿泊施設の禁煙・分煙状況把握と啓発及び半年後の改善状況確認調査実施 ・従業員20人以上の事業所の禁煙・分煙状況把握（再掲）	（1）禁煙をサポートする環境づくり ①禁煙外来の活用促進 ・啓発チラシ作成・配布（計180部） ②健康づくり団体等を活用した啓発 ・とさ禁煙サポーターズ養成（ヘルスメイト約30人） ③家族ぐるみの禁煙促進 ・市町広報掲載3市町、民生委員、養護教諭等啓発、健康まつりでとさ禁煙サポーターズによる啓発 （2）受動喫煙防止対策の推進 ①飲食店、宿泊施設等への重点取組 ・定員20人以上又はねんりんピック指定の46施設の禁煙対策実態調査・啓発 建物内禁煙:4/46（8.7%）施設 ②職場の健康づくり実態調査（再掲）と改善方策啓発 建物内禁煙:59/125（47%）事業所 【課題】 ・施設の禁煙・分煙の環境づくり対策推進 ・住民自らが取り組む対策推進 40～59歳管内男性喫煙率は、H20:39.7%→H24:39.1% と減少していない。 また、管内保育所・幼稚園児の父親喫煙率は48.8%（H24当所調べ）と高い。	≪男性の喫煙者が20%以下になる≫ ≪保育所･幼稚園児の父親の喫煙率をH24年度の実態調査結果より10ポイント下げる≫ 3　たばこ対策の推進 ◆男性の喫煙者が25%以下になる。 ◆保育所･幼稚園児の父親の喫煙率を H24年度の実態調査結果より5ポイント下げる。
	4　成人歯科保健対策の推進 ★（1）高幡地域歯科保健連絡会の設置（２回開催） ・歯科保健医療の現状や課題を関係者で協議し、具体的な対策へ繋げる （2）市町の歯周病予防事業への支援 ・須崎市、中土佐町、津野町の健康福祉まつりや歯周病健診等を支援 ★（3）事業所への健康教育の実施 ・出前健康教室として、事業所の希望に応じて、歯周病予防の啓発を実施 （３回（再掲出前健康教室10回の内））	（参考） ○津野町の調査（H24） ・60歳で24本以上歯が残っている人 津野町：40%（H24） 県　：71%（H23） 国　：60%（H17） ・年１回歯科健診・相談を受ける人 津野町：24%（H24） 県　：38%（H23）	4　成人歯科保健対策の推進 （1）高幡地域歯科保健連絡会（２回開催予定） ・働き盛りの具体的な歯周病予防対策の協議 （2）市町等の歯周病予防事業への支援 ・未実施を含む全市町への歯周病対策の情報提供・事業実施支援 ・健康づくり婦人会連合会等、様々な団体等を通じた啓発や支援	･市町（須崎市、中土佐町、梼原町、津野町）成人歯科保健事業の結果を基に、高幡地域歯科保健連絡会で成人期の効果的な歯科保健対策が検討される。	（1）高幡地域歯科保健連絡会（３月開催予定）で6024歯援隊の協議 （2）市町等の歯周病予防事業への支援 ・市町に出向き成人歯科健診や歯周病予防事業について情報提供・支援協議（５市町） ・市町の健康づくり推進員等への歯周病予防研修会の開催（2回, 120名） ・出前健康教室で民間事業所歯周病予防研修実施（再掲5回, 延330人） 【課題】 ・成人期の歯科保健の意識が低い。6024達成者が少なく、働きざかりの歯周病予防対策の推進が必要	≪60歳で24本残存歯がある人が90%いる≫ ≪歯周病予防のため、かかりつけ歯科医または市町 4　成人歯科保健対策の推進 ◆60歳で24本残存歯がある人が75%いる。 ◆歯周病予防のため、かかりつけ歯科医または市町歯科保健相談で年に1回健診を受ける人が50%になる。 ＊実態把握のうえ、目標値見直し予定
	5　市町における推進戦略の構築 （1）市町「健康増進計画」の支援 ・梼原町　Ｈ２２　改定 Ｈ２３～活動計画策定・進捗管理支援 ★　・須崎市・津野町　Ｈ２３～Ｈ２４　改定支援	○管内全市町で計画策定済み	5　市町における推進戦略の構築 （1）市町「健康増進計画」の支援 ・中土佐町、四万十町の健康増進計画の改定支援（食育推進計画を含む） ・住民参加による計画のＰＤＣＡサイクルの構築支援	･中土佐町の第2期健康増進計画が策定される。 ･四万十町の現計画の現状分析完了 ･須崎市、梼原町、津野町で住民と協働で健康増進計画の進捗確認の会議が開催される。	（1）市町「健康増進計画」の支援 ・第2期中土佐町健康増進計画をよさこい健康プラン21の目標、食育推進関係の充実を意識した計画になるよう支援できた。 ・第1期四万十町健康増進計画評価のため住民アンケートが実施できた。	≪市町が主体的に年1回はPDCAで計画の進捗管理 ができる≫ ≪住民団体等が計画の推進に参画し、主体的な健康 5　市町における推進戦略の構築 ◆福祉保健所の支援を受けながら市町が年1回はPDCAで計画の進捗管理ができる。 ◆住民団体等が計画の推進に役割を担うことができる。

日本一の健康長寿県構想の推進によって実現を目指す本県の姿

幡多福祉保健所　【高齢者が安心して暮らせる地域づくり】

日本一の健康長寿県構想の目指す方向	これまでの取組 ★は24年度からの新たな取組	第２期 スタート時点	H27年度末の姿を目指した取組 ★は25年度からの新たな取	H25年度末の到達点（成果目標）	H25年度の取組状況 （達成状況や成果、課題）	H27年度末の姿 □はH33年度末の姿 ◆は主な数値目標
高齢者が安心して暮らせる地域づくり ○医療と介護の連携（多職種・地域連携）	●多職種への口腔ケアの普及・周知 ・歯科、介護職、医療職等を対象に高齢者の口腔ケア実技者研修、口腔機能向上等の各種研修会の開催 ★口腔ケア施設内実技研修会の開催 ※四万十市において「介護保険の居宅療養管理指導」に結びつけることを目的に口腔ケア事業をH23年度から実施中	●高齢者の口腔ケアが介護の現場等で後回しになっている。 ・要介護者の約３割が施設を利用 ・「口腔機能維持管理体制加算」算定施設が２６施設中３施設のみ	●幡多歯科医師会と連携して、施設内での口腔ケアの取組みを支援する。 ・研修会実施施設の評価 ・施設での口腔ケア取組みの支援（実技研修、周知啓発） ★管内歯科衛生士の人材育成 （介護保険施設等で口腔ケア支援のできる人材） ●今後の検討課題 ・施設以外での高齢者に対する口腔ケアの支援 （GH、デイサービス、居宅など） ※居宅での支援は現在四万十市が取組中	●対象施設での口腔ケアの取組み数の増加 介護保険施設等で協力歯科医師等と職員が連携して口腔ケアの視点で入所者に対応できる。 （平成24年度：3施設） （平成25年度：10施設） ●実施した施設の効果を「見える化」することで他施設へ波及している。	【達成状況】 ○口腔ケア支援事業実施施設（5施設）の決定（11/21） （千寿園、豊寿園、サンケアしみず、しおさい、渭南病院） 【今後の予定】 ○実技研修の実施 ・1月：千寿園、渭南病院 ・2月以降：サンケアしみず、豊寿園、しおさい ○申込施設以外へのアプローチ（事業所個別訪問） ○歯科衛生士のスキルアップ支援（四万十市との共催） ○「口腔ケア実施マニュアル」（H24実施済み施設のデータ集計他）の作成 【課題】 ・介護施設により口腔ケアの取組みに対し温度差がある。 ・協力歯科医師等の口腔ケアに対する意識が乏しい。. ・施設で口腔ケアの支援ができる人材（歯科衛生士）の不足。 【成果】 ○口腔ケア取組の評価（H24年度実技研修実施施設へのヒアリング） ・協力歯科医師と施設の連携が図られ口腔機能の向上につながった ・介護職員が口腔ケアの視点を持って入所者に対応するようになった ・入所者へのアセスメントの実施により改善傾向を把握することができた	□●より多くの高齢者が、「口から美味しく食事ができる」。 ●病院、施設、居宅何処に住んでいても口腔ケアが行われる環境を整備して、誤嚥性肺炎を防いでいく。 ◆65歳以上に占める肺炎による死亡者割合（H33：10％）□ ●口腔ケアに取り組む施設の拡充 ◆全施設等での取組み実施（２６施設） ●施設入所者が「口から美味しく食事ができる」 ◆65歳以上に占める肺炎による死亡者割合 （H22：12.7％→H27：11％）
	●入退院時の医療機関と居宅介護支援事業所の情報共有 ・「地域医療の連携を考える会議」の設置（H20，21） ・H22：土佐清水市において連絡票運用開始 ・H23：管内の他市町村への運用準備 ・H24：管内の全市町村で運用開始	●入退院・入退所連絡票の普及 ・土佐清水市においては連絡票が活用されている ・四万十市において運用開始（H23.10）	●管内全域での連絡票の活用促進 ●病院とケアマネジャーの顔の見える関係づくり ★各居宅介護支援事業所（32事業所）への聞き取り調査（病院等との情報共有の状況など）	●居宅支援事業所と病院等との情報共有の現状を把握し、問題点を分析したうえで土佐清水市以外の市町村での活用を促進する。	【達成状況】 ○ヒアリング結果の取りまとめ（11月） ○結果の概要 ・活用事業所6ヶ所 ・活用していない事業所27か所（別様式使用：20か所、主に口頭：7か所） （活用していない事業所での情報共有方法） 入院時：ケアプラン作成時に用いた資料など 退院時：国の標準書式（情報提供書）、看護サマリーなど 【課題・今後の取組】 ○1月以降：居宅介護支援事業所のヒアリング結果をもとに病院・有床診療所のヒアリングを実施する。 ・居宅介護支援事業所と病院等との情報共有が円滑になされているかの検証 ・病院内で居宅の情報が共有されているかの検証が必要	□●入退院、入退所の際に、病院や施設と在宅介護支援事業所との間で、情報をスムーズに提供し合い、処遇向上につながっ□ ●在宅時、入院時の必要な情報が関係者間で共有される。 ●医療・介護・福祉等の多職種連携により、介護や生活支援のサービスが有機的につながり、退院後も安心して在宅生活ができる方が増えている。
	●摂食・嚥下障害のある高齢者の食生活の改善 ・食形態調査に基づく一覧表の作成（病院、施設） ・在宅介護の現状を把握し、関係職種の意見を聞く（30事業所、6市町村包括） ・栄養士ネットワークと連携した嚥下食の充実に向けた多職種での調理研修会の開催 ・グループホーム管理者（２６ヶ所）にアンケート調査を実施し、現場で困っている事に対応（疾患別の食事療法、簡単なトロミ食の作り方、形態別食事の調理）	●各病院、施設での治療食の食形態や呼び名が異なっている。 ・転院等により誤嚥のリスクがある ・在宅介護では、むせ込みのある方の調理やとろみ食の作り方で困っている	●関係施設の食形態等の情報共有（HP上での見やすい情報の更新） ●栄養士がいない介護事業所や在宅介護に従事するヘルパー、家族の方を対象とした調理研修会の開催（２月開催予定） ●今後の検討課題 ・口腔ケアの取組みとの連携 ・会場、実施回数の検討	●研修会に参加した職員やヘルパーが介護食の知識や調理技術を身につける。 ●受講された方の職場での取組み状況をつかむ。	【達成状況・成果】 ○研修会参加者の所属施設18のうち13施設で職場での取組み状況を確認できた。 ・10施設で研修内容について職場で伝達し、スタッフ間で情報共有できていた。 ・調理実習での内容がスキルアップにつながり、職場で役立っていると回答があった。 ○食形態一覧表をＨＰ掲載し活用を推進している。 【今後の予定】 ○介護食調理研修会の開催 ・時期：２月中旬　　場所：宿毛市、土佐清水市 ・対象：訪問介護事業所の訪問介護員、介護支援専門員、グループホーム職員 ・内容：調理実習（とり肉じゃがの調理形態等）、口腔ケアや誤嚥防止の体位等の講習 ○ヘルパー養成研修カリキュラムへの取り入れについての協議 【課題】 ○高血圧や糖尿病の方への食事提供や、在宅高齢者の食事・栄養に関する課題がある。 ○在宅やグループホーム等の栄養士のいない施設の介護食（嚥下の程度、栄養状態に合わせた食事）が充分でないこと。 ○介護職員の嚥下食に対する調理技術が充分でないこと。	□●病院、施設間で提供されている食形態の情報共有が図られている。 ●全てのヘルパーやグループホーム職員など居宅介護に関わる職員が嚥下食の調理技術を身につけている。□ ●病院、施設間で提供されている食形態の情報共有が図られている。 ●多くのヘルパーやグループホーム職員など居宅介護に関わる職員が嚥下食の調理技術を身につけている。
	●認知症家族の介護負担軽減のための支援強化 ★在宅介護を行う家族等を対象にした交流会や研修会の支援	●家族介護をしている人の学習や交流の場が少ない	●幡多家族の会に対して継続して学習する場を支援する。 ●地域包括支援センターや幡多家族の会と連携して、各地域での交流の場の拡充を図る。	●立ち上がり期の各市町村の「家族会」が継続して取組みが行われている。	【達成状況・成果】 ○男性による認知症介護を考えるセミナー＆交流会（11/15 参加者：80人）を開催して、交流の場と併せて学習の場を持てた。 ○認知症にやさしい社会の取材（家族会：1月高知新聞掲載予定） 【今後の予定】 ○1/25　幡多の「慢性疾患と認知症を合併している患者の在宅ケア」や「認知症疾患医療センターについて」の周知広報する内容で研修会を開催予定。 ※講師：渡川病院相談員、オレンジドクター等、えっころネット（予定） 【課題】 ○各市町村家族会の活動の充実・強化。	□●在宅介護を行う家族が安心して介護できる。□ ●身近な地域で（各市町村で）介護家族が交流できる場ができる。 ●身近で相談できる場（窓口）の拡充。包括、サポート医とかかりつけ医、介護サービス事業者、「あったか」等との連携が取れている。 ●地域での見守り体制を構築（キャラバンメイト、サポーターの増加等）し、本人・家族の応援者を増やす。 ●地域の集いの場（「あったか」、サロン）や、訪問を活用して、認知症の早期発見、予防に努める。 （※他の認知症対策に関わる事業の取組み成果も併せて記載）
	●市町村の地域福祉の推進 （１）市町村地域福祉計画・活動計画の支援 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定支援 ★地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践支援 ●あったかふれあいセンターの機能強化 ①あったかふれあいセンターへの個別支援 ・運営推進委員会への支援 ・個別の相談ごとへの対応 ②あったかふれあいセンター職員への研修会 ・市町村職員、あったかふれあいセンター職員を対象とした担当者会 ★あったかふれあいセンター連絡協議会での研修及び情報交換	●管内全ての市町村で、地域福祉計画及び地域福祉活動計画が策定された （計画づくりをきっかけに地域の課題が明確になった） ●あったかふれあいセンター管内全ての市町村で実施 H24年度は10か所 （新規開始３ヵ所）	●市町村の地域福祉の推進 ・市町村の状況に合わせた活動の実践支援 ・職員を対象とした研修会の開催 ●あったかふれあいセンターの機能強化 ・あったかふれあいセンター連絡協議会の開催 ・各あったかふれあいセンターの個別課題への支援（小地域ケア会議）	●市町村において、地域づくり、支え合いの仕組みづくりに関する機関等が、地域の課題を共有し、それぞれの役割について確認できるとともに、有効的・効率的に連携できている。 ●市町村において、地域ごとに話し合いの場が持て、具体的な活動を展開できる。 ●それぞれのあったかふれあいセンターにおいて、地域の課題整理ができる（課題についてセンター内で共有できる）	○市町村の地域福祉の推進 【達成状況・成果】 ・座談会の開催、打ち合わせや現場での実践等の支援 ・見守りネットワーク（災害時要援護者関係等）の取り組みへの支援 ・連携強化をを目的とした、関係職員を対象とした研修会等を開催 【課題】 ・市町村によっては、地域福祉の担い手となる各団体間（社協やあったか、地区組織等）の連携が不十分 ・市町村によって、進捗状況や取り組みに温度差 ○あったかふれあいセンターの機能強化 【達成状況・成果】 ・連携強化、スキルアップを目的とした検討会等の開催 ・運営会議、小地域ケア会議、座談会等へ出向き、各あったかにおける個別課題への支援を実施 【課題】 ・人材の確保と職員のスキルアップ ・小地域ケア会議等の運営	□●身近な地域で必要な福祉サービスを受けられる仕組み（地域包括支援ネットワークシステム）が構築されている。 ●年齢や障害の有無にかかわらず誰もが集いふれあうことのできる場所が整備されている。□ ●市町村の地域福祉の推進 ・地域での住民の交流の場が広がり、地域が活性化する ・地域での住民主体の支え合いの仕組みができる ●あったかふれあいセンターの機能強化 ・各あったかふれあいセンターで地域の実状に合わせた取組ができている ・あったかふれあいセンターと集落活動センターが融合した取組が行われ、高齢者や障害者の生きがいにつながっている ・地域の住民、関係機関の連携が取れ、地域包括ネットワークシステムが構築されている